

平成 2 4 年旭市議会第 3 回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成 2 4 年 9 月 7 日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	4
閉会	6

決算審査特別委員会 平成 2 4 年 9 月 1 4 日（金）

付議事件	7
出席委員	7
欠席委員	7
委員外出席者	7
説明のため出席した者	7
事務局職員出席者	8
開会	9
議案の説明、質疑	1 0
議案の採決	6 8
散会	6 8

決算審査特別委員会 平成24年9月18日（火）

付議事件	6 9
出席委員	6 9
欠席委員	6 9
委員外出席者	6 9
説明のため出席した者	6 9
事務局職員出席者	7 0
開議	7 1
議案の説明、質疑	7 2
議案の採決	9 1
閉会	9 6

建設経済常任委員会 平成24年9月20日（木）

付議事件	9 9
出席委員	9 9
欠席委員	9 9
委員外出席者	9 9
説明のため出席した者	9 9
事務局職員出席者	1 0 0
開会	1 0 1
議案の説明、質疑	1 0 2
議案の採決	1 1 8
所管事項の報告	1 1 9
閉会	1 2 5

文教福祉常任委員会 平成24年9月21日（金）

付議事件	1 2 9
出席委員	1 2 9
欠席委員	1 2 9
委員外出席者	1 2 9
説明のため出席した者	1 2 9
事務局職員出席者	1 3 0
開会	1 3 1
議案の説明、質疑	1 3 1
議案の採決	1 6 2
所管事項の報告	1 6 3
陳情の審査	1 6 9
陳情の採決	1 7 2
閉会	1 7 2

総務常任委員会 平成24年9月24日（月）

付議事件	1 7 5
出席委員	1 7 5
欠席委員	1 7 5
委員外出席者	1 7 5
説明のため出席した者	1 7 5
事務局職員出席者	1 7 5
開会	1 7 7
議案の説明、質疑	1 7 8
議案の採決	1 8 3
所管事項の報告	1 8 3
閉会	1 8 9

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 7 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成24年9月7日（金曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（9名）

委員長	木内 欽市
委員	嶋田 哲純
委員	伊藤 房代
委員	伊藤 保
委員	大塚 祐司

副委員長	平野 忠作
委員	景山 岩三郎
委員	島田 和雄
委員	宮澤 芳雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林 俊介
----	------

副議長	林 七巳
-----	------

事務局職員出席者

事務局長	堀江 通洋
主査	榎澤 茂

事務局次長	向後 嘉弘
-------	-------

開会 午後 1時28分

○議会事務局長（堀江通洋） 本会議でお疲れのところご苦労さまです。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます嶋田哲純委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、嶋田哲純委員、よろしくお願いします。

（座長 嶋田哲純 座長席に着席）

○座長（嶋田哲純） ただいまご指名をいただきました嶋田哲純でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、林俊介議長、林七巳副議長に出席をいただいております。代表いたしまして、林俊介議長よりごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） 今、座長のほうからのご指名でございます。

先ほどごあいさつ申し上げたとおりでございますして、ただいま本会議におきまして、9名の皆様方に決算審査特別委員会の委員ということで選任をいたしまして、これから正副委員長の互選があるわけでございますけれども、本委員会は平成23年度の決算という大変な審査であるわけでありますので、十分な審査をお願い申し上げたいと思います。

簡単ではございますけれども、ごあいさつに代える次第でございます。

よろしくお願いします。

○座長（嶋田哲純） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件についてでございます。

初めに、委員長を互選いたします。

委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） ここ2年、建設経済の滑川委員長が決算委員長、そして、去年は文教

の委員長の向後委員長が決算委員長を務めました。

今回は、総務の委員長の木内委員でどうでしょうか、皆さん。

（「異議なし」の声あり）

○座長（嶋田哲純） ただいま、景山岩三郎委員より委員長に木内欽市委員をとのご意見がございました。

指名推選ということで、木内欽市委員を委員長とすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（嶋田哲純） ご異議なしと認めます。

よって、木内欽市委員を委員長とすることに決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

木内欽市委員、委員長席までお進み願います。

（委員長 木内欽市 委員長席に着席）

○委員長（木内欽市） ただいま皆様のご推挙により、委員長を務めさせていただくことになりました木内でございます。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、決算審査特別委員会副委員長の互選を行いたいと思います。

副委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） まだされていない、平野忠作委員を副委員長にと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ただいま伊藤委員より、平野忠作委員を副委員長というご意見でございました。

指名推選ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 私、たしか2回ほどやってあるんですよね。

ですので、建設委員長の平野委員にぜひ今回はお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） そういうことよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） それでは、平野委員を副委員長ということでよろしいかと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、副委員長は委員長が指名することに決しました。

それでは、副委員長に平野忠作委員を指名いたします。

それでは、ここで副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○副委員長(平野忠作) 皆さん、ご苦労さまでございます。

突然、全然予期していないで、伊藤房代委員に振られちゃって、私は言おうかと思ったんですがこういう事態でございますので、委員長に協力しまして、この決算委員会がスムーズに行くように努力をしたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

○委員長(木内欽市) ありがとうございます。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において、議長より報告をしていただきます。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(堀江通洋) それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法について、事務局の案をご説明いたします。

まず、決算審査の日程についてですが、9月14日、18日、19日の3日間を予定しております。

議案第1号の一般会計決算の審査については、審査内容が多岐に及ぶことから、9月14日の1日で審査を行い、18日に議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計の決算を、議案第2号から順次審査をしていただき、19日を予備日とする案でございます。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、審査内容が多岐に及ぶますので、事務局案としましては、例年同様に、歳出の款ごとに区分をいたしまして、初めに1款議会費から2款総務費まで、次に3款民生費から4款衛生費まで、次に5款労働費から8款土木費まで、次に今回災害の関係で、11款災害復旧費を除いた9款消防費から14款予備費まで、最後に11款の災害復旧費、この五つに区分して、それぞれ歳入歳出を併せて審査してはどうかと思います。

また、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算の審査方法については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査してはどうかと思います。

以上でございます。

決算審査の日程及び各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 事務局の説明が終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。

なお、決算審査の日程についてですが、事務局案では、議案第1号の一般会計決算の審査は内容が多岐に及ぶことから、9月14日の1日の日程で審査を行い、議案第2号から第9号までの特別会計及び企業会計決算については、次の18日に、議案第2号から順次審査を行い、19日を予備日にしてはどうかとのことでございました。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査については、例年同様に、歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出を併せて審査を行い、議案第2号から第9号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査してはどうかとのことでございました。

それでは、まず初めに決算審査の日程についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見ございましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほど事務局のほうの説明されたとおり、例年そのようにやっているようですので、それでいいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいま景山委員より、例年のとおり、事務局案でいいんじゃないかというご意見でございました。

ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、次に各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見ございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にご意見がないようですので、各議案の審査方法については、事務局案のとおり、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出併せて審査を行い、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査するという事で決定させていただき

たいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（木内欽市） 次に、事務局より確認事項がありますので、お願いします。

事務局長。

○議会事務局長（堀江通洋） それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定をいたしましたので、その旨を執行部のほうへ事前に連絡したいと思います。

また、執行部の説明者の出席につきましても、各議案の審査方法や順番が決まりましたので、委員会室のスペースもありますことから、議案に関係する担当課のみの出席で、順次交代しながら対応してもらいたい旨を執行部のほうに周知しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 事務局の確認事項は終わりました。

以上で決算審査特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 1時42分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 1 4 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成24年9月14日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	平 野 忠 作
委員	嶋 田 哲 純	委員	景 山 岩三郎
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	宮 澤 芳 雄
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林 俊 介	副議長	林 七 巳
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者（74名）

副 市 長	増 田 雅 男	教 育 長	茅 田 哲 雄
秘書広報課長	伊 藤 浩	行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明
総 務 課 長	加 瀬 寿 一	企 画 政 策 課 長 兼 被 災 支 援 室 長	米 本 壽 一
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	斉 藤 馨	環 境 課 長	大 木 多 可 志
保 険 年 金 課 主 幹	渡 邊 満	健 康 管 理 課 長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子 育 て 支 援 課 長	佐 久 間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	商 工 観 光 課 長	堀 江 隆 夫

農水産課長	大久保 孝 治
都市整備課長	伊 藤 恒 男
会計管理者	宮 應 孝 行
庶務課長	横 山 秀 喜
生涯学習課長	高 野 晃 雄
監査委員 事務局長 その他担当員	馬 淵 一 弘
	4 6 名

建設課長	北 村 豪 輔
下水道課長	加 瀬 喜 久
消 防 長	佐 藤 清 和
学校教育課長	菅 谷 充 雅
体育振興課長	野 口 國 男
農業委員会 農事事務局 会長	加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事務局 長	堀 江 通 洋
主 査	榎 澤 茂

事務局次長	向 後 嘉 弘
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

本日はお忙しいところ、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、林俊介議長と林七巳副議長にご出席をいただいておりますので、代表して林俊介議長にごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には、本当に暑い中、そしてお忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は、平成23年度の決算ということで、大変な審査であるわけでございます。付託いたしました決算議案は9議案ですが、内容も多岐にわたり審査も大変であります。十分な審査をお願い申し上げたいと思います。

簡単ではございますが、ごあいさつに代える次第でございます。

では、木内委員長、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日から審査をお願いいたしますのは、平成23年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算議案9件でございます。そのうち、本日は一般会計の審査をお願いするわけでございますが、執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ、全議案認定くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（副市長退席）

再開 午前10時 3分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案であります。

本日は、議案第1号の1議案を議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第1号の平成23年度旭市一般会計決算の認定のみを本日1日の日程で審査を行います。

審査方法については、歳出の款別に大きく5つに区分して、歳入歳出を併せて順次審査を行いたいと思います。

初めに、歳出の1款議会費と2款総務費を、次に3款民生費と4款衛生費、次に5款労働

費から8款土木費まで、次に11款災害復旧費を除いた9款消防費から14款予備費まで、最後に11款災害復旧費の5つに区分して、区分ごとに一括して説明をいただきまして、質疑につきましても区分ごとに一括して行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました5つの区分ごとに行いたいと思いますので、併せてお願ひしたいと思います。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号の歳出、1款議会費と2款の総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願ひいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号の一般会計決算について補足説明を申し上げます。

この決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料によりその概要、それから決算書に基づきまして、歳入歳出の各款ごとの増減額及び主な増減理由についてご説明申し上げております。そのほかに私からは2点ほど追加してご説明申し上げます。その後、各課から所管する事務事業について説明するようになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書の358ページをお願ひいたします。

平成23年度旭市一般会計実質収支に関する調書でございます。

改めて申し上げますが、歳入の総額は339億6,519万2,000円、歳出の総額が311億4,660万7,000円で、歳入歳出の差引額が28億1,858万5,000円となりました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費に係る分として6億495万6,000円、これは去る6月議会の報告第1号といたしまして繰越明許費繰越計算書でご報告申し上げましたとおり、災害廃棄物処理事業や学校給食センター統合改築事業をはじめとする23事業に係るものでございます。

次の事故繰越しに係る分が5,841万7,000円でありまして、これにつきましては6月議会の報告第2号の事故繰越し計算書で報告申し上げましたとおり、道路橋梁災害復旧費ほか2事業に係るものでございます。

この2つの繰り越し財源の合計が6億6,337万3,000円で、これを差し引きました実質収支が21億5,521万2,000円であります。この額が平成24年度に繰り越されたものでございます。

次に、もう1点、起債につきましてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、50ページになります。

20款の市債でございます。収入済額31億8,570万円となっております。この中で合併特例債の対象となったものを申し上げます。

1目1節の保健衛生費、備考欄1番の水道事業一般会計出資債1,190万円、次の52ページになります。3目の土木債、1節道路橋梁債の備考欄の1番、蛇園南地区流末排水整備事業債から8番の南堀之内遊正線整備事業債（繰越明許分）まで。それから2節の都市計画債の備考欄の1番、文化の杜公園整備事業債（繰越明許分）のすべての事業債が合併特例債であります。

次の4目消防債につきましては、備考欄1番の消防施設整備事業債（消防庫）が合併特例債でございます。

次の5目教育債についてですが、土木債と同様、備考欄に記載のすべての事業債が合併特例債となっております。

以上が合併特例債でございます。これらを合計いたしますと、16億8,170万円で、借入額全体の52.8%を占めております。なお、これらの合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

続いて、6目臨時財政対策債について申し上げます。

収入済額は13億2,970万円で、借入額全体の41.7%を占めております。なお、臨時財政対策債につきましては、国におきましては地方交付税と一体として扱っておりまして、その代替財源として許可されているという状況で、元利償還金の100%が後年度におきまして交付税措置されるということになっております。

一番下の7目災害復旧債についてでございます。

災害復旧債につきましては、1節の厚生労働施設災害復旧債から、54ページになりますが、5節その他公共・公用施設災害復旧債まで、すべて借り入れ実績はありません。これは特例法によりまして、震災復興特別交付税として交付されることになったことによるものです。

以上、2点につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、順次各課からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、まず最初にお手元に配付いたしました平成23年度一般会計人件費決算についてご覧いただきたいと思います。右上に議案第1号、総務課と記載されたものでございます。資料は2枚ございますが、上の1枚目、一般会計人件費決算について

説明申し上げます。

この資料は、一般会計決算書の各款の２節から４節までの給料、職員手当、共済費のそれぞれ集計したもので、23年度決算と22年度決算を比較しております。なお、この表には常勤の特別職も含まれております。

初めに、給料は23年度26億6,068万883円、22年度27億185万5,400円と比較しまして、差し引き4,117万4,517円の減となりました。

次に、職員手当等は23年度13億3,090万8,935円、22年度13億4,798万7,260円と比較しまして、差し引き1,707万8,325円の減となりました。各手当の詳細は後ほどご説明いたします。

次に、表の下から３行目の共済費は23年度８億3,231万1,974円、22年度８億2,926万7,235円と比較しまして、差し引き304万4,739円の増となりました。

合計では、23年度48億2,390万1,792円、22年度48億7,910万9,895円と比較しまして、差し引き5,520万8,103円の減となりました。減額となった主な要因は、職員数が前年度と比較して12名の減となったことによるものです。

続いて、職員手当等の各手当の内容です。

初めに、扶養手当ですが、決算額は記載のとおりです。支給人数は352名、１か月当たりの１人の平均は約１万8,000円となっております。減の要因は、支給人数の減によるものです。

次に、住居手当です。支給人数は278名、１人１か月当たり約8,400円となっております。減の要因は、自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置額が月額4,300円から3,000円に減額されたことによるものです。

次に、通勤手当です。支給人数は600名、１人１か月当たり約5,600円となっております。

次に、時間外手当です。支給人数は310名、１人１か月当たり約３万1,400円となっており、時間外勤務時間数については、１人１か月当たり約14時間となっております。約1,276万円の増となった理由は、災害対応により時間外の勤務時間数が増加したことによるものです。

次に、管理職手当です。支給人数は183名、１人１か月当たり約３万2,100円となっております。減となった理由は、管理職手当の定額化に係る経過措置が廃止されたことと管理職人数が減少したことによるものです。

次に、期末手当です。支給人数は707名です。支給は６月と12月の年２回でありまして、１人１回当たりの平均は約44万100円となっております。約1,263万円の減となった理由は、支給人数の減と人事院勧告による給料総額の減によるものです。

次に、勤勉手当です。支給人数は702名で、1人1回当たりの平均は約22万1,100円となっております。期末手当、勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職のほか、産休・育休等の関係でございます。約977万円の減となった理由は、期末手当同様に支給人数の減と人事院勧告による給料総額の減によるものです。

次に、子ども手当です。支給人数は179名で、1人1か月当たり約1万9,700円となっております。289万円の増となった理由は、児童手当から子ども手当への移行に伴う1人当たりの支給額及び支給対象拡大による増と、平成23年10月からの子ども手当支給額の減額変更によるものです。

次に、宿日直手当です。支給人数は18名で、1人1か月当たり約5,500円となっており、前年度と比較してほぼ横ばいとなっております。

次に、休日勤務手当です。支給人数は81名で1人1か月当たり約1万2,900円となっており、ほとんどが消防職員でございまして、約128万円の減となった理由は、震災に伴う消防行事（操法大会）の中止によるものです。

次に、特殊勤務手当です。支給人数は83名で、1人1か月当たり約2,800円となっており、これもほとんどが消防職員でございまして、前年度と比較してほぼ横ばいとなっております。

最後に、夜間手当です。支給人数は93名で、1人1か月当たり約6,900円となっており、前年度と比較してほぼ横ばいでございます。

なお、2枚目の資料は病院会計を除いた全会計分の人件費決算資料について、参考として添付してございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

ここの部分については、説明は以上です。

続きまして、総務課の主要事業、主な施策についての説明です。

決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

23ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

23ページの庁舎改修事業であります。決算額は4,870万9,000円、そのうち23年度繰越明許分として、下の括弧書きでございますが、3,846万6,000円であります。

財源内訳でございますが、国県支出金が3,343万円、残りの1,527万9,000円は一般財源でございます。なお、繰越明許分については、国県支出金3,000万円、一般財源846万6,000円となっております。

次に、事業内容でございますが、表をご覧ください。

初めに、上の段の庁舎改修工事ですが、老朽化した消防署海上分署を海上支所への移転、

これは23年4月に行っておりますが、この移転に伴うアンテナ等の指令設備移転工事費に195万1,950円、次の欄です。震災により被災しました消防署飯岡分署の飯岡支所への移転工事費514万5,000円でございます。この飯岡分署の移転工事費については、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用しております。ちなみに、補助率は3分の2、343万円でございます。

その下、その他改修工事でございますが、こちらは海上分署の防護カーテン取り付け工事、飯岡支所湯沸室改修工事、海上支所事務室改修工事、こちらの合計が104万5,947円になっております。

その下、建物等借上料でございますが、これは税の確定申告会場として仮設プレハブを借り上げたもので、210万円でございます。

こちらの合計、1,024万2,897円となりました。

下の表になりますが、こちらは平成22年度繰越明許分になります。こちらはすべて先ほどの国の臨時交付金を活用して実施しております。

まず、海上支所エレベーター改修工事699万3,000円です。その下、海上支所冷温水発生機改修工事、こちらが2,656万5,000円。その下でございます。飯岡支所天井アスベスト除去工事301万3,500円。失礼しました、こちらの除去工事のほうは単費事業として実施しました。その他改修工事は、保健センター床カーペット張替え工事110万2,500円、海上分署の風除室設置工事79万1,621円、こちらの合計が3,846万5,621円となったものです。

これら工事の執行によりまして、支所の有効活用と職場環境の改善が図られたものでございます。

総務課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） じゃ、企画政策課から5つの事業について、今、総務課長が説明した決算に関する説明資料の26ページを開いていただきたいと思います。

26ページには、災害復興基金積立金というのがございます。これは事業概要にもありますように、東日本大震災に対する132件の一般寄附や県市町村振興協会などの見舞金を主として、災害復興基金を設置しました。復旧・復興等に必要な事業に関する経費に充てる財源となるわけですが、7億3,312万9,191円ということであります。

続いて、27ページをご覧くださいと思いますが、これは総合計画策定事業です。今年の3月に策定を終えました後期基本計画の経費でございます。

その次、28ページをご覧いただきたいと思います。3郷づくり事業です。医療福祉・食・交流の郷づくり事業でありまして、これは幽学の里で米作り交流事業だとか、花交流事業を実施したその団体に対する補助と風景写真コンテストを行った事業であります。事業概要①のところの幽学の里で米作り交流事業、これに参加した都市住民は延べ1,376名ということです。田植えから始まって、稲刈りまでの延べ人数が今の数字でございます。

それとその3行下になりますと、花交流事業ですけれども、これは年間5回のイベントを開催するなど、これも交流事業として、都市住民との交流を旭市の花のPRのために行ったということでございます。

それから②の文化・観光資源発掘調査、これにあります旭の風景写真コンテストには74人、184点の応募があったものでございます。

続きまして、30ページをご覧いただきたいと思います。30ページはコミュニティバス等運行事業であります。

事業概要にありますけれども、市内4地区のルートでコミュニティバスは5台運行しております。23年度の利用者は全部でここに記載してあるものを合計しますと、9万5,536人でした。ここに経費の記載がございますけれども、上から5行目、備品購入費は、津波により被災しましたものでありまして、停留所標識を新しくしたというものであります。

コミュニティバス運行事業費補助金は、千葉交通に補助したという数字でございます。

最後に、ちょっと飛びます。これは総務費ではございません。土木費になっちゃいますけれども、71ページをご覧いただきたいと思います。

71ページ、被災者住宅再建支援事業というのは、県の支援金であります。県から100%の補助をいただいての補助事業であるということでありまして、事業概要のとおり、194件に9,207万3,000円の支援金を被災者に交付したものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、同じく決算に関する説明資料の25ページをお願いいたします。

震災記録誌作成事業ということで682万5,000円、これは歳入は14款県支出金になるんですが、労働費県補助金ということで、緊急雇用創出臨時特例基金事業ということで100%補助ということで行いました。これは総数については2,000部作って県内の市町村、それから市内の小・中学校、図書館、公民館、公共施設に配付いたしました。

議案質疑の中でも出たんですが、これは今回の決算にはないんですが、とてもいい記録誌ができたということで、後世に伝えていただきたいということで各戸配布をしようということになりました。6月議会で現計予算の中で対応させていただくということで2万5,000部を作りまして、8月9日、各区長さんを通じて全戸配布いたしました。区に入っていない方々への周知につきましては、9月1日の広報にすべてそういうもの、本所であるとか支所、窓口に備えてありますので、ぜひご覧ください、取りにきてくださいというような通知をしています。

以上です。

○委員長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、市民生活課で所管しております事業のうち、コミュニティ育成事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料29ページをお願いしたいと思います。

本事業でございますけれども、本事業は市内各地区における集会施設の建設や修繕及び地区住民のコミュニティ意識の醸成を図ることを目的とする事業に対し、補助金を交付するとともに今回、東日本大震災で被災した集会施設の修繕の一部に対し、助成を行ったものであります。

各種事業に対する補助率及び上限額でございますけれども、事業概要の表中の項目欄並びに事業対象地区は表中の地区名欄に記載のとおりであり、決算額は2,923万円となっております。

内訳として、地区の集会施設の建設事業、これは井戸野上通り区、江ヶ崎西町区の集会施設の新築工事の2件でありまして、1,400万円の補助。修繕事業がその下段の9件の地区に対しまして378万円。宝くじの助成による一般コミュニティ助成事業としまして、中9区のおはやしにかかわる備品1件で250万円であります。

また、災害復旧に係る修繕事業でございますけれども、表中、一番下段の10地区に対しまして合計で895万円を助成しております。

なお、一番上段の財源内訳における特定財源250万円につきましては、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金でありまして、歳入は決算書50ページの19款5項3目1節雑入の備考欄20、その他で受け入れております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1 款議会費と 2 款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問させていただきます。

まず最初に、23年度の収支ですけれども、最終的に28億円余りの差し引き額が出たということでありますけれども、これまでにない多額の差し引き額ということですから、こういった差し引き額は皆さんも予測はされていなかったと思うんですけれども、主な理由といえますか、どういったことでこれだけの残高になったかということをもまず1 点目として伺います。

それから、人件費についてなんですけれども、人件費の説明がありましたが、この人件費の総額とこの説明資料に出ている人件費の額が一致しないんですけれども。説明資料の16ページ、23年度の人件費、一番上に人件費と書いてありまして、53億円余り決算額になっていますけれども、きょういただいた資料は23年度決算額50億円ぐらいですか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

決算書の73ページですか、退職手当負担金65億円余りですけれども、昨年と比較しますと、若干増えていると思うんですが、職員数が減っている中でどういうことかということをお伺いします。

それと同じく95ページですけれども、説明欄の4 番目ですか、緊急雇用創出防犯灯管理台帳作成事業840万円ですが、これにつきましてどのようなことをやったのかということをお伺いします。

じゃ、取りあえずそれだけお願いします。

○委員長（木内欽市） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、収支28億円の差し引きが出ているということで、この主な理由ということなんですけれども、一番大きな返りというか、ここの下に翌年度へ繰り越すべき財源がまずあるということがございます。それと、前年から繰り越した事業の今年度支出、その総額がかなりの額に上って、そこでの執行残が出ていること。あと、まず歳入のほうで交付税が非常に多くいただけたこと、そういった要因がすべて重なってこの差額になってきているということがございます。

例年と比較してという、災害関連は資料はあるんですけれども、それらすべて全部積み上

げた中での差し引きということでございますので、個別に、じゃこれがということではなくて、全体を積み上げた中で執行残があつて、総額としてこれだけ残っているということでご理解いただければなと思っております。

それと、2つ目の説明資料の人件費と、それから今、総務課のほうで説明した人件費の総額が合っていないというようなお話でございましたが、説明資料につきましては、これは決算統計ベースで既に人件費として取り扱うべきものを統計処理してしまった数字なので、決算の数字とは合いませんよということで、これは一言申し上げてあったんですけれども、その辺があつて数字が合っていないということでございます。その程度でよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、2点お答えします。

73ページ、退職手当負担金。22年度より23年度が多いという話ですが、こちらの23年度分、勧奨退職の人数が多かったためでございます。勧奨分について市で持ちますので、その部分が多かったというふうにご理解いただきたいと思います。

それと95ページの防犯灯の関係です。委託料840万円、これについては、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金、こちらを使いまして、市内の防犯灯4,800基についてすべてこれを台帳の整備をしたものです。どこにあるか、地元区でも分からなくなった部分もありますので、こちらの台帳整備の事業に使ったものです。こちら補助率100%です。

以上です。

○委員長（木内欽市） 島田委員。

○委員（島田和雄） まず、1番目の残高ですか、いろいろな積み重ねの中でこれだけの残が出たということですが、一番大きなものはどういうものかということをお伺いします。

それと2点目の人件費の合計が違うということの中で、ちょっと説明されてもなかなか理解ができないんですけれども、それはとにかくといたしまして、質問したかったことは、説明資料の6ページ、財政の弾力性という部分がありますけれども、下のほうですけれども、この表の中で人件費充当という部分なんですけれども、23年度が22年度から比較しますと、若干数字が上がっているわけなんですけれども、順調にこれまでは毎年毎年人件費が下がってきてまして、このポイントが下がってきていたわけなんですけれども、どういう理由で23年度のポイントが上がったのかということをお伺いします。

それから、防犯灯につきましては、台帳を整備したということなんですけれども、これま

で防犯灯をお願いして作っていただいていたわけなんです、台帳としてはこれまではなかったということですか。その辺ですけれども。

○委員長（木内欽市） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、1点目の主なものは地方交付税、これが非常に大きく、特別交付税措置、これはまさしく一般財源でございますので、その額が多かった、期待したよりも相当入っているということが一つの端的なものと言えるんじゃないかなと思っています。

それと人件費の件なんですけれども、もう少し詳しく説明すれば、例えば建設事業に係る人件費等は普通建設事業費に入ります。それで労災保険料とかは物件費に入ります。これは例えば共済費等で出しているものなんですけれども、単純に支出してみると、決算書の中では人件費で出てきてちゃうと。あと、特別会計の繰り出し、いわゆる国保であるとか後期高齢、介護、この職員に係るものは繰出金という取り扱いになってしまいます。ただ、形の上で人件費ということがありますので、そういったところの乖離があって計算上数字が違ってくるということでございます。

それと経常収支比率の推移なんですけれども、これは計算式の関係で、分母が経常の一般財源という形になるので、ここの中で臨時財政対策債等入ってきます。人件費自体は若干減っているんですけれども、ただ、今回特別な事例の中では、議員年金が廃止になった関係でその分の6,000万円ぐらいが増えていたりする、そういったものの差引きで、一般職の関係は減っているんですけれども、分母が大きく減ってきている関係があって、率として上がってしまうということなんです。これは計算上の話でございます。

そういうことなんですけれども、これが端的に表れているのがもう一つあって、実は同じ説明資料の2ページの中で、ちょっと余計なおしゃべりをしてしまいますけれども、歳入の構成比の中で例えば市税なんかが割合として一気に減ってしまっている、だけれども国保については交付税がうんと伸びているとか、そういう歳入全体が伸びている中で率として計算すると、市税は全体の額としては上がっているのだけれども、計算すると減ってしまうと。これと同じような現象が出ているということでご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、防犯灯の台帳の関係ですが、今まで全くなかったものではありません。紙ベースではありましたが、これが確かかと言われると、区と調整したりす

ると若干違ったりとか、東電の電柱が多いんですが、そちらで把握はしていませんとか、そんなことがありまして、全体に統一した管理台帳を整備しようということで始めて完成したものです。

以上です。

○委員長（木内欽市） 島田委員。

○委員（島田和雄） 16ページ、人件費ですけれども、昨年の数字と比較しますと、ほとんど減ってないんですけれども。これまでは毎年1億円ぐらいつは減ってきていたんですよ。今回減らない理由としては、先ほど言いました議員年金の6,000万円が23年度からプラスされた、それが大きいというようなことでしょうか。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 単純な差し引きがありますので、人件費の中で出されるものはその議員年金分6,000万円というのは相当大きかったと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、2点ほど聞きたいと思います。

まず26ページの災害復興基金の積立金、もうちょっと詳しいことと同時にどんなような事業に使われていたかどうかと。

それと2点目として29ページ、コミュニティ育成事業。新築の集会所等の700万円、700万円はよく分かるのですけれども、あと、この修繕のほうで上段が9か所、下段のほうで10か所のいろいろ液状化と津波で集会所等が修理されたと思いますけれども、これですべてが完了したものかどうかというその点をちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（木内欽市） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 座ったままで本当に失礼します。

26ページ、基金の関係ですけれども……

○委員長（木内欽市） 答弁は短ければ、立ってお願いしたいんですけれども。委員も立って質問していますので。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 分かりました。大変失礼しました。

26ページ、どんな事業に使われるんですかということの質問でございました。

これは基本的には復興計画に記載してある事業を使いたいということでございます。個々具体的には、じゃ、言えと言ったら、まだこれからこの事業は幾ら、この事業は幾らというのはこれから財政課と詰めて充当すると、こんな段取りになっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、コミュニティ育成事業、これですべて完了したのかというご質問ですけれども、決算書の89ページをちょっとお開き願いたいと思うんですけれども。

19節の負担金補助及び交付金のところに、不用額が2,126万8,553円ございます。これがなぜかといいますと、コミュニティ育成事業補助金（災害復旧分）につきましては、当初、中谷里浜区、横根東浜区ですか、この集会施設が全壊に近い状況でありまして、一応昨年の6月議会で2,800万円ほど全体の補正をしたんですけれども、この2施設については、新築ということで1施設700万円、それで1,400万円ほど補正したんですけれども、23年度各地区の負担金とかいろいろございますので、事情によりまして、それは新築できませんでした。

それと、また修繕のほうにつきましても、保険で入っていた施設もございまして、それについては、保険のほうからの対応ということで、補助金は未執行になっております。そのような理由によりまして、この不用額のうち1,900万円ほど、助成のほうは対象としておりませんので、まだ若干それで残っているのかということになりますと、残っております。ただし、24年度、今年度事業におきまして、中谷里浜区の集会施設につきましては、現在、新築のほうを執行しておりますので、そういうところで徐々には各地区の施設のほうは修繕のほうに向かっているかと思えます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、1款議会費と2款総務費の担当課は退席してください。

それでは、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、社会福祉課に関連する事項につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉施設運営事業関係でございます。決算書では113ページでございます。

あさひ健康福祉センター、海上ふれあいサポートセンター及び飯岡福祉センターについて指定管理者制度により施設の管理及び運営を委託したもので、それぞれの委託先、利用状況につきましては、記載のとおりでございます。

前年度に比較しますと、あさひ健康福祉センターの利用者数が5,800人余り減少しておりますが、この主たる要因といたしましては、東日本大震災により4月及び5月の2か月間にわたり、利用が被災者に限定されたことによるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

障害者自立支援対策事業でございます。決算書では119ページとなります。

障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法制度の周知、障害者の社会参加を促す施設改修、作業所等への送迎及び旧体系から新体系への移行に伴う事業者への助成などを実施したもので、事業内容は記載のとおりでございます。

なお、1,865万円余りの執行残が生じておりますが、積算時点では事業所の形態が新しい体系に移行することに伴い、事業運営の安定化を図るための補助金を必要と見込み、予算計上いたしましたが、見込みに反しまして、利用率が高く、経営が安定したために補助対象外となり、執行残となったものであります。

続きまして、33ページをお願いいたします。

地域生活支援事業でございます。決算書では119ページ及び121ページでございます。

この事業は、障害者自立支援法に基づき、障害者の皆さんが地域において自立した日常生活を送れるようにさまざまな事業を実施したものであります。

事業内容は、障害者やその家族が持つ悩み事の相談などに応じ、指導や助言を行う相談支援事業、福祉施設の管理運営を委託した指定管理事業、訪問入浴サービス事業のように申し込み回数で実施回数を表す事業及び障害者の社会参加を促進する移動支援事業など時間単位で表すものなど、記載のとおりでございます。

前年度と比較しますと、事業費が430万円余り減少しておりますが、この要因としましては、前年度の委託料のうち、相談支援事業に6月の補正予算で新たに療育支援コーディネーター設置モデル事業を県に申請するため、実施市町4市4町分をまとめて計上したことによるものが原因でございます。

続きまして、34ページの自立支援給付事業をお願いいたします。

決算書では121ページとなります。

この事業は、障害者自立支援法に基づいた介護や自立訓練等の各種サービスの利用状況とそれに伴うサービス給付費をまとめたものであります。サービスごとの給付費と利用人数につきましては、記載のとおりであります。特に、給付費の多いサービスは施設入所支援給付費や生活・療養介護給付費であります。

前年度と比較いたしますと、事業費で1億2,929万円余り増加しておりますが、この要因としては、ほぼすべてのサービスにおいて利用人数が増加したことによるものであります。

飛びまして、42ページをお願いいたします。

東北地方太平洋沖地震災害救助費でございます。決算書では147、149ページでございます。

東北地方太平洋沖地震というよりも、東日本大震災と言ったほうが分かりやすいかと思いますが、昨年3月11日の震災により、被災された方へ災害救助法に基づき、炊き出し、施設の管理及び運営、瓦れきの撤去、住宅の応急修理、災害弔慰金や災害見舞金の支給等を実施いたしました。事業内容は記載のとおりでございます。

なお、財源は前年度からの繰越明許費を充てたものであります。

以上で、社会福祉課に関連する事項について補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課所管の事業についてご説明申し上げます。

決算の説明資料の35ページをお願いいたします。

地域包括支援センター運営事業でございます。決算書では127ページになります。

この事業につきましては、地域包括支援センターにおいて、高齢者の健康保持及び生活の安定のために必要な相談・支援、介護支援専門員の支援や要支援と認定された方への介護予防ケアマネジメント等の業務を行ったものであります。

事業内容の委託料ですが、委託の内容といたしましては、要支援認定者の介護予防給付ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託したものでございます。委託事業所数は、全部で22件で、作成委託件数ですが、新規作成に係る初回分が80件、2回目以降が1,221件で、合計1,301件の作成を委託したものでございます。その他の事務費等につきましては、公用車等の維持管理費等でございます。事業費の合計は、575万5,113円でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

生活支援事業関係でございます。決算書におきましては129ページになります。

事業の内容ですが、生きがい活動支援通所事業につきましては、介護認定において非該当となった方を対象にデイサービスセンターで、日常動作訓練や要介護状態への進行を予防することを目的として実施している事業でございます。この事業につきましては、市内2法人、やすらぎ園、旭市社会福祉協議会に委託して実施しているものでございます。利用者数は31人で、利用回数は延べ1,271件でございます。

次に、軽度生活支援訪問事業でございます。

こちらにつきましても、介護認定におきまして非該当となった高齢者のみの世帯を対象にホームヘルパーを派遣し、家事援助などの生活支援やひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の訪問調査並びに見守りを実施する事業でございます。これも委託により実施いたしております。利用者は10人で、利用回数は延べ767回でございます。それとひとり暮らし高齢者世帯の訪問調査、これを114件実施いたしました。

次に、家族介護慰労金支給事業でございます。この対象となられる方は、要介護4または5と認定され、日常生活自立度、これは寝たきり度になりますが、B2以上の区分に該当する65歳以上の方を同居して介護している介護者に対しまして、慰労金を支給したものでございます。給付者は144人で、その内訳といたしましては、要介護4の方が59人、要介護5に該当する方が85人でございます。給付額は月額8,000円で、給付月でございますが、これは10月と4月の年2回支給いたしております。

次に、外出支援サービス事業でございます。

こちらにつきましては、一般の交通機関を使用することが困難な方に、車いす用のリフトつき車両ですね、これを使って医療機関等への受診や入退院の送迎を行ったものでござい

して、この事業につきましても、旭市社会福祉協議会に委託して実施している事業でございます。23年度の利用者は、44人で延べ利用回数は1,074回でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 引き続き、子育て支援課に関する事項についてご説明申し上げます。

決算に関する説明資料の37ページをお開きください。決算書では133ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、市の単独事業として22年度から開始した事業で、満2歳になるまでの乳幼児を対象に月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付するものです。23年度は延べ1,610人に対し、4万7,886枚の購入券を給付したもので、実利用枚数は3万7,055枚となりました。

次に、38ページをお開きください。決算書では同じく133ページになります。

子ども医療費助成事業は、子育て世帯に対する保健対策の充実及び保護者の経済的な負担の軽減を図るため、ゼロ歳から小学3年生までの医療費を負担する保護者に当該費用の全額または一部を助成するものです。23年度は延べ5万1,555件に対して子ども医療費を助成したもので、内訳は入院が延べ534件、通院が延べ4万3,538件、調剤が7,483件となりました。

次に、39ページをお開きください。決算書では135ページになります。

子ども手当給付事業は、22年度から開始した事業で、中学校修了までの子どもを対象に、子ども手当を支給するものです。23年度の4月分から9月分はつなぎ法分で月額1万3,000円を一律に支給しました。10月分から3月分は特別措置法分で、3歳未満の児童に月額1万5,000円を支給し、3歳以上の児童の第1子、第2子に月額1万円を、第3子以上に1万5,000円を支給しました。中学生は月額1万円の支給額となっています。

また、特別措置法分からは、市内の養護施設入所者に対しても同様に市から子ども手当を支給いたしております。

支給対象児童数は延べ9万8,001人で、内訳は3歳未満の児童が1万7,215人、3歳以上の児童が6万317人、中学生が2万469人で、給付費は12億1,554万1,000円を支給いたしました。支給月は6月、10月、2月の年3回支給してございます。

次に、40ページをお開きください。決算書では139ページになります。

保育所運営費は、公立保育所13か所の運営及び維持管理に係る費用並びに私立の保育所5か所及び管外保育所21か所の保育実施に係る費用です。

主なものとしては、公立保育所の臨時保育士延べ613人の賃金、並びに私立保育所の運営委託料延べ6,392人、及び管外保育委託料延べ465人です。歳入の説明の中の地域子育て創生事業補助金961万7,000円は、東日本大震災により被災した保育所入所児童に対し、保育料を減免したことによる県補助金261万7,000円と保育所入所児童に対する心のケア事業を本市が実施したことによる県補助金700万円です。

保育所管外受託事業収入413万円余りは、管外から委託を受けた保育所入所児童52人、延べ465人分の受託料収入です。その他、保育所職員給食費収入1,213万円余りは職員1人当たり月額7,000円、1食350円の20日です。短時間勤務臨時職員は4,000円です。

次に、41ページをお開きください。決算書では141ページになります。

保育所施設改修事業は、22年度からの繰越事業で地域活性化交付金（きめ細やかな交付金）事業を財源に公立保育所11か所の給食室にエアコンを設置し、給食室の衛生面改善等を図りました。また、公立保育所6か所に対し、児童用のトイレ改修、避難用滑り台設置、園庭改修等を実施し、より細やかな保育が実施できるよう、保育所の改修を実施したものです。

以上です。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、健康管理課に関します決算項目に関して説明させていただきます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

健康増進事業関係についてご説明いたします。決算書は157ページ、159ページになります。

これは健康増進法に基づき、特定健診を除く各事業を実施するもので、事業費は8,669万5,790円です。

事業概要ですが、主な事業として、がん検診について申し上げます。

胃がん検診では、受診者4,602人、がんが発見された方が7人です。子宮がん検診、受診者3,121人、がんが発見された方3人。乳がん検診、受診者6,677人、がんが発見された方7人。肺がん検診、受診者8,792人、がんが発見された方3人。大腸がん検診、受診者5,356人、がんが発見された方5人。前立腺がん検診では、受診者1,816人、がんが発見された方が5人。すべてのがん検診を合わせますと、がんが発見された方が30人となっております。

健康相談・教育事業及び成人健康診査事業の実施により、健康の保持と生活習慣病の予防、健康づくりの意識の高揚が図られ、また、がん検診事業においては、がんの早期発見・早期治療に貢献できたものと考えております。

続いて、資料の44ページをお願いいたします。

感染症予防対策事業についてご説明いたします。決算書では159ページになります。

これは予防接種法に基づく各種予防接種及びワクチン接種費用の助成を実施するもので、事業費は1億4,188万5,450円で、前年度比6,461万2,710円の大幅な増となっておりますが、22年度での実施期間が3か月であった肺炎球菌、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン接種が23年度は平年ベースとなったことによるものであります。

事業概要ですが、予防接種は現在、個別接種と集団接種で対応しております。個別接種は、市内各医療機関で麻疹・風疹混合ワクチン接種2,198人、日本脳炎ワクチン接種は3,656人の方が接種をしております。集団接種は旭と海上保健センターで実施しております。BCG、三種混合、ポリオ、二種混合を合わせまして合計93回で3,895人が接種しております。

次に、ワクチン接種費用助成でございますが、季節性インフルエンザは65歳以上の方が対象で、1回1,000円の助成を行っており、9,746人の方が接種しております。このうち、生活保護者39人、及び震災の被災程度に応じまして613人の方には、特別に補助をしております。任意予防接種のワクチン接種費用の助成につきまして、小児用肺炎球菌ワクチン接種2,259人、ヒブワクチン接種1,746人、子宮頸がんワクチン接種2,310人となっております。

次に、決算資料の45ページをお願いいたします。決算書では161ページ、163ページになります。

母子保健事業関係についてご説明いたします。事業費は5,695万9,995円です。

事業概要ですが、乳幼児健康診査事業につきましては、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査等、対象年齢を定めた集団で行う健診を飯岡健康センターで実施いたしました。各健康診査の受診は乳児健診94.4%、1歳6か月児健診95.9%、3歳児健診96%、2歳児歯科健診93.4%となっており、いずれも県平均を超える状況にあります。なお、健診後のフォローや未受診者の把握等は各地区ごとに担当保健師が対応し、指導を行っております。

また、医療機関での受診につきましては、乳児健康診査1回、妊婦健康診査14回の助成をし、健診費用の負担軽減を図りました。

育児支援事業につきましては、各種学級・教室の開催や相談・指導を実施いたしました。妊娠時に実施する両親学級では、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を図るとともに、妊娠初期からの仲間づくりを勧めています。育児学級では、発達面での心配のある子に対して遊びを取り入れながら、悩みを解決する親子遊び教室の開催、育児の仲間づくりや情報交換

をすることで、母親の孤立やとじこもりをなくす子育て学級等を行っています。

また、新生児訪問につきましては、健やかな成長と子育てを応援するため、乳児のいるすべての家庭を対象に訪問指導を行っております。

以上であります。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、環境課所管に関する補足説明を申し上げます。

説明資料に従ってご説明申し上げます。

46ページをお開きください。

まず、合併処理浄化槽設置促進事業についてですが、決算書では167ページでございます。

この事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、合併浄化槽への転換設置費の一部補助及び震災により被害を受けた浄化槽の入れ替えに要する経費の一部補助をするものでありまして、決算額につきましては、2,924万2,000円でございます。設置基数ですけれども、転換設置の部分で37基でございます。あと、被災浄化槽の入れ替えで33基となっております。

次に、47ページをお願いいたします。

環境美化推進事業であります。決算書は167ページでございます。

この事業は、きれいな旭をつくる会を通じまして、市内の環境美化を図ろうとするものです。決算額につきましては、357万9,000円であります。

主な事業としましては、市内全域での春と秋のごみゼロ運動、または海岸清掃、それと環境ボランティアの育成などを行っている事業でございます。

次に、48ページをお開きください。

住宅用太陽光発電システム設置助成事業であります。決算書では173ページです。

この事業は、地球温暖化の防止等、地球環境の保全を目的として省エネ型社会への実現と自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する個人の方に対しまして、その設置費用の一部を補助したものでございます。設置の助成件数については49件でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

塵芥処理施設運営費でございます。決算書では175ページでございます。

これにつきましては、一般廃棄物を適正に収集・処理するため、クリーンセンター及びグリーンパークの安全な運営と維持管理を行うものでありまして、決算額につきましては、4

億7,794万9,000円であります。そのうち、特定財源としまして国庫補助、それと手数料、リサイクル資源の売り払い収入等で2億9,190万3,000円あります。

事業費では大きく2つに分けまして、廃棄物の収集・処理の関係で2億1,585万9,000円、施設のほうの維持管理等で2億6,209万円でございます。

次に、50ページをお開きください。

この事業につきましては、東日本大震災によります災害廃棄物処理事業でございます。決算書につきましては179ページでございます。

この東日本大震災により発生しました震災廃棄物の収集、運搬、集積、分別、処理、最終処分というようなことで、千葉県と千葉県産業廃棄物協会、旭市の建設業災害対策協力会の支援によりまして、迅速かつ適正に処理を行い、市民の生活環境の保全と速やかな復旧に努めたものでございます。

決算額につきましては、19億1,926万5,000円でございます。このうち、特定財源ですけれども、国庫補助金が13億5,880万1,000円、県補助金が2億3,118万2,000円でございます。合わせて15億8,998万3,000円でございます。その他で、災害廃棄物のリサイクル資源の売り払い収入として2,717万8,000円ほどございます。

事業の内容ですけれども、災害廃棄物の仮置き場として、市内に7か所設置いたしました。その災害廃棄物の量ですけれども、約7万9,000トンでございます。これにかかった費用の大きなものは、委託料にございます19億924万1,367円ということで、このうちの中で災害廃棄物処理委託料が一番大きな数字で、18億6,198万8,632円というようなことでございます。

なお、この災害廃棄物の処理につきましては、平成24年度へ繰越明許費として3億8,307万2,000円を繰り越しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 33ページの地域活動支援センター指定管理料ですね、これは福祉作業所とありますけれども、これは市内に何か所あるんですかね。

それと、もう1か所は36ページ、軽度生活支援訪問事業、これは利用者10人となっておりますけれども、ひとり暮らしの高齢者、これは人数がどのぐらいいるのか。何人でこの方々

を回っているのかお聞きしたいと思います。

それともう一つは37ページ、おむつの券ですね。回収率が77.4%というふうになっておりますけれども、この回収率の、あと残ったやつですけれども、それに対しての対策というのは何か考えておられるのか、その点もお聞きします。

○委員長（木内欽市） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） お答えいたします。

1か所でございます。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 軽度生活支援事業の中でひとり暮らし高齢者数が何人いるかということでございますが、これは65歳以上の高齢者数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 高齢者につきましては、24年3月末現在で1万6,734人でございます。

それと対象者10人に対してヘルパー何人で回っているかのご質問でございますが、申し訳ございません。こちら社会福祉協議会のほうに委託しておりまして、訪問しているヘルパーの数についてはちょっと把握しておりません。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） お答えいたします。

回収率ということですが、この年度内に3万7,055枚ということなんですけれども、一応4万7,886枚交付しまして、まだおむつに交換していないという形で回収率ということで、こちらに記入してございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 2点ほどお伺いいたします。

生活支援事業の中で、要介護4または5の認定とされておりますが、どのような区分で認定されるか。

それと私、ちょっと聞き逃したか分かりませんが、子宮頸がんワクチンの年齢は幾つからでしょうか。この2点お願いします。

○委員長（木内欽市） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 要介護４並びに５に認定される方はどの程度の方かということですが、この４または５に該当する方はほぼ日常生活において、全面的に家族等の介護を要する、または寝たきり等の状態にある方がほぼ４ないし５に該当いたしております。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 子宮頸がんワクチンの対象者ですが、中学１年生から高校１年生までとなっております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） １点質問させていただきます。

説明資料の４８ページの住宅用太陽光発電システム設置助成事業というところで、補助額が４３３万７、０００円で申請件数が４９件とありました。そうすると、上限が１０万円ということなので、例えば何キロワットというか件数でいくと、最高１０万円まで使っていない方もいらっしゃると思うんですけども、その辺どのぐらいが一番多かったのか、教えていただければと思います。

○委員長（木内欽市） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 平均で申し上げさせていただきます。

平均しますと、２３年度の中では４．０キロワットというような平均値になります。それでよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 平均が４．０キロワットということは一番少なくて申請があった方と、一番多くあった方が、もし分かればお願いできればと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） ちょっとここで今一番少ないのが１．９キロワット、一番大きなのが８．６８キロワットと、そういうふうな状況です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、説明書の４６ページ、合併処理浄化槽設置促進事業、その中で

項目の中の一番下のほうの被災地浄化槽復旧補助金とあります。これを見ますと、一律30万円が明記されるんですけども、上の欄を見ると、5人槽、7人槽、10人槽で、値段のほう全然ばらばらになっています。この場合は、この33基の中にそういうような状況があると私思うんですけども、その辺はなぜこの一律で30万円ということですか。その辺の説明をお願いします。

○委員長（木内欽市） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） これにつきましては、あくまでも県の単独事業というようなことで、今回の震災の中でできた新規に設置された事業です。それで、この中での県の要綱として、金額として上限額を30万円というように設定されまして、県が2分の1、市が2分の1というような形で30万円というのは定額補助というような形になってございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 36ページの生活支援事業関係の家族介護慰労金支給事業ですけども、要介護4、5の方が自宅で介護している介護者に給付金を給付するといったような事業ですけども、要介護4、5という方は恐らく特別養護老人ホームとかに入所されるといったような方だろうと思いますけれども、年齢が65歳以上の者に対しては支給されているわけなんですけれども、65歳に達しない人には支給がされないというのはどういうことかということをお伺いしたいんですけども。

それともう1点は45ページですけども、母子保健事業関係の育児支援事業の一番上の両親学級ですけども、これは平日に行われているのか休日に行われているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（木内欽市） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） この家族介護慰労金の対象者につきましては、介護認定において4と5、要介護状態にある介護認定を受けている方を対象といたしております。そのために、65歳以上、これが1号被保険者、介護認定対象となる方が年齢制限、区分がございまして、それで65歳以上の方を対象としていることとございます。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 両親学級につきましては、平日の開催です。

以上です。

○委員長（木内欽市） 島田委員。

○委員（島田和雄） 家族介護慰労金支給事業のほうですけれども、65歳ということで区切られているわけですが、これは介護保険の中での取り組みになるということでしょうかね。もしそういうことで、こういうふうに行われているということであれば、できればそれ以下の年齢においても該当されるような人があれば、家族の介護というのは大変だと思いますので、何らかの手当といいますかね、そういうのを考えるべきだと思います。

それと両親学級のほうですけれども、平日ということでしたが、両親がこういったところに出向くには、共働きというようなことも当然考えられると思いますので、できれば休日を中心としてやっていただければというふうに思います。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 65歳以下の寝たきりの方にもという形なんですけれども、私どものほうで寝たきり身体障害者及び重度知的障害者の介護手当という形で、20歳以上の寝たきりの方にも支給されておりますので、事業は異なりますけれども、対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 現在、ほかの学級も平日に開催しておりますので、今後、また検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいまの家族介護慰労金で、このサービスは介護サービスで行っているかとのご質問でございますが、このサービスにつきましては、一般会計のほうの生活支援事業で行っております。また、目的といたしましては、本来、要介護4並びに5に該当しますと、大体、施設サービス、そういった方を受けるサービスの方が多いんですが、これが在宅で家族が要介護状態にある方を介護しているということにつきまして、一般会計の生活支援事業で家族介護慰労金を支給することによりまして、精神的・経済的な負担を軽減し、もって在宅福祉を目的としている事業ということでございます。

○委員長（木内欽市） 島田委員。

○委員（島田和雄） こういった支給されている方々なんですが、本来であれば、特別養護老人ホームとかに入所したいとそういった希望がある中で、なかなか入所ができないといった

ような方も恐らくいるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうかね。希望しているんですけれども、なかなか施設のほうから入所の許可が出ないということで、自宅で介護しているというような方も恐らくいらっしゃると思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 在宅で家族介護を行っていて、またその施設を希望していて、確かにその順番が回ってこない方もおられると思います。この施設のほうを希望されて順番待ちといいますか、待機者数につきましては、これは毎年集計しておりますが、各施設に希望して入所希望をとって待機されている方は、全体では約300人ぐらいはおります。ただ、300人おりますが、仮にその300人がすべて施設が空いたからすぐ入るというような状態にはないと思います。一応予約等をしてありますけれども、いざ施設のほうから空きが出て、そういった順番が回ってきても、まだいいというようなこともあります。

ですから、300人おられますが、実際その入所する割合といたしましては、平成23年度におきまして国のほうの統計でっておりますが、約10%台ということになっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） お伺いします。

毎年、民生費が大分伸びていますよね。この民生費の中の高齢者福祉課と社会福祉課、この委託料の管理料が大分多いんだよね、圧倒的に。ちゃんと管理しているんですか、中身を。どこに委託して、その委託先がちゃんと下までケアしているところまでやはり見ているかどうか、ちょっとそれだけお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 委託料のほうが年々増えていると、景山委員のご指摘のとおりでございます。ただ、私どもの場合ですと、障害者の方という形で、社会参加とかそういう中で、例えば外出支援の場合は移動するために車を使って目的地のほうへ、それであと見守りというような形の中で、必要な時間数ですね。毎月で、ここは何か所、日曜日、月2回行きたいと、時間はこのくらいだと。そういうものにつきまして、ご本人の申請を私どもの担当している保健師のほうで相談して、場所はどこですか、時間はどのくらいかかると、そういう形で時間のほうを協議しまして、それで認めておりますので、私どものほうとしては適

切に行っているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 高齢者福祉課のほうも、高齢者に対する生活支援事業、これらにつきましては、やはりデイサービスとかホームヘルパー、そういった派遣等の事業ですので、社会福祉協議会等に委託して実施しているわけでございます。こういった事業に対して、それぞれ申請があるわけですが、その申請につきましては、それぞれ申請に対しての基準等がございます。それらの審査を十分経て委託のほうに出しておりますので、それら適切に委託事業のほうも運営しているものと理解いたしております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

議案の審査は途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時 0分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、執行の皆さん、説明のときは長いでしょうから、説明のときは着席のままで結構です。ただ、答弁のときは、委員も立って質問しますので、答弁のときは起立でお願いします。

それでは、続いて5款労働費から8款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課で所管しております主な事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、決算に関します説明資料、これに基づきまして説明をさせていただきます。こち

らのほうの説明資料でございます。

それでは、決算に関する資料の56ページをお願いいたします。

最初に、消費者保護対策事業、説明させていただきます。

本事業につきましては、国等の支援を受けまして消費生活相談体制、この充実を図る、そんなことで商工観光課内に消費生活センターを設置してございます。平成23年度から相談窓口を週4日から週5日に増設しまして、相談体制を整えてまいりました。昨年度の相談件数281件となっております。さらに同事業では、被害の未然防止を図るための啓発事業、こういうものも実施しております。

続きまして、57ページのほうをお願いいたします。

商業活性化推進事業でございます。商店街が活性化策として実施します事業に対して補助するものであります。商店街等活性化事業で、イベントへの補助として5団体145万円、商店街振興事業への補助としまして、これはプレミアム付き共通商品券発行事業等5事業に1,308万円。次に施設整備事業で1団体、駐車場借上事業で3団体、合わせまして87万6,000円、これを支援させていただきました。

続きまして、58ページのほうをお願いいたします。

商工業復興支援事業でございます。東日本大震災によりまして被災した中小企業者の資金繰りの支援策としまして、利子補給等を実施したものでございます。件数としては42件、貸付総額7億287万円となっております。年0.65%を助成したものでございます。

また、震災によりまして冷え込んだ商店街の復興支援策としまして、プレミアム付き共通商品券の発行事業、これは市から補助金としまして550万円、千葉県から補助金200万円、商店振興連絡会の負担250万円、合わせまして1,000万円で事業を実施しまして1万セット、1億1,000万円販売しまして、購入者は2,135人となっております。このほか、被害の大きかった飯岡地区の商店会へ、2つの事業130万円の支援を行いました。

続きまして、59ページをお願いいたします。

観光振興対策事業でございます。観光客の誘致を図るため、観光資源のPRやイベントの開催、こういうものを通じまして、観光協会等の関係団体に助成をしたものでございます。

ただ、23年につきましては、震災の影響等によりまして、袋公園桜まつり、あるいはいいおかYOU・遊フェスティバル、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦、あさひ砂の彫刻美術展等々多くのイベントを中止せざるを得ない状況にありました。しかしながら、復興をテーマとしまして、七夕市民まつり等は実施され、実行委員会に支援をさせていただきました。

決算に關します説明資料は以上であります。

続きまして、決算書のほうを若干説明させていただきます。

5款労働費は、178ページからになっております。

最初に、決算書の181ページをお願いいたしたいと思います。

181ページに働く婦人の家管理費ということで説明をさせていただきます。

働く婦人の家、この施設につきましては、本庁舎の北側、線路の北側ですね、保健センターの2階にございます。昭和55年に県下初の施設としてオープンしまして、本年で33年目を迎えております。女性を対象に各種講座や講習会等を開催しておりまして、平成23年度、講座数で33講座、回数で217回、延べ受講者は3,041人となっております。

続きまして、183ページのほうをお願いいたします。

183ページの中ごろ、備考欄2のところに職業相談室運営支援事業がございます。この職業相談室につきましては、銚子職業安定所、いわゆるハローワーク銚子の分室としまして、旭市地域職業相談室としまして相談業務を行っております。場所は、青年の家の1階、商工観光課事務所東側に位置しまして、国の職員5名、本市臨時職員1名で現在運営されております。

平成23年度の利用状況でございますが、相談者が1万1,343人、月平均にならしますと945人であります。この相談者の中の就職者数、就職ができた方につきましては、1,480人、これは前年度と比べまして、9.3%多くなっている。そういうような求職者の利便性が図られている施設でございます。こういう事業を実施させていただきました。

少し飛びまして、7款の説明をさせていただきます。

決算書の208ページのほうをお願いいたします。208ページから7款になります。

先の決算に關します説明資料で説明しましたので、この事業を省きまして、決算書の215ページ、備考欄5の中心市街地活性化対策事業を説明させていただきます。

これは、市内の銀座通りの空き店舗を活用しまして、美術作品や写真等の展示、鑑賞、イベントなど多目的に利用できるスペースの確保を行いまして、商店街に少しでも人を呼び込む事業として実施させていただきました。昨年度の利用団体は26団体、利用者は5,096人となっております。

備考欄6につきましては、緊急雇用創出まちかどギャラリー管理人設置事業。本事業につきましては、ただいま説明した市内銀座通り、まちかどギャラリー銀座に全額国費としまして、管理人1名を配置させていただいたものでございます。この事業につきましては、来年、

平成25年3月までで終了となっております。

続きまして、7のふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業、決算額1,931万6,041円であります。全額国費で、ご承知のように駅前に「おあがんな旭」、この運営につきまして商工会へ委託したものでございます。

続いて、221ページをお願いいたします。

これは備考欄5にありますように、飯岡刑部岬展望館維持管理費でございます。

飯岡刑部岬展望館につきましては、千葉県より指定管理者として指定を受けまして、管理を平成23年度行いました。指定管理料は659万4,000円でありました。24年度からは他の事業所が指定管理者として管理を行っております。

次に、備考欄6の長熊釣堀センター管理費、これにつきましては、施設の維持管理に係る経費でございます。主なものは、需要費の消耗品あるいは水質管理のための消毒液やヘラブリナの購入費でございます。

入場者数は年間大人、子ども合わせまして1万9,088人、入場料収入は1,904万8,500円でございます。

以上で商工観光課に関します主な事業の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、決算に関する説明資料の51ページをお願いしたいと思います。

水田農業構造改革推進事業、米の戸別所得補償の関係でございますが、23年度におきましては、新規需要米拡大事業といたしまして189.4ヘクタール、284万1,794円というものがございます。これにつきましては、10アール当たり1,500円の補助でございまして、上の財源内訳にございます国県支出金相当でございます。

次に、転作作物等推進事業。これは麦転作、これは清滝地区になります。出清水管理組合が蛇園、鴻ノ巣管理組合が岩井、干潟地区の耕畜連携ということで、これはホールクロップサイレージをやっております。

飼料用米の転作、こちらは市が独自に取り組んでおりまして、国は10アール当たり幾らということですが、旭市におきましては、キロ当たり25円で耕種のほうへお金を交付しております。逆に畜産受け入れのほうにつきましては、1キロ当たり2円ということで、それぞれこのような金額を支出しております。

米粉転作、これは萬歳米栽培研究会でございますが、こちらも耕種と同じく、キロ当たり

25円を交付したものでございます。

なお、転作団地推進事業ですが、先ほど上のほうの転作作物等推進事業で説明しましたんですが、麦転作と出清水につきましては、いわゆる団地加算ということで、このような交付金額になってございます。

続きまして、52ページをお願いしたいと思います。

「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業でございます。こちらにつきましては、総額が4,240万9,000円でございますが、内容でございます（１）の生産力強化支援型、これはハウス等への助成でございますが、低コスト耐候性ハウスが6棟、パイプハウス5棟、省エネ施設、これは暖房機ですね、ハウスの建設に合わせて追加したものが1台ございます。こちらが総事業費として1億5,400万1,904円ございました。

2番目の生産力強化支援型でございます。こちらにつきましては、共同利用の機械・施設等整備ということで、生産管理・機械、これは乗用の草刈り機を2台購入したものでございまして、事業費が138万6,000円ございました。

3番目といたしまして、園芸施設リフォーム支援型、これは被覆資材の張り替えに助成したものでございまして、1棟で事業費が2,200万円ございました。

続きまして、53ページをお願いいたします。

農水産業災害復旧資金利子補給事業、これは先の大震災によりますそれぞれの支援ということで利子補給をしたものでございまして、東日本大震災対策資金利子補給補助金、これは日本政策金融公庫分でございます。105件、利子補給率は0.75%ございました。

同じく県単漁業災害資金、こちらは17件で利子補給率は1.65%でございます。この中には、県の分が1.05%含まれております。

総額が99万1,524円の利子補給額でございました。

続きまして、54ページをお願いいたします。

広域農業基盤整備事業、事業費が4,036万1,149円ございましたが、こちらにつきましては万才Ⅱ期地区、東城神代Ⅱ期地区、万力Ⅱ期地区、豊和地区への4か所へのそれぞれ事業に合わせました負担をしたものでございます。総額で4,036万1,149円というものでございます。

それから次の55ページをお願いいたします。

水産基盤整備事業、ここからは水産業のほうですが、これは例年実施しております国の交付金をいただきまして漁港整備、内容といたしましては、外西防波堤改良工事184メートル、

これはいわゆる親水護湾の整備です。その負担金が市が11%負担ということで、796万1,000円を支出してございます。

以上が説明資料でございますが、ここで決算書の193ページをお開きいただきたいと思います。23年度中に新たな事業としましたものが4件ほどございます。そちらのご説明をさせていただきます。

決算書193ページ、備考欄11、園芸生産利用拡大支援事業でございます。

こちらにつきましては、いわゆる耕作放棄地対策、新たにそういったところを自分たちの経営規模拡大のために、畑に復活させるための事業者に対しての補助金でございます。昨年度は1経営者、内容といたしましては、トラクターにアタッチメントでつないで使うものですが、ボトムプラウ、これはいわゆる天地返し用の深爪のロータリーですね。それとブームスプレア、これは薬剤散布用のいわゆるタンク付きの散布機でございます。こちらは事業費で217万円の支出でございました。

続きまして、ちょっと飛びますが、199ページをお願いしたいと思います。

199ページ、備考欄の20番、飼料用米等流通加速化事業、これにつきましては、飼料米を扱っております団体からの要望で、いわゆる紙の袋ですと30キロなんですが、フレキシブルコンテナ、通称フレコンと言っておりますが、これが1袋当たり1トン入りますので、そのタンクですね、いわゆる計量器付きのフレキシブルコンテナ用タンク、これを1基購入したのに対して補助金を交付したものでございます。県の補助率が3分の1でございます。

続きまして、備考欄21番、環境にやさしい農業推進事業ということで、こちらにつきましては、国から直接補助金が10アール当たり4,000円、ここ21番にございますのは、県2分の1、市2分の1の補助率で国と同様に10アール当たり4,000円を交付したものでございます。13件、面積といたしましては24.06ヘクタールでございました。

内容といたしましては、いわゆる横文字ではカバークロップと呼ぶそうですけれども、この辺ではいわゆる緑肥、緑の肥やしですね。マリーゴールドあるいはソルゴーを栽培しまして、これをロータリーで攪拌いたしまして、そのまま肥料として使えるものでございます。そちらに取り組まれた方の部分を補助したものでございます。

続きまして、備考欄22番、旭市産農水産物魅力発信事業、こちらにつきましては、原発事故を受けまして、市内の農水産物に対しての安全・安心PRということで、市から出向きまして安全性のPRをしたものでございます。これは幽学の里での交流がございます市川市の大洲地区の商店街のお祭りに呼ばれたり、県内のものの6件ほど回ったものでございます。

それぞれこちらから地元の農水産物等を購入いたしまして、向こうで販売を実施してきたものでございます。

農水産課のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、補足説明は決算に関する説明資料で行わさせていただきます。

60ページをお願いいたします。

道路維持補修事業です。お配りしてあります工事一覧表があると思いますけれども、これを見ていただけますか。この横開きになっているやつです。

工事一覧表 1 ページと 2 ページの工事番号 7 号から 134 号まで、維持補修工事 29 件を記載してあります。これは老朽化した舗装や破損した道路の補修を行ったものであります。

2 ページの 29 号から 101 号までの 7 件は繰り越した工事になります。

次に 61 ページをお願いいたします。急傾斜地崩壊対策事業です。工事一覧表は 3 ページになります。工事番号は 30 号です。岩井地先、滝郷学園下の崩壊によるのり面整備工事による工事の記載がございます。

次に 62 ページです。排水路整備事業です。これは西野地区の排水路整備事業で、平成 21 年度からの継続事業です。工事一覧表の 3 ページには、工事番号の 78、99 号が工事の内容でございます。工事は今年度 24 年度に完成する予定でございます。

続きまして、63 ページ、蛇園南地区流末排水整備事業です。工事一覧表は 4 ページになります。委託料と工事費になります。工事番号 90 号が千葉工大研修センターから県道飯岡一宮線までの工事です。工事番号 70 号は海側からの工事、80 号は国道 126 号歩道部分の工事で繰り越した工事になります。

続きまして、64 ページです。旭中央病院アクセス道整備事業です。工事一覧表は 5 ページになります。委託料と工事です。南北線の道路改良工事と橋梁の舗装工事を行ったもので、工事番号は 72 号になります。その下の委託料と工事 7 件は繰り越したものでございます。3 月 26 日に県道銚子旭線から国道 126 号までが開通いたしました。

次に、65 ページです。飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。工事一覧表は 6 ページになります。委託料 6 件と、23 年度は用地買収が主な事業でありました。その下に繰り越した委託料と工事費が記載してございます。

次に、66 ページです。南堀之内バイパス整備事業です。工事一覧表は 7 ページになります。

委託料 3 件と、23年度は用地買収が主なものでございました。

最後になりますが、67ページ、橋梁維持補修事業です。工事一覧表は同じく 7 ページですが、これは繰り越した関戸橋の架け替え工事でございます。

簡単ですが、補足説明は以上でございます。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の事業につきましては、別冊の決算説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の68ページをお願いいたします。決算書は241ページからになります。

初めに、街路整備事業（谷丁場遊正線）からご説明いたします。

この事業は、国道から J R を横断して市役所通りまでの延長約700メートルの区間におきまして、まちづくり交付金事業、干潟駅周辺地区の基幹事業として平成20年度から24年度までの5か年計画で事業を進めているものでございます。

決算額は2億6,479万5,000円でありまして、財源内訳は国庫支出金、これはまちづくり交付金であります1億100万円、地方債、これは合併特例債でありまして1億5,260万円、一般財源は1,119万5,000円となりました。なお、括弧書きは平成22年度の繰越分でございます。

平成23年度の主なものは、表の上から2行目、工事請負費1億3,217万円、これは J R 横断部前後の擁壁工事及び照明工事、並びに橋げたの製作・運搬工事の前払金を支出したものでございまして、残りの事業分につきましては、本年度、平成24年度へ繰り越して施工しているものでございます。次に、公有財産購入費は道路用地として921.31平方メートル、9件分を取得したものでございます。次の補償補填及び賠償金は、建築物や工作物などの移転費用として、3件分を支出したものでございます。

次に、69ページは旭駅前広場等整備事業でございます。

決算額は3,364万5,000円でありまして、財源内訳ですが、国庫支出金、これは地域活性化・きめ細かな交付金で1,500万円、一般財源は1,864万5,000円となりました。括弧書きは平成22年度からの繰越分となります。

上段の表は、県事業への負担金として、県の事業費8,703万4,000円の基本協定に基づく13.5%を支出したものでございます。下段の表は、平成22年度の繰越分でありまして、旭駅前広場内にモニュメント、時計塔やバスシェルターなどを設置したものでありまして、国の臨時交付金を活用して整備したものでございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

文化の杜公園整備事業でありまして、決算額は2億8,148万9,000円となりました。これはすべて平成22年度からの繰越分であります。財源内訳は地方債で2億6,650万円、これは公園整備事業債でありまして、一般財源は1,498万9,000円となりました。事業概要であります、工事請負費が主なもので、公園整備工事、舗装工事、植栽工事など、合わせて12件分の工事でございます、事業認可の最終年度を見据えた、なおかつ限られた工期の中におきまして効率的な施工を確保するため、工種別にかつ段階的に分離発注したものでございまして、平成23年度をもってすべての工事を完了し、本年4月より供用を開始したものでございます。

なお、今後につきましては、さまざまなイベントなどに活用していただくとともに、災害等の有事の際における防災対策に生かしていきたい、このように思っておりますし、また、市民の皆様が親しまれる公園となるように適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

最後に、1ページ飛びまして72ページをお願いいたします。

被災者住宅再建資金利子補給事業でありまして、昨年の大震災によりまして、住宅に被害を受けた方が再建のために金融機関から資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を補助するものでございます。昨年度は27件の申請者に対しまして補助したものでございます。決算額は51万1,000円、財源内訳は国県支出金29万7,000円、これは1%分の補助分でございます。

なお、8月末現在におきます申請件数であります、昨年度から35件増の現在62件となっておりますし、また、現在も相談を受けている状況にございますので、今後も引き続き関係機関と連携してPRに努めてまいりたいと、このように思っております。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、何点かお聞きします。

説明資料の51ページ、水田農業構造改革推進事業、その中の項目のほうの中段でございます、負担金補助及び交付金の中で、飼料用米転作ということでございます。キログラム数と金額が出ているんですけども、これは何ヘクタールぐらいのあれなんですか。その面積と、それに協力している農家の戸数ですか、そこらが分かれば、まず1点お願いします。

それともう一つ、決算書の193ページ、負担金補助及び交付金ですね。米の力再発見事業

補助金80万5,000円ですか、それとそのすぐ下になりますけれども、こだわり旭ブランド創出支援事業117万5,900円ですか、ここの内容が分かれば続けてお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 内容でございますが、ただいまの委員からのご質問の中では、内容欄の上から2番目にございます新規需要米拡大事業ということで、全体が189.4ヘクタールでございます。その内訳でございます。飼料用米170.4ヘクタール、ホールクroppサイレージで19.2ヘクタール、残りが米粉ということで、これは若干小さいんですが、1,500平方メートルということでございました。それと数が、昨年度受入農家数が173名でございます。

以上がご質問の中身だったかと思います。

それと、今度は決算書の193ページ、米の力再発見事業補助金、これにつきましてはまちおこし産品推進協議会への補助金でございまして、いわゆる米粉の消費拡大、利用拡大といえますか、そちらのほうへ支出しております。

それと、こだわり旭ブランド創出支援事業補助金、これにつきましては、JAのメロン部会、それとおいしさ研究会、これはペイズリースイカというやつですが、そちらの団体のほうへそれぞれ補助金を交付したものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 平野委員。

○委員（平野忠作） 説明資料51ページの件ですけれども、中ほどの飼料用米の件ですけれども、昨年は市と契約して、取り下げとかそういうのがあったのでしょうか。今年は何かいちろい話を聞くと契約といたしますか、申し込んであったんですけれども、辞退された方がいると。それに対して罰則等は何もないというけれども、それは事実でしょうか。よろしくお願ひします。

○委員長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 昨年はございません。といいますか、昨年まではございません。今年初めてキャンセルという形でございました。実は、もう島田委員にはきのうも説明したところなんです。正直言ひまして、国から示されておりました契約書の中身、これは私も今年来て、見てびっくりしたんですが、いわゆる受け手の畜産農家さんにはペナルティーがあります。いわゆる飼料用米として受け取ったものをその目的以外で使用した場合にはペナ

ルティーがあると。ところが、出し手側の耕種農家さんについては、全く契約書の中身ではペナルティーがございません。

実は、こちらも市のほうを通しまして要望等してあるんですが、国に対しての要望の中では、いわゆる米の集荷自体、畜産農家さんは一気に集中しますので、いわゆる流通・保管の形態がどうしても苦しいということで、国で一元管理をできないか。それと今の国の制度ですと、10アール当たり8万円という部分が面積ですね、それを実収量、いわゆる市が単独でやっているようにキロ当たり幾らというような形で制度を変えられないかということで要望いたしました。

8月31日ですが、国のほうから、これは本省です、農林水産省生産局農産部穀物課水田農業対策室室長マツオ様、それと同じく生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室コミヤ課長補佐、あとは関東農政局から、それと農政局の出先であります千葉地域センターのほうから2名、計5名いらっしゃいまして、この辺の要望の中身とともに、実は旭市では戸別所得補償が始まって以来、飼料用米の中でキャンセルが出たということで、実際には10件ほどございます。量といたしましては、9万8,173キログラム減りました。

ですから、畜産農家さんの受け手としては非常に苦しい部分がありますので、ただ、いずれにしてもそのペナルティーというものがございませんので、この辺を我々もせっかく来ていただいたので、制度上の盲点といいますか、この契約の中身については、今現在、市のほうで間を取り持つような形で、旭市飼料用米利用者協議会というものがございます。こちらの協議会と耕種農家さんでの契約になっております。これを本来ですと、いわゆる耕種農家さんと畜産農家さんの直接契約なんですけれども、なかなか受け入れ先が見つからないということから、こういった方式をとっております。

改めて、来年度より我々としては内容を変えたいと。いわゆる出し手側のペナルティーではないですが、お互い信頼関係でやっている事業ですので、やはり今年ちょっと出先で米が高いからといって、それでやめたという部分はないようにしていただきたいということで、契約の中身については、改めて協議会も入りますが、いわゆる畜産農家さんと耕種農家さん、協議会の三者契約の中である程度制限をしたいということで、提案をさせていただいたところです。国のほうの回答はそれは何ら問題ないと。

それと今現在、実はこの8月23日に放射能汚染が検出されないということで発表いたしました。それを受けまして、いわゆる1俵1万6,000円という数字が提示されましたものですから、やはりそちらで急遽その10件の方は、10件が10件、その値段が高いからということで

はないんですが、10件急遽取りやめました。今年10件を取りやめた方へのペナルティーなるものがありますか、ありません。

といいますのは、国のほうでこの契約を認めるものは10月です。ですから、今現在では国のほうで正式にそれを認めてはいないので、ペナルティーを課すことはできませんねと。国が決定後であれば、当然流通法の違反になるんですが、今現在ですと、何らペナルティーはありませんということで、我々が来年度から取り扱おうとしている内容については何ら問題はないということでしたので、改めて畜産農家さんを急遽集めましたんですが、その辺の中では一応市としてはそういった方向、方針でなるべくキャンセルのない状態を、信頼関係を築いた中で出し手、受け手との契約をしていきたいということで説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 平野委員。

○委員（平野忠作） 課長のほうから、るる説明がありました。これはどういうことかといいますと、海匠地区で多分この旭市が一番多いと思うんですよね、この飼料米で。ですから、他地区も旭市のこの推移というのを見ていると思います。ですから、こういう悪い習慣と申しましょうか、それがもうほかでも発生したら困りますもので、こちらでしっかりと対応をとって、近隣にもそういう影響のないようにやっていただきたい、それだけです。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） じゃ、何点かお伺いしますけれども。

まず最初に、先ほど説明ありました183ページの職業相談室運営支援事業ですけれども、相談者が多い中で、就職者が1,480人、決まった方がこれだけいたということでありますけれども、この決まった方々の就職の立場といいますか、正職員で採用されたものか、パートか、その辺の内容的なものですけれども。

それともう1点は、実際のこの求職者数を把握されているのかどうか。就職者数じゃなくて求職者数。それ2点、お願いします。

それと今、水田の飼料用米のお話がございましたけれども、この中でちょっと疑問に思いましたのは、農家が出荷している数量と畜産農家が受け入れている数量に若干の乖離があるんですが、これはどういうことかということをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、説明資料の56ページですけれども、消費者保護対策事業、これにつきましては、昨年と比較いたしまして、開設日の日数ですか、それからまた相談員数も増やしたということで体制の充実を図ったということでもありますけれども、こういったような相談が増えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと65ページの飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業ですけれども、この道路、本年度工事に着手するというふうなお話をお伺いしておりますけれども、この路線上には液状化した場所があると思いますけれども、その辺の工事については、そういった液状化対策といったようなものが施されるのかどうかお伺いします。

○委員長（木内欽市） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

なお、答弁は手短にお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、お答え申し上げます。

この差につきましては、地元の畜産農家ではなく、いわゆる生活協同クラブ、他団体へ出荷したその差額でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、委員のご質問2つほどあったかと思います。

職業相談室の運営支援事業の関係でございます。正職員かパートかどちらが多いかと。ちょっと我々が見た感じ、いつものぞく感じでは、年の途中からが結構多いもので、パートが多いのかなとそういうふうには実感しております。

それともう一つは、求職者数でございます。職を求めている、これは2,194人ということで23年度データをつかんでおります。

すみません、ちょっと失礼しました。先ほどの正職員かパートかということで。常用の職員ということでございます。

それと消費者生活保護の関係でございます。相談内容ということで、いつも日報等上がってきます。その中に多重債務とかそういうものが多い傾向にあるというところで我々理解しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、液状化対策のことですけれども、取りあえず今のところ、

形を造って道路形態を造る状況で工事を発注してございますので、その対策というのは取りあえず考えてはございません。道路の形態を造って、それからの段階になると思いますけれども、今のところは液状化の特別な対策は考えてはいない状況です。

○委員長（木内欽市） 島田委員。

○委員（島田和雄） 実際の工事については来年度以降やるということになるんですか。もし、その実際の工事にかかる場合に、液状化対策を考えていないということかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今年度、路盤的なものまでは造る計画でおりますけれども、液状化をやると、かなりコストが高くなりますので、通る路線に対して液状化があったところは多分ないと思うんですが。旭市の道路を造る経路ですね、道路の形態を造るところには液状化になったところは多分ないと思うんですよ。

○委員長（木内欽市） 島田委員。

○委員（島田和雄） 私はその路線上、液状化したところはあるというふうに認識していますが、要するに砂鉄をとった場所があるというふうに認識していますが、その辺をよく調査してもらって、そういう場所があった場合には、やはり対策をとっていただきたい。地震のときに恐らく避難道路にもなると思いますので、液状化して通れないというような事態が起きたら、分かっているやらなかったということによってちょっと責任を問われますので。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今の旭市のほうで通る経路ですか、その辺には液状化のところはないんですよ。ですから、もし、そういったことであれば、もうちょっと調査してみますけれども。液状化対策というと、例えばかなり深く道路を掘って入れ替えだとか、路盤改良しなきゃならないので、そういった今の状況の決定した道路の経路に関しては、液状化になったところはないと思いますので、もう一度精査してみますけれども、旭市で選定している路線にはないと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 説明資料の70ページの文化の杜公園整備のテニスコート整備工事でござ

いますが、これは2,160万円ほどかかっておりますが、このテニスは一般のテニスコートですか。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 文化の杜公園のテニスコートのご質問ですが、これにつきましては社会体育施設の設管条例に載せてございまして、市のテニスコートで一般の方も当然ながらご利用いただける、ただし料金は必要になります。

○委員長（木内欽市） 嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 聞くとところによりますと、二中とか一中とか使うようなそんな話をちょっと聞いたもので、そこら辺はどうなっているのかなと。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 二中のテニス部という前提がありまして、今年に入りまして、多田校長とも、あるいはテニス部の顧問とも打ち合わせをさせていただいています。

今現状では、まだ二中の生徒は使っていませんけれども、ここにつきまして、いろいろな状況の中でまた相談をしていきたいと、このように思います。

現状、サッカー部のほうとの調整は今しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。では、2時まで委員の皆さんも休憩をとります。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、11款災害復旧費を除く9款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、決算に関する説明資料をお願いいたします。

73ページの非常通信設備整備事業についてでございます。

決算額6,593万5,000円となっております。財源内訳は、地方債5,930万円、一般財源663万5,000円でございます。

この事業は、災害時等非常時の情報収集及び各機関との連絡体制確保のため、一般電話が利用できない場合を想定した非常通信設備の整備を行ったものでございます。

設計・監理委託料418万9,500円は、移動系防災行政無線整備工事を行うための委託料でございます。

下の防災行政無線整備工事6,172万3,200円は、移動系防災行政無線整備工事そのものでありまして、統制局、これは市役所本庁にあります、そこに半固定型を1機、基地局、これは電波発信局としまして中央病院に1基、それと半固定型無線装置9機、車搭載型無線装置21機、携帯型の無線装置33機を整備しております。

この事業を実施したことによりまして、災害時における情報収集及び各機関との連絡体制の確保が図られたものと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、9款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

なお、主な事業のうち、消防広域化・共同化基盤整備事業につきましては、本会議におきまして財政課長より説明してございますので、その他の事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算書255ページをお願いします。

備考欄2、常備消防事務費につきまして説明いたします。

すみません、257ページをお願いします。

15節工事請負費556万5,000円につきましては、旧海上分署の解体・撤去工事を行ったものであります。

次に、備考欄3、消防施設整備事業のうち、15節工事請負費の中の防火水槽設置工事1,185万4,500円につきましては、耐震性貯水槽100立方型を川口3448番地に設置したものでございます。

次に、決算書261ページをお開きください。

備考欄 3、消防団施設強化事業につきまして、説明をいたします。

説明資料の76ページをお願いします。

事業内容に記載してあります消防団に整備いたしました安全装備品、通信機器の購入であります。

決算書261ページにお戻りください。

次に、備考欄 5、消防庫整備事業につきましては、海上地区、これは琴田・高生地区でございますが、ここに建築いたしました消防庫建設の関係でございます。

以上で、9款消防費に関します補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課より所管の事業につきまして、決算に関する説明資料を中心に補足説明させていただきます。

決算に関する説明資料の80ページをお願いしたいと思います。

決算書のほうは277ページになります。

小学校施設改修事業です。ご案内のとおり施設の老朽化に伴う改修工事や維持補修のための工事費の事業になります。

維持補修費が1,003万8,000円、工事請負費が4,924万3,000円で施工した事業等につきましては、記載のとおりでございます。

次は、説明資料の81ページをお願いします。

矢指小学校改築事業の繰越明許分です。この事業につきましては、平成21年度予算化、平成23年度の繰り越し事業をもって完了したものです。

決算書では279ページになります。

本事業の23年度の決算額ですが、記載のとおり 5 億9,059万4,000円で、特定財源として国庫補助金 1 億3,199万8,000円と地方債 3 億6,170万円です。23年度の繰越分の決算は記載のとおりですが、全体では総事業費10億8,154万2,000円で、主なものは校舎等工事請負費で10億79万8,000円、設計業務・施工監理等の委託費で2,627万円などです。国庫補助金の合計は 2 億6,912万1,000円、地方債は合併特例債でその合計は 6 億910万円となっております。

続きまして、説明資料の84ページをお開きください。

決算書のほうは287ページになります。

中学校施設改修事業です。小学校施設改修事業と同様に施設の老朽化に伴う改修工事や維持補修のための工事になりまして、維持補修費が395万3,000円、工事請負費が1,989万9,000

円でした。事業は記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料の85ページをお開きください。

決算書は同じページの287ページになります。

飯岡中学校改築事業ですが、県営飯岡西部地区土地改良事業の進捗事業から本事業に関しては、多大なご心配をおかけしているところでございます。庶務課といたしましては、できることは計画どおり進めるべく、表に記載のとおり実施設計業務及び開発行為許可申請等の業務委託を締結させていただき、事務を進めております。23年度の決算額ですが、前払金等による費用になります。

説明資料86ページのほうをお願いします。

決算書は287ページになります。

歳入の国庫補助金は、決算書のほうの33ページということになります。

第一中学校改築事業で、繰越明許の決算となります。耐震性の低い屋内運動場の改築事業を実施しました。決算額は繰越明許分の5,723万2,000円で、財源内訳は記載のとおりです。

なお、本事業の総事業費ですが、解体工事を含めて4億2,432万9,000円です。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから学校教育課の主な事業について補足説明を申し上げます。

最初に説明資料の78ページをご覧くださいと思います。

決算書につきましては、269ページ、備考欄9番、学校いきいきプラン事業補助金でございます。

本事業につきましては、市内の各小・中学校が主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりに生きる力をはぐくむための事業でございます。

事業内容といたしましては、補助金として規模の大きな中央小と旭第二中学校につきましては80万円、その他の小・中学校は50万円を補助いたしました。合計額1,060万円となります。

続きまして、説明資料の79ページ、決算書につきましては271ページ、備考欄13番をご覧くださいと思います。

被災児童生徒就学援助費でございます。本事業につきましては、児童及び生徒の世帯が居住する住宅が昨年の震災により全壊または大規模半壊の損害を受け、就学が困難となった児

童及び生徒の保護者へ援助を行いました。

事業内容といたしましては、被災者で経済的な理由により就学が困難な児童・生徒157名の保護者に対しまして、4月から9月分までの学用品費等283万2,257円、給食費等186万83円の支給を行いました。

続きまして、説明資料の82ページ、決算書のほうは281ページの7番でございます。

小学校教諭補助員配置事業でございます。自閉症等の発達障害を持つ児童・生徒が普通学級にもいる中、本事業は小学校の担任教諭をサポートして、個に応じたきめ細かな指導及び特別に支援を要する児童への指導を充実するための補助教員を配置するものであります。

事業内容といたしましては、小学校教諭の補助員として、一学級の児童数が多いクラス及び学級運営が困難なクラスに延べ8人を配置いたしました。主なものといたしましては、賃金に809万1,750円を支出しているものでございます。

続きまして、説明資料の83ページ、決算書283ページ、備考欄10番でございます。放課後児童健全育成事業でございます。

本事業につきましては、小学校の低学年を中心に下校後、保護者または保護者にかわる者がいない児童に対しまして子育て支援を行い、また生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものであります。

事業内容といたしましては、小学校15校、18児童クラブに指導員56名を配置いたしました。

歳出につきましては、雇用保険料等に143万189円、賃金に6,540万3,062円。工事請負費につきましては、空調設備工事で中央小3室と萬歳小の1台となっております。

歳入につきましては、県の補助金2,540万1,000円、受託料は現年度分で2,963万5,500円、過年度分38万3,000円をいただいております。

続きまして、説明資料の87ページ、決算書291ページの備考欄6番でございます。

中学校教諭補助員配置事業でございます。

本事業につきましては、先ほど申し上げました小学校同様、中学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細かな指導を図るために、少人数及びティームティーチング等を展開するため、補助教員を配置するものであります。

事業内容といたしましては、中学校教員の補助員として少人数指導及びティームティーチングを展開するための教諭補助員2名を配置いたしました。

主なものといたしまして、賃金に318万8,300円の事業費でございます。

最後に、説明資料の90ページ、決算書はちょっと飛びまして343ページをご覧いただきました

いと思います。343ページの備考欄 9 番でございます。

学校給食センター統合改築事業でございます。

本事業につきましては、老朽化した第二、第三学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを建設するための事業でございます。

事業内容といたしましては、工事請負費につきましては、平成23年度分の出来高による支払額として、電気設備工事1,911万円、建設工事費 2 億2,765万円、機械設備工事費6,788万円という金額になっております。その他、負担金補助及び交付金といたしまして、上水道給水申込納付金265万3,350円が主なものでございます。

次に、平成22年度に実施いたしました実施設計業務委託料787万5,000円につきましては、繰越明許により平成23年度の支払いとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課の決算につきまして補足説明を行います。

説明資料の88ページをお開きください。決算書ですと、301ページから303ページになっております。

文化振興事業でございますが、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を中心に各種文化事業を実施いたしました。

事業内容は、第7回市民音楽祭をはじめ、例年行っている8事業の実施と東日本大震災により延期になっておりました第6回スプリングコンサートを行っており、これらの経費は1,244万6,721円でございます。そのほか文化団体などが東総文化会館を利用した場合に、助成している文化施設使用料助成や、あさひ少年少女合唱団講師への報奨金、その他事務費などで合計で1,587万9,224円の事務費でございます。

なお、特定財源としましては、文化振興事業では、アラフォーコンサート、それからあさひ寄席など入場料を徴収しており、この収入が496万8,225円。地域伝統芸能等保存事業の補助金が32万2,000円、そのほか文化振興基金から401万9,985円を繰り入れしているものでございます。

なお、下段の平成22年度事故繰越し12万7,995円は、東日本大震災の被災によりまして平成23年度の事業決定が遅れたため、毎年4月1日に市内に新聞折り込みしています主要事業のご案内の印刷が遅れたもので、この経費を事故繰越しし、23年度に支払ったものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、体育振興課のほうからお願いしたいと思います。

決算に関する説明資料は89ページであります。スポーツ振興事業についてでございます。決算書のほうは329ページとなります。

決算額は1,780万1,000円で、各種のスポーツ大会等の開催によりまして、市民の一体感を醸成するとともに、各種団体に補助金を交付し、スポーツ振興を図ったものであります。

主な事業といたしましては、旭市民体育祭補助金491万6,745円、しおさいマラソン大会補助金400万円、このほかスポーツ団体への補助金といたしまして、旭市体育協会補助金206万円、旭市スポーツ少年団補助金37万5,000円等であります。

なお、特定財源の40万円につきましては、千葉県教育財団スポーツ振興基金より東日本大震災の被災者に勇気を与え元気づけることを目的といたしまして、旭市民体育祭に対しまして特別枠で旭市に助成されたものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財政課からは14款の予備費の充当と、それから併せて流用した主なもの、それらについてご説明申し上げます。

それでは、14款の予備費でございますが、356ページになります。

ここで流用した金額、三角表示になっておりますけれども、2,916万2,000円という数字になります。

この充当状況でございますが、まず、2款総務費の収税事務費や追悼式の開催事業などへ8件で1,109万円、それから3款民生費の後期高齢者医療特別会計繰出金などへ4件で351万1,000円、4款衛生費の塵芥処理事務費へ1件で76万8,000円、5款労働費の働く婦人の家管理費へ1件で18万4,000円、6款農林水産業費の農業総務事務費へ1件で420万1,000円、7款商工費の中小企業金融対策事業などへ3件で539万2,000円、8款土木費の土木総務事務費へ1件で137万1,000円、10款教育費の中学校施設管理費などへ5件で153万8,000円、11款災害復旧費の庁舎等災害復旧費へ1件で109万5,000円、13款の諸支出金の土地開発基金繰出金へ1件で1万2,000円を充当し、合計で26件、ここに記載のとおり2,916万2,000円となっております。

次に、流用について申し上げます。事業を超える流用は24件ございました。それぞれ決算

書に表記してありますけれども、少し戻りまして337ページをお願いいたします。

特に大きなものということで、10款5項3目学校給食費の備考欄3、第一学校給食センター管理費から、339ページの備考欄4、第一学校給食センター運営費、それから341ページ、備考欄5番から7番の第二学校給食センター管理費及び運営費と、第三学校給食センター管理費、そして343ページの第三学校給食センター運営費につきましては、第二学校給食センターが震災により稼働中止となったことから、予算の組み替えの視点に立った流用を行っております。

以上で、一般会計決算の認定についての補足説明は終わりといたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費を除く9款消防費から14款予備費までについて質疑に入ります。
質疑ありましたら一括でお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 小学校教諭補助員配置事業と中学校教諭補助員配置事業について伺うんですけれども、名前が出ていない学校があるんですけれども、これらについて配置されているのか、あるいは何らかの方法で、別の類似の事業で特別な計らいがあるのか教えていただきたいんですけれども。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 昨年度につきましては、そちらに記載されている学校のみでございます。要望といたしましては確かにあったんですけれども、なかなか人的な部分あるいは予算的な部分で、昨年につきましては、人数が多いところを中心に配置させていただきました。昨年は一応そういう状況でございました。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 73ページの非常通信設備整備事業ですけれども、去年のような大震災が起きて電話が全くつながらないといったようなときに、こういった設備が有効だと思うんですけれども、先ほどの説明の中で、いろいろな機器がどういったところに配置されるのか。携帯型とか、また車に積む型とかいろいろ説明がありましたけれども、どういったところへこれは配属されるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 先ほど説明した中で、半固定型無線装置9機とお話ししました。この9機は市役所の各支所3か所に1機ずつ、それと総務課、消防本部、中央病院、都市整備課、水道課、下水道課、この6か所に1機ずつ、この半固定型というものを整備しております。それと車の関係の無線装置は、公用車で災害の場合に一番出動が多いと思われる車、全部にはつけられませんが、そういう車を優先的につけました。それと携帯型は総務課のほうで管理しておりまして、必要なときに使うようになっています。

繰越明許費で今年度、この半固定型無線装置47機を整備を進めていまして、これは避難所になる小学校、保育所、青年の家、かんぽの宿、総合体育館、この辺の追加整備をしております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 1点お尋ねします。

小学校教諭補助員について、たしか過去には校外授業の場合には追従できなかったと思うんですけども、現在これはどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 保険等の関係で今まで行けませんでした、たしか今年からはそういった引率ができるような対応をしております。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 携帯型、これから避難所等へ47配属するというようなことでありますけれども、総務課が所有しているという33ですけれども、これはどういったような使い方をされるのでしょうか。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） これは災害時に、例えば車についています。それから人だとか施設にあります。そのほかに必要な場合にどんどん使ってもらおうというようなことを考えています。例えば、職員のほかに消防団で使うことも考えられますし、そういう方法も考えています。ちなみに、この前、防災訓練のときだとか必要な部分、避難所へ行った職員には車にならない場合は必ずそれを1台持たせてお互いの連絡をすとか、そういう形で使うつもりです。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） これは通常の電話のようなやりとりができるということでしょうか、旭

市内であれば。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） やっぱり無線機ですから、通常の電話というより、了解・応答で、普通の電話のように話すものではありませんね。トランシーバーの感覚に近いかも分かりません。エリアは十分カバーできます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、1点お願いします。

説明資料の78ページ、学校いきいきプラン事業。これは多分平成21年度から毎年行われた事業だと思います。中央小、二中には80万円、それ以外は50万円ということですが、これは目立った成果と、これはこのほどの事業をやりまして、本当にいい成果が出ましたよという例があれば何点か挙げてもらえばよろしいかと思えますけれども、よろしく願います。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） いきいきプランにつきましては、各学校が独自に取り組んでいる事業でございまして、非常に現場としてはありがたいということで聞いております。

それで、いろいろと事業内容、実績等をいただいているんですけれども、大体どちらかといいますと、ふだん学校でやりたくてもなかなかできない、特にそういう心を豊かにするということが芸術鑑賞とかそういったものをやったりしている学校が非常に多くございますが、その成果ということなんですけれども、具体的にこちらのほうとしては把握はできておりません。

ただ、学校に聞きまして、もうそれをやるたびにいろいろと子どもたちからいろいろアンケートをとっているわけですが、その中で例えば音楽的な行事をやりまして、音楽に対して非常に興味・関心を持ったりとか、あるいは体育的な専門家を呼んでそういった方々からお話を聞いて、自分の進路とかそういったものについてこういったもので頑張りたいとか、そういったような、子どもたちの感想という形で聞いておりますが、数値的なものというのは、こちらのほうではちょっと把握ができていないという状況でございます。

○委員長（木内欽市） 平野委員。

○委員（平野忠作） ちょっと今、分かるような分からないようなあれですけども。

ですから、ある程度この成果が上がるようなそういう方法で、各学校ばらばら、これはい

いと思いますけれども、こういうことをやってこれだけ成果が出ましたよと言えるような取り組みを今後考えていただければいいかなと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 口頭では、各学校からそういうふうにといろいろと上がってきておりますので、それをもっと明らかに、いわゆる客観的に分かるように各学校からこれから報告を求めていると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 消防施設整備事業なんですけれども、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の74ページ、それと決算書の257ページの防火水槽設置工事というのは、これは同じ工事なんでしょうか。それとあと、防火水槽の耐震工事が何か所ぐらい残っているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（木内欽市） 伊藤保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 防火水槽の設置工事ですね、これは説明資料と決算書が同じものです。

あと、防火水槽の有蓋化でよろしいですか。有蓋化につきましては、これはいわゆるコンクリート製でございまして、経年して傷んでいきますので、これは継続してずっと続いていくようなそういう工事になります。

○委員長（木内欽市） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この数字がちょっと違うんですけれども、この説明をちょっとお伺いしたいんですけれども。決算書の257ページと防火水槽設置工事の74ページです。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 防火水槽の本体の工事は、こちらの場合ちょっと附帯工事が別にございまして、そちらの部分が加わっておるということで、若干数字が違っております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、11款災害復旧費を除く9款消防費から14款予備費までについての質疑を終わります。

それでは、11款災害復旧費を除く9款消防費から14款予備費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、11款災害復旧費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、344ページをお願いいたします。

ここからが11款災害復旧費でございます。この支出済額は11億2,144万8,403円となっております。

内容につきましては、ここの下、1項厚生労働施設災害復旧費から、352ページになります、5項その他公共・公用施設災害復旧費までございます。これらは主要事業としてまとめてございますので、決算に関する説明資料で施設ごとの概要を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは初めに、子育て支援課に関連する事項についてご説明申し上げます。

決算に関する説明資料の91ページをお開きください。決算書では345ページになります。

民生施設災害復旧費は、東日本大震災で被災した矢指地先の日の出保育所の園舎・園庭及び外構等の復旧工事を実施したもので、国庫補助金を含む県支出金として、社会福祉施設等災害復旧費補助金、補助率4分の3の交付を受けたものです。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、説明資料の92ページをお開きいただきたいと思います。

それと決算書のページは345ページです。

説明に入ります前に、説明資料の内容の一部に誤りがありましたことをおわび申し上げます。正誤表のとおり、ご訂正をお願いいたします。

本事業は、東日本大震災により被災した飯岡地区、萩園生活排水処理施設及びクリーンセンターの関連施設の復旧工事等でございます。

決算額につきましては、8,228万7,000円で、うち817万1,000円が平成22年度からの繰越明許分でございます。この特定財源につきましては、災害復旧費の国庫補助金ということで5,880万円、補助率についてが約80%でございます。

主な事業ですけれども、飯岡地区、萩園生活排水処理施設についての津波の被害によりまして、電気・機械設備等が損傷を受け、生活排水の浄化処理機能が失われたため、復旧工事を行ったものです。

事業費につきましては、7,411万5,720円でございます。

なお、平成22年度からの繰越明許分ではありますが、萩園生活排水処理施設の震災被害の状況調査の業務委託と、クリーンセンター関連の施設の震災復旧工事で817万680円でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、決算に関する説明資料の93ページをお開きいただきたいと思います。

農業用施設災害復旧費、これは23年度、それから22年度で23年へ繰越明許した分とございます。上から説明をさせていただきます。

まず、23年度でございますが、林地荒廃防止施設災害復旧工事3件でございます。これはいずれも萩園公園に係るものでございまして、伐採、減災堰堤、それとこれは周りを囲んでおりますが、防風策、それが212メートルほど施工したものでございます。

それと負担金補助及び交付金の中ですが、園芸施設災害復旧支援事業補助金ですが、これはハウス等の施設に対しまして、30件で8,052万5,000円。それと農業用排水路工事補助金、これは三川から旭富浦区域に広がっております液状化により、用排水路が埋まった、あるいはパイプラインが壊れた、整地等を含めまして912万6,000円ほど、それと水田の除塩事業補助金につきましては263万6,907円でございますが、矢指地区が国庫補助で55ヘクタール、三川地区は3ヘクタール未満でございましたので、これは市の単独事業ということで2.6ヘクタールほど補助金をしたものでございます。

その下の22年度繰越明許分でございますが、まず委託料でございます。399万円、これは農林特有なものがございまして、管内の部分で県、土地改良区あるいは市、すべての一定の

区域におきましてのものをすべて応益者、面積等でやっていきますと、一定の補助率が上がります。この補助率増嵩申請なるものを委託したものでございます。件数は6,000件を超えるものになってございます。

それと工事請負費でございますが、ユートピアセンターの敷地内にございました加工室の解体、それと公園維持補修、これは3か所でございます。同じく維持補修工事（その2）とございますが、これにつきましては仁玉川のアメニティ公園のあずまやの撤去・移植等でございます。あと琴田処理場、これは集落排水の部分です。それと玉浦川等々、保安林災害復旧工事につきましては、これはやはり萩園地先といいますか、ペンション武駒前から海岸にあります船敷き場の間の工事代でございます。

続きまして、94ページをお願いしたいと思います。

今度は水産業用施設、漁港関連になってございます。

まず、総額が3,348万5,000円でございます。この中にはそれぞれ国庫、県単等入り乱れておりますが、財源内訳にございますように、国県合わせて2,684万1,000円、その他の234万9,000円でございますが、これは漁港関連の事業につきましては、匝瑳市、旭市、横芝光町も含めての応分割合がございますので、そちらをいただいたものでございます。

内容でございます。まず、瓦れき撤去、これは港内、それと漁港敷地内も含めましたもので、これは旭市50万円の補助金です。ちなみに総額160万円かかってございます。旭市が50万円、匝瑳市が50万円、漁協が60万円、双方の負担としたものでございます。

それと被災漁船復旧補助金、これは5トン未満の船が1隻ございまして、保険額に対しまして県が4分の1、市はさらにその2分の1の補助金ということでございます。

それと水産業施設災害復旧事業費補助金、これは3事業ございまして、それぞれ荷さばき、給油施設、上架施設、それとトラックスケール等々ございます。そのほか外構、これは街灯の柱等が津波によって被害を受けましたので、総額で3,272万900円ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 決算に関する説明資料95ページをお開き願います。

それとお配りしてあります工事一覧表を見ていただきたいと思います。

工事一覧表は8ページから11ページになります。

8ページは東日本大震災による復旧工事にかかわる委託料7件とその下の工事番号2号から9ページの工事番号106号までの35件が、23年度工事でございます。

次に、10ページに委託料1件と10ページから11ページに繰り越した工事27件を記載してございます。工事に関しては、7月末をもって完成しております。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、都市整備課所管の災害復旧費でございます。96ページをお願いいたします。

都市計画施設災害復旧費でありまして、決算書は349ページになります。

昨年の大震災によりまして被災をいたしました袋公園、川口沼親水公園及びあさひ健康パーク並びに海岸の設置してございます3か所のトイレの復旧費でありまして、決算額は1億7,070万7,000円となりました。

財源内訳ですが、国県支出金が5,690万8,000円で、一般財源は1億1,379万9,000円となりました。この一般財源には、総枠での復興特別交付税がそれぞれ充てられるものでございます。

主な内容であります。工事請負費でありまして、袋公園と川口沼親水公園の災害復旧工事につきましては、農業用水等の関連で工事が施工できなかったこともありまして、前払金のみの支出であります。残りの事業費9,887万円につきましては、本年度、平成24年度へ繰り越して施工しているものでございます。

また、あさひ健康パーク並びに海岸に設置いたしましたトイレ3か所などの災害復旧工事につきましては、それぞれ記載のとおりでありまして、すべての復旧工事を完了いたしております。

なお、パークゴルフ場につきましては、本年4月1日から再オープンしているものでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 続きまして、隣のページ、97ページをお願いします。

まず最初に、資料の訂正のほうをお願いしたいと思います。

一番上の事業名の隣の科目のところですが、教育費とあります、これを災害復旧費というふうに訂正のほうをお願いします。同様に次の98ページ、99ページも教育費となっておりますので、災害復旧費ということでご訂正のほうよろしくお願いします。

それでは、97ページに戻っていただきまして、公立学校施設災害復旧事業です。

これにつきましては、繰越明許分の工事につきましては、下段の表のとおりです。915万7,050円。この事業を含めましてすべてで6,292万1,000円です。

内容につきましては、干潟中学校ほか9校、全部で被災しました10校の復旧工事をそれぞれ実施したものでございます。このことによりまして、学校施設の機能回復を早期に実現できました。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、説明資料の98ページをお開きください。

社会教育施設災害復旧費は、東日本大震災により被害を受けた施設を復旧させるための工事ですが、大きく分けて社会教育施設と社会体育施設に分かれております。

社会教育施設につきましては、いいおかユートピアセンターの空調設備等災害復旧工事は7件の工事に886万5,045円、青少年憩の家跡地のクロマツ植栽復旧工事に99万7,500円、それから大原幽学史跡公園にあります旧林家住宅の土壁等の復旧工事に76万7,550円となっております。

次に、社会体育施設につきましては、飯岡体育館の水回り復旧工事に82万1,835円、総合体育館のシステム天井落下復旧工事に87万8,850円、海上野球場は外周のり面の地盤沈下復旧工事に46万7,250円、飯岡庭球場も地盤沈下による照明施設の撤去工事に42万円となっております。

なお、平成22年度の繰越明許費は干潟公民館3階の大会議室空調復旧工事等3件の工事費6万9,530円と、体育施設の復旧工事設計委託料140万7,000円となっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは私のほうから、保健体育施設災害復旧費（給食センター）でございます。

説明資料99ページ、決算書につきましては、351ページをご覧いただきたいと思います。

本事業につきましては、昨年の大震災によりまして被害を受けました市内の学校給食センターに係る災害の復旧費でございます。

事業内容につきましては、閉鎖といたしました前の第二学校給食センターの危険箇所の改修工事といたしまして、294万円、第二学校給食センターから第三学校給食センターへの調理機器の移設工事といたしまして、791万7,000円、第三学校給食センターの改修工事といた

しまして235万2,000円などが主なものでございます。

なお、事業効果につきましては、新学期、若干遅れはございましたが、児童・生徒に給食を提供することができたと考えております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、説明資料、続きまして1枚めくっていただきまして、100ページになります。100ページの庁舎等災害復旧費になります。

決算額は1,178万4,000円です。すべて一般財源でございます。こちらは液状化等によりまして被害を受けました、すべて干潟地区3か所、干潟支所、萬歳多目的センター、農村環境改善センターの復旧工事を行ったものでございます。

記載が一番上になりますが、金額が多い干潟支所の状況につきましては、自家発電機小屋の埋没、トイレ汚水送水管の破損、駐車場の陥没、2階食堂エキスパンの破損等の復旧を行ったものです。

あとは記載のとおりでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課で所管しました災害復旧費につきまして、補足説明をさせていただきます。

決算説明資料101ページ、決算書のほうでは353ページになります。説明資料101ページに従いまして説明いたします。

本事業につきましては、商工観光施設災害復旧費5,904万2,000円、これにつきましては、震災によりまして全壊あるいは破損しました観光施設の復旧費用でございます。矢指ヶ浦海水浴場のトイレ・シャワー室の修繕、あるいは飯岡海水浴場のトイレ・倉庫、長熊釣堀センターの管理棟の修繕、萩園公園のトイレの修繕、平松浜のトイレの修繕等でございます。

歳入等につきましては、県の観光地魅力アップ緊急整備事業補助金1,689万2,000円、これを受けて本事業を実施させていただいたということでございます。

説明は以上で終わります。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、消防施設災害復旧費ですね、説明資料の最後のページになります。102ページです。決算書は353ページになります。

まず、この事業内容なんですが、災害復旧工事、これのうち2項目めの防火水槽関係復旧工事、これは管内で26か所の防火水槽が隆起・破損・漏水等がございまして、その復旧工事費ということで、1,123万8,274円でございます。

続きまして、5項目め以降の消防庫関係につきましては、津波被害による飯岡地区消防庫2棟の建築関係と、液状化被害による海上地区消防庫1棟の修繕を実施した関連経費でございます。

続きまして、消防防災用備品費につきましては、被災した消防車両及び消防庫に配備されておりました物品の購入でございます。

続きまして、車両購入費につきましては、消防本部配置車両2台、これは水槽付消防ポンプ自動車と搬送車、軽四の連絡車でございますが、それと消防団配置車両3台、消防ポンプ自動車2台、B-2型の小型動力ポンプ積載車、これ1台の購入でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑ありましたら一括でお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、説明資料の101ページの商工観光施設災害復旧費の中の中段の事業名、矢指ヶ浦、飯岡、長熊、萩園、平松浜のトイレとあります。この内訳というのはどのようになっているんですか。総額はよく分かるんですけども。分かればお知らせのほうをお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） じゃ、すみません。ちょっと細かくて申し訳ありません。

矢指ヶ浦の監視塔あるいはトイレの修繕でございます。金額的には1,033万3,050円、大きなものはこれでございます。それと海岸にあります倉庫、これは矢指ヶ浦の倉庫であります。これが556万5,000円、坪的には木造の平家建てで44.72平米になっております。さらに大きいものとしましては、平松浜のトイレ、これが365万4,000円でございます。それと飯岡海水浴場のレストハウス、これは食彩の宿いおか荘の前にありますレストハウスであります。ここの修繕等が1,552万2,150円でございます。それと大きいものとしましては、萩園公園にあります駐車場のトイレ、これが892万5,000円ということでございます。あと、長熊釣堀セ

ンターにつきましては管理棟、これが129万5,700円、それと釣堀センターの護岸の工事が126万4,032円、あと細かいものがいろいろなトイレ、小さなトイレ等もあるということで承知いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、11款災害復旧費についての質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査は終了いたしました。

○委員長（木内欽市） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は18日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 9分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 1 8 日（火曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 1 8 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3 号 平成 2 3 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 4 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 5 号 平成 2 3 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 平成 2 3 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 7 号 平成 2 3 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 8 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 9 号 平成 2 3 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員（9 名）

委 員 長	木 内 欽 市	副委員長	平 野 忠 作
委 員	嶋 田 哲 純	委 員	景 山 岩三郎
委 員	伊 藤 房 代	委 員	島 田 和 雄
委 員	伊 藤 保	委 員	宮 澤 芳 雄
委 員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2 名）

議 長	林 俊 介	副 議 長	林 七 巳
-----	-------	-------	-------

説明のため出席した者（3 7 名）

副 市 長	増 田 雅 男	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	保 険 年 金 課 主 幹	渡 邊 満

高 福 社 長	石 井 繁	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	大久保 孝 治	下 水 道 課 長	加 瀬 喜 久
水 道 課 長	新行内 弘	会 計 管 理 者	宮 應 孝 行
監 査 委 員 長	馬 淵 一 弘	病院事務部長	菅 谷 敏之史
病 院 総 務 人 事 課 長	河 北 隆	病院経理課長	鈴 木 清 武
病院契約室長	鏑 木 友 孝	病院施設課長	永 嶋 英 和
病院医事課長	片 見 武 寿	病院総合患者 相 談 室 長	野 口 稔
そ の 他 担 当 員	1 9 名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開議 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

9月14日に引き続きご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

9月14日に引き続きまして、林俊介議長と林七巳副議長にご出席をいただいておりますので、代表して林俊介議長にごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様には、暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、14日の議案第1号に引き続き、議案第2号から議案第9号までの特別会計及び企業会計について審査をしていただくことになっております。暑い中ですが、どうぞよろしく審議のほどをお願いいたします。

では、木内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

14日に引き続き、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日は、審査をお願いいたしますのは、平成23年度の特別会計、公営企業会計の各決算議案8件でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案認定くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時 2分

(副市長退席)

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第 2 号から議案第 9 号までを順次議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第 2 号から順次審査を行います。会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第 2 号から議案第 9 号までの 9 議案を 3 つに区分して行いたいと思います。

初めに、特別会計の議案第 2 号から議案第 4 号までを、次に議案第 5 号と議案第 6 号、最後に企業会計の議案第 7 号から議案第 9 号までの 3 つに区分して、担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第 2 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） それでは、議案第 2 号、平成 23 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

なお、本会議では決算書をもとにご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料で補足説明を申し上げます。

説明資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、1 ページをご覧ください。

1 の世帯数と被保険者数の推移ですが、23 年度の欄をご覧いただきたいと思います。

年間平均ですが、世帯数は 1 万 3,423 世帯で、前年度比 0.2% の減であります。次に被保険者数の総数は 2 万 8,504 人で、前年度比 1.6% の減となっております。

続いて、2 の国保加入率の推移ですが、23 年度末の欄をご覧ください。

世帯割合ですが、住民基本台帳における旭市の世帯数は2万4,156世帯で、そのうち国保世帯は1万3,279世帯となっておりまして、全体に占める割合は55.0%となっているものがあります。人数で換算いたしますと、旭市の住基人口が6万8,169人、国保被保険者数が2万8,107人となっておりまして、その占める割合は41.2%となるものであります。

2ページをご覧ください。

3の保険給付の状況ですが、下の合計欄をご覧くださいと思います。

一番下になりますが、23年度における保険給付費の総額は54億9,805万5,000円となり、対前年度比3.1%の増となっております。1人当たりの給付額で申しますと19万2,887円となり、対前年度比で4.8%の増となっております。

3ページをご覧ください。

ここでは右上の表の短期人間ドックの欄をご覧ください。

人間ドックの種類といたしまして、日帰りのコースと一泊二日のコースに分かれているわけですが、これらの実施件数の合計は556件となるものであります。

4ページをご覧ください。

国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

1表の下段、23年度、現年度分でありまして、収入済額をご覧ください。

22億1,360万6,000円を収納いたしまして、収納率は88.4%であります。

次に、右側の滞納繰越分をご覧くださいと思います。

収入済額が1億9,110万9,000円、不納欠損額が1億4,852万1,000円となりまして、収納率は14.2%であります。

5ページをご覧ください。

右側下段の表の7、後期高齢者支援金の状況についてご説明いたします。

これはゼロ歳から74歳までの国保被保険者の後期高齢者に係る医療費の一部を負担するためのものであり、23年度は総額で12億7,887万8,000円の支出となりました。

6ページをご覧ください。

8、介護納付金の状況です。平成23年度の納付金額は6億4,363万3,000円の支出となりました。これは23年度の概算納付額6億7,662万9,000円に対し、前々年度精算額が3,296万6,000円の減額となったものです。

最後に、施設勘定の滝郷診療所についてご説明いたします。

9、滝郷診療所の状況の一番下、23年度の欄をご覧ください。

1年間における診療日数は175日で、患者数は7,176人と前年度よりも5.7%の減であります。診療収入では7,128万5,000円と対前年度比7.9%の増となっております。

以上をもちまして、議案第2号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今の説明の中で、5ページの後期高齢者支援金の状況なんですけれども、これにつきまして、議案質疑で、一般質問でしたか、太田議員が質問されましたけれども、社会保険診療報酬支払基金ですか、ここが計算をして正確な数字が出るということなんですけれども、その前にもう概算金で一たん納めると言いましたよね。概算金で支払っておいて、あとから2年後に精算されるというようなお話でしたけれども、その辺につきまして、もう1回ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） 後期高齢者支援金であります。概算額というのは、大体その前年度の2月ごろに社会保険診療報酬支払基金から数値が示されるわけです。それは、過去の動きと伸び率、医療費とか人口すべてを推計しまして、概算額幾ら、例えば平成24年度は幾らということで、概算額が示されるわけですが、あくまでも概算額ですので、確定額が各年度末に生じると思うんですけれども、その確定額と概算額の差額を、2年後になりますけれども、要は社会保険支払基金ということで、全国規模のもので、その確定額が決まって、精算というのは翌々年度、つまり24年度の予算では、概算額が出ましたけれども、22年度の決算額の確定額で、その22年度に概算額として支払ったその差額、それを24年度に精算するというような仕組みになっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） その精算された金額がどのくらいかということなんですけれども。

○委員長（木内欽市） 保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） ご存じのとおり、後期高齢者支援金というのは、平成20年度の医療制度の開始からですので、実際に平成22年度に初めて精算というのが、20年度分の精算というのが生じました。それで、22年度の精算額が約1億1,000万円、23年度が8,400万円

ほど、24年度が3,100万円ほど、これが後期高齢者支援金の精算額となっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 例えば、22年度に1億1,000万円が精算されたということなんですけれども、そうしますと、22年度の支援金は11億9,200万円ですか。この決算で数字が出ていますけれども、22年度の決算、支援金として11億9,200万円ですよね。これが決算の数字として出ていますけれども、実際の付加金としては、この1億1,000万円が精算された部分をプラスして、要するに付加されて、この1億1,000万円が引かれてこういった数字になったということで、理解としてはそういうことでいいんですか。

○委員長（木内欽市） 保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） 平成22年度の概算額ですけれども、13億400万円ほど基金のほうに支払って納付してございます。しかしながら、1億1,000万円ほどの精算額がありますので、それを引いた11億9,200万円というような数字となっております。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この支援金の額を見ていまして、毎年減ったり増えたりしていたということなんですけれども、実際問題としては、今の精算額が引かれているというようなことで、そうしますと、付加されている部分についてはほとんど、そうするとだんだん若干増えているというような数字になりますよね。22年度は13億400万円ですか。今、付加されたと言いましたよね。23年度については、そうしますと12億7,800万円に8,400万円ですか、プラスされたのが実際には付加されたということでしょう、支援金として。この8,400万円を引いて12億7,800万円を払ったということでしょう。そういうことになるわけでしょう。質問がちょっと分からなくなっちゃった。

○委員長（木内欽市） 保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） 要は概算額がこの年幾らになる、例えば後期高齢者の医療費が幾らになると。過去のデータ、正直な話、20年度からしかそのデータというのがございません。ですから、それぞれの年度が幾らになる、それと後期高齢者の人口はどの程度になる、それぞれの推計、伸び率をそれぞれ計算いたします。計算した中から精算額を引くと。

概算で今年は幾ら幾らになりますよ、それから2年前で幾ら余分に納めているから、幾ら足りなかったからということで相殺、足したり引かれたりされるということで、23年度は13億6,000万円ほどの概算額でありました。ですから、そこから前々年度の精算額8,400万円、

つまり前々年度8,400万円余分に納めていると。要は、あまり少ない額では後期高齢者のほうが困るということで、多分これは予測なんですけれども、多目を取っているんじゃないかなと思われま。それで、その概算額から2年前の余分に納めたやつを引いて実際に支払うというような形になっております。

それで、先ほど説明しましたように、だんだん年を重ねるごとに数字が正確な推計ができているということが、その精算額の額が1億1,000万円ほどから3,000万円ほどに落ちているということの表れじゃないかなと、そのようにとらえております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そういうことだと思いますけれども、この国保会計の中で、後期高齢者支援金ですか、この占める割合もかなり大きいんですが、その中で、この支援金の額というのが21年度から23年度まで、ここには出ているわけですが、支援金としては21年度より22年度が減っていて、また23年度に増えているというような、この数字しか決算には出てきませんので、ちょっと分かりづらいんですね。実際の付加としては微増しているということですね。

実際のところと、この決算に出てきた数字の差といいますか、その辺がちょっとこの数字だけを見ていたら、理解できないのかなということで、それでちょっと質問をさせてもらったんですが、実際に付加されている数字はこれだけで、精算部分があって、支援金としてはこれだけ払いましたと、そういうふうに出してもらえれば、分かりやすいのかなというふうに思うんですが、理解ができるんじゃないかなと思うんですが。

ただ、この支援金はこれだけだというふうに出された場合には、ちょっと毎年の変動については、どういうふうに付加されているのかなというのがちょっと分かりづらいというふうに思いましたので、その辺でちょっと、この決算の出し方ですか、分かりやすくやっていただければと思ひまして。

○委員長（木内欽市） 保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） 確かに委員おっしゃるとおり、精算、実際に決算書では納めた額しか載っていないということで、要は、その年の確定額の動きが分かればということ、その確定額の推移が分かればということかなと思うんですが、決算書の書き方はちょっと何とも表現しづらいのは事実かなと、確かにおっしゃるとおり思ひます。その点についてどのようにやっていいか、ちょっと我々も正直なところ分からないというか、実際に払っ

た額で、別に例えば資料として、その確定額の動きを示せられればいいのかというふうに考えております。

確定額でありますけれども、20年の確定額、これが10億6,000万円ほど、21年度の確定額が12億2,000万円、22年度の確定額が12億7,000万円というように、もちろんこれは後期医療費の伸びが、この確定額を申し上げれば、毎年上がっているというような状況でございます。以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） それでは、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

なお、これにつきましても、本会議では決算書をもとにご説明いたしました。本日は後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げます。

説明資料をご覧いただきたいと思います。

説明資料は1ページのみとなります。ご説明いたします。

まず、1の表にあります被保険者数であります。年間平均で8,856人となっております。そのうち1,575人が社会保険において被扶養者であったということでもあります。

また、この表中、65歳以上74歳以下の方については、一定の障害、身障手帳1級から3級でありますけれども、障害があるということで、該当条件になっておりますが、本人の意思により75歳になられるまでは後期高齢者医療から脱退することも可能です。

続きまして、2の表の保険料の収納状況ですが、特別徴収分については収入済額2億181万1,000円で、収納率は年金天引きであることから100%となっております。

普通徴収分については収入済額が8,347万1,000円で、収納率は95.8%であります。

不納欠損額でありますけれども、21万1,000円で、ここには記載してありませんが、件数は13件。

収納未済額は、現年度分と滞納繰越分を合わせて348万2,000円であります。

20年度から制度が開始されていることから、22年度よりこの不納欠損というのが発生しております。

全体での収納率は98.7%となるものであります。

簡単ではございますが、以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、平成23年度介護保険事業特別会計決算について補足説明申し上げます。

決算の説明資料に基づきまして説明させていただきます。ご用意お願いいたします。

1 ページのまず高齢者人口等でございます。こちらにつきましては、本会議におきまして補足説明申し上げたとおりでございますので、2 の要介護・要支援認定者数の状況について、そこからご説明させていただきます。

要介護・要支援認定者数の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者では、要支援認定者が303人、要介護認定者が1,975人、計2,278人でございます。

特定疾病を要件とします40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が10人、要介護者が83人、計93人で、全体では要支援認定者が313人、要介護認定者が2,058人で、合計2,371人という状況でございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

3 の介護保険料でございます。65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は9段階で、第5段階が基準額でございまして、平成23年度は3万9,600円、月額3,300円でございます。

第4段階から第1段階は、低所得者に配慮し、基準額の1.0から段階的に引き下げた率となります。

第6段階から第9段階につきましては、本人が住民税課税者で収入額に応じて加算された率となります。

次に、4 の所得段階別第1号被保険者ですが、こちらは、ただいまご説明いたしました所得段階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

次に、3 ページの5、保険料納付状況でございます。

年金からの引き落としによります現年度分特別徴収は、調定額 5 億 3,508 万 8,845 円、収入額は同額で、収納率は 100%でございます。

口座振替及び直接納付の現年度分普通徴収は、調定額 6,506 万 2,809 円で、収入済額 5,373 万 9,938 円で、収納率は 82.6%です。

特別徴収と普通徴収を合わせた現年度分徴収率は 98.1%でした。

次に、過年度分でございますが、調定額は 2,079 万 418 円で、収入済額は 253 万 3,022 円で、収納率は 12.2%です。

不納欠損額は 809 万 7,706 円で、対象者は 294 人であります。

現年・過年度分を合わせた全体では、調定額 6 億 2,094 万 2,072 円、収入済額は 5 億 9,136 万 1,805 円で、収納率は 95.2%で、前年度と比較いたしますと、0.4%低下いたしました。

次に、6 の保険給付費のサービス別支出状況でございます。

この支出状況につきましては、決算書の 6 款諸支出金の災害臨時特例支出金で支出いたしました東日本大震災の被災者の方が施設を利用した際の食費、居住費の減免分 1,516 万 1,280 円を含めて記載しております。

それでは、給付費についてご説明申し上げます。

居宅サービスの延べ利用人数、利用件数は 3 万 1,742 人でございまして、保険給付費は 16 億 4,905 万 5,648 円。これは中段ごろになります。前年と比較いたしますと、1 億 367 万 8,433 円、6.7%増加いたしました。

居宅サービスで特に利用の多いのは 1 の訪問介護と 6 の通所介護サービスで、訪問介護サービスは延べ利用人数 5,898 人、保険給付費は 2 億 7,038 万 3,537 円で、1 か月 1 人当たり給付費は 4 万 5,843 円であります。

通所介護サービスは、延べ利用人数 8,646 人、保険給付費は 5 億 6,903 万 1,014 円で、1 か月 1 人当たり給付費は 6 万 5,814 円であります。

次に、地域密着型サービスです。

このサービスは、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当いたします。サービスの延べ利用人数でございますが、1,151 人、保険給付費は 2 億 7,039 万 2,608 円で、前年と比較いたしますと、2,481 万 6,412 円、10.1%増加いたしました。1 か月 1 人当たり給付費は 23 万 4,920 円であります。

次に、施設サービスでございます。

延べ利用人数は 6,832 人で、月平均施設入所者数は 569 人です。内訳は、老人福祉施設 366

人、老人保健施設200人、療養型医療施設3人でございます。保険給付費は16億8,073万8,365円で、前年と比較しますと6,956万8,738円、4.3%増加いたしました。1か月1人当たり給付費は24万6,010円であります。

次に、特定入所者介護サービス費でございますが、これは市民税非課税世帯等の低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費、居住費について補足給付として支給したものでございます。

高額介護サービス費等は、1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたときに所得区分に応じまして、超えた部分を払い戻したものでございます。

これら付加給付を含めた保険給付費の総額は38億3,086万9,548円で、前年度より2億1,937万8,866円増加し、6.1%の伸びとなっております。

補足説明は以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点質問させていただきます。

3ページの5番のところの保険料納付状況についてでございますけれども、合計95.2%ということで、0.4%低下の理由を教えてくださいませんか。

○委員長（木内欽市） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） ただいま保険料の納付率が95.2%で、0.4%低下したその理由ということでございますが、この納付率の低下した理由につきましては、まず年金等の引き落としによります特別徴収につきましては、収納率100%でございます。

まず、低下の原因につきましては、年金等から介護保険料を引き落としのできない普通徴収の方々の納付率が低下したということが一番の原因でございまして、滞納繰越分の収納率でございます、過年度分になりますが、平成22年度と比較いたしますと、平成22年度が過年度分の収納率14%でした。これが23年度はちょっと落ちてまして、12.2%までちょっと低下いたしておりますので、これが主な原因ではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 人数にして何人ぐらいの低下なんですか。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 滞納者数でございますが、22年度と23年度を比較いたしますと、現年度分の滞納者数で、22年度が396人、これが23年度は461人。過年度分のほうの人数でございますが、22年度は362人、23年度は343人と減少しております。23年度の滞納者、現年と過年度分を合わせますと、合計で539人となっております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第4号までの担当課は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。それでは10分ほど休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

説明は着席でいいです。

○下水道課長（加瀬喜久） 分かりました。それでは、議案第5号、旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

平成23年度旭市下水道事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の1ページをご覧ください。決算書の513ページです。

下水道建設事業費は5億7,794万5,000円で、財源内訳は記載のとおりであります。下段の括弧書きは繰越明許分となっております。

内容としましては、旭浄化センター増設工事の水処理設備、電気設備工事。それから旭中央ポンプ場の土木工事、機械・電気設備工事。面整備工事では、旭中央病院北側進入路及び旭農業高等学校周辺の16.9ヘクタール。また、平成22年度に面整備工事を実施しました旭中央病院北側進入路の一部及び愛宕団地内の舗装復旧工事を行ったものであります。

2ページ目をご覧ください。

下水道状況一覧の1番目は、下水道の整備状況でございます。平成23年度の普及率は行政区域内人口6万8,169人に対して、処理区域内人口6,391人で約9.4%、前年度より0.8ポイントの増であります。

また、水洗化率につきましては、処理区域内人口6,391人に対しまして、使用人口が3,581人で56%、前年度比3.1ポイントの減となっております。これは、平成23年度末に新たな区域を供用開始し、処理区域内人口が大幅に増えたため、減となったものであります。新たな処理区域16.9ヘクタールにつきましては、今年度から接続してもらうことになります。

それから、2番目は受益者負担金で、平成23年度の受益者負担金の納入状況は、調定額4,557万5,700円に対しまして、収入済額が1,917万4,800円で、収納率は42.1%でございます。なお、調定額には過年度分が含まれておりまして、収入済額の現年度分は1,560万7,500円、収納率は79.3%、過年度分は356万7,300円、収納率は13.8%でございます。

平成23年度の不納欠損額は42万6,000円で、内容としては自己破産等で3件であります。

3番目は使用料収入で、平成23年度の使用料の収入状況は、調定額6,806万7,750円に対しまして、収入済額が6,425万4,750円で、収納率は94.4%でございます。なお、調定額には過年度分が含まれておりまして、収入済額の現年度分は6,361万8,053円、収納率97.9%、過年度分は63万2,422円、収納率20.5%でございます。

なお、平成23年度の使用料の不納欠損額は14万6,327円で、内容としては転出先不明11件、独居世帯の死亡2件、合計13件であります。

4番目は、水洗便所他改造資金補助金と利子補給金の状況で、水洗便所他改造資金補助金は15件で54万円であります。

補足説明は以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足をさせていただきます。

本会議におきましての補足説明で他の会計と比較し、漏れておりました徴収率について、

改めてご説明をさせていただきます。

決算書の526ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目受益者分担金、収入済額84万円、これは前年同額でございまして、徴収率も平成22年度と同様の13.44%でございました。

続きまして、2款1項1目施設使用料、収入済額でございまして。現年度分1,522万9,828円、徴収率98.38%、前年対比29万954円、1.95ポイントの増でございました。過年度分6万7,935円、徴収率15.92%、前年対比4,305円、5.96ポイントの減でございました。

合計いたしまして1,529万7,763円、全体の徴収率が96.17%、前年対比28万6,649円、1.91ポイントの増でございました。

次に、歳出について補足をさせていただきます。

少し飛びまして、533ページをご覧いただきたいと思います。

備考欄1及び2、これはそれぞれ江ヶ崎地区、琴田地区排水施設維持管理費で共通いたします委託料でございしますが、調査・測量委託料につきましては、ロボットカメラによる漏水調査に係る委託料でございまして。同じく共通いたします維持管理業務委託料、これにつきましては、排水処理施設に係る年間の維持管理費分でございまして。

そのほかにつきましては、本会議におきましての補足説明並びに議案質疑等で回答いたしました内容のとおりでございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 2分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（新行内 弘） それでは、水道事業の決算書の５ページから６ページにかけての関係でございます。

議案名に「剰余金の処分」を追加した理由でございます。補足をさせていただきます。

地方公営企業会計制度の見直しについて、民間の企業会計制度との整合性を図る観点から、全面的な見直しを行いました。

第１段階として、平成23年度決算より、資本制度の見直しが行われました。地方公営企業法の改正が平成24年４月１日に施行され、利益の処分に伴う法定積立金制度は廃止され、条例で定めるか、または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることになりました。

当水道事業会計は、議会の議決を選択しましたので、今回の議案名に「剰余金の処分」を追加したものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第７号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第７号の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。自席休憩でお願いします。

休憩 午前１１時 ４分

再開 午前１１時 ５分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第８号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、先日、補足説明いたしましたけれども、議案第８号、平成23年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算について、ご説明を申し上げます。

まず、決算書の９ページをお開きください。

再度、剰余金処分計算書について申し上げます。

まず、地方公営企業会計制度の見直しについてご説明申し上げます。

地方公営企業会計制度については、民間の企業会計制度と整合性を図る観点から、全面的な見直しを行うこととなり、第1段階としまして、平成23年度決算より、資本制度の見直しが行われました。地方公営企業法の改正が平成24年4月1日から施行され、利益の処分に伴う法定積立金制度は廃止され、条例で定めるか、または議会の議決を経て利益及び剰余金を処分できることになりました。

当病院事業会計は、議会の議決を選択しましたので、今回の議案名に「剰余金の処分」を追加したものでございます。

また、資本の減資も議会の議決を経ることが義務づけられました。併せて資本の部における資金の移動状況を分かりやすく整理できるように、8ページの剰余金計算書と9ページの剰余金処分計算書の様式が改正され、資本の各項目を縦に並べる従来の様式から、このような表形式になりました。

以上、簡単ですが、地方公営企業会計制度の見直しについて説明させていただきました。

9ページの剰余金処分計算書の処分内容ですが、当年度末処分利益剰余金14億892万9,015円のうち、減債積立金に7,100万円、建設改良積立金に10億円を積み立てようとするものがあります。

次に、26ページをお開きください。

前年度との比較をご説明申し上げます。

ページ上段の病院事業収益ですが、前年度比4.2%増の13億9,200万円の増加となっております。主な内訳としまして、上から3行目なのですが、入院収益が対前年度比5.3%増、8億1,700万円の増加となっております。

その原因としまして、本館稼働に伴い、一般病床が33床増床となりました。しかし、4月から5月にかけて本館への引っ越し作業の実施や、震災後の影響により入院患者の抑制と外来患者の減少により、収入が一時期大きく減少いたしました。平均在院日数の短縮化等により入院単価は5万8,849円となり、前年度比3,704円の増加となりました。

次に、表のほぼ真ん中の補助金の欄をご覧ください。

運営費に対する国・県からの補助金で、前年度比15.6%増の2,700万円の増加となりました。増加内容は、平成24年3月に地域医療センターが開設となり、香取海匠地域自治体病院支援事業補助金3,200万円が増加となりました。

次の行の負担金交付金をご覧ください。

不採算部門等に対する国・県からの補助金として、前年度比5.3%増の9,600万円の増加と

なりました。主な増加内容は、普通交付税として病床割で1,000万円、子ども手当で1,700万円、特別交付税として病院病床割（精神・小児）で4,200万円、追加費用分で1,000万円の増加であります。

続いて、27ページをお開きください。

病院事業費用全体では、前年度比8.3%増の26億900万円の増加であります。主なものといまして、材料費の薬品、診療材料費等が前年度比6.2%増、6億1,300万円。

経費の委託費ですが、これは本館稼働とともに、既存棟の改修工事期間中、古い病棟での診療を併せて行っていたため維持管理費が増加し、清掃委託料、電気設備運転委託料等で、前年度比10.5%増、3億1,700万円。本館開院に伴い、減価償却費が前年度比10億1,800万円増加したためです。

次に、一番下の特別損失ですが、4号館西側解体工事費1億1,200万円、解体による帳簿価額1億1,100万円などで2億3,300万円でした。

以上により平成23年度病院事業会計における営業活動のまとめとしまして、本館稼働となりましたが、本年度は震災後の影響と本館への引っ越し等により、外来患者が大きく減少するとともに、本館の減価償却費が前年度比10億円程度増加するという厳しい経営環境の中でしたが、当期純利益は4億500万円余りを計上することができ、引き続き良好な経営を維持しております。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） まず、15ページの資本的な収支というのがありますけれども、この資本的収支の不足分を補てんしている財源、何項目かありますけれども、23年度末でどのくらいの残高があるのか、まず第1点目ですけれども。

それと、30ページに、これはソフト開発費というところですが、この中で、電子カルテでいろんな医療機関とのネットワークが構築されていると思いますけれども、この地域の全体の医療機関とネットワークが既に構築されているのかどうか、それをお伺いします。

それと、もう1点、44ページですけれども、これは企業債の明細書の中で、再整備にかかわる利率の部分ですけれども、この46から51、これは再整備にかかわる利率ですが、これが再整備事業のときに予定されていた利率よりは、大分、低目の利率で借りられたということになろうかと思いますけれども、これは実際の計画されていた返済と比較しまして、どの程

度この負担が軽減されるものになるのかお伺いします。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（鍋木友孝） 私のほうからは、2点目にございましたご質問で、電子カルテ関係ですけれども、こちらのほう、地域のネットワークはどうかということですが、現在は匝瑳市民病院、それから東庄病院、それから医師会、こちらのほうと連携というか、つながっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ちょっと最初に、じゃ、44ページの金利の件なんです、こちらのほう、当初予定されていた計画の時点での、ちょっと高目の金利設定で予算は計上しました。実際のところ、景気がこういう状況の中で、比較的金利のほうが安く今回借りられたというのと、当初予算の段階では、委員の質問の中で、要は借入れについても、公営企業というか、国からの資金で半分、50%、民間からの調達で50%というような形で当初の計画はスタートしていました。

ただ、民間の場合ですと、借入れ期間ももっとずっと短く、15年ぐらいの返済でやらざるを得ないという中で、資金の面と金利の面で、こういった中で予算を組んでいたんですが、ここに書いてありますように、ほとんどが国の資金で借入れのほうができています。

それから、ここの表の一番下のほうの中で、医療機械関係のやつだけ、これは入札で行いました。これは市内の金融機関を対象に見積もり合わせという形で、各行の金利を提示していただいた中で借入れを行いました。これは、逆に当時の国からのそういった借入れの金利よりも安く調達ができておりますので、結果的には相当安くなっている形になります。

最終的に、こちらのほうの増減でどのくらい安くなったのかということなんです、決算書のほうの、こちら27ページの真ん中辺りのところに、支払利息及び企業債取扱諸費という中で、24年度の決算額が5億7,300万円というような数字が出ています。これは予算額よりも減という形になっておりますので。

それから、未使用財源ということでの質問ですけれども、23年度の終了時点での未使用財源ということで、この前、議会のときに議員のほうから一部質疑がありましたけれども、補てん財源としましては109億4,700万円、これが3月末の数字になっています。

この内訳としまして、建設改良積立金で66億7,000万円、減債積立金で11億5,500万円、未

処分利益剰余金で14億800万円、損益勘定留保資金等で17億1,300万円と、こういった金額が
ございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 電子カルテのほうなんですけれども、匝瑳市民病院、東庄病院、それと
医師会等、これができているということなんですけれども、医師会というのは、医師会全体
のあれでしょうか。旭地域の医療機関すべてと、この連携がとれているというふうに考えて
いいのでしょうか。

○委員長（木内欽市） 病院契約室長。

○病院契約室長（鍋木友孝） お答えします。

その医師会の病院なんですけれども、まず青葉クリニック、旭ですね、それから当院の飯
岡診療所、それから磯村クリニック、江畑医院、高木医院、塚本クリニック、富岡クリニッ
ク、浜医院、ゆうきクリニック、それから海上の診療所です。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 44ページ、借入資本金のところなんですけれども、未償還残高293億円
となっております、これがいわゆる市民の方がおっしゃる中央病院の借金だと思うんです
けれども、このほかに引当金や未収金などを除いた返済義務のあるものはあるか。例えば、
千葉県市町村総合事務組合に退職手当の収支が30億円払わなきゃいけない義務があるなど、
いわゆる隠れ借金のようなものがあるかどうか、教えていただきたいというのが1つ。

それから、平成23年度決算上で、中央病院のほうでは運転資金というものを計算している
のか。計算しているとすれば、運転資金の定義とその額を教えていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） まず最初に、運転資金のほうですが、運転資金については、毎
年というか毎月ですね、これは監査委員事務局に、まず期初で予定されているやつ、1年間
分、こういう形で運転資金がこうなりますよ、支払い関係がこういうのがありますというの
を出して、それに対して実績等の差異等があった場合には、それを毎月、監査委員事務局の

ほうに報告をしております。

今年度、平成24年度の3月末ですから来年の3月末時点では、運転資金としては、すぐにお金を使えるものとして預金関係、これで大体72億円と、あとそれに国債が、来年度償還を迎えるやつが5億円程度ございます。77億円程度ございます。

これと、あと毎月の医療収益、これが診療報酬の関係で2か月遅れで入ってきます。これが1か月平均、大体26億円前後ございますので、こういったものがすぐに使えるお金として病院が持っているお金になります。

以上でございます。

(発言する人あり)

○病院経理課長（鈴木清武） 隠れ借金というのはございませんが、ただ薬関係が、先ほど医療収益のほうと反対で、薬は買ったものが毎月ございますので、そういったもので毎月月末に支払い関係をやっているのが、月平均ですけれども、大体十二・三億円ございます。ですから、毎月この十二・三億円の支払いのほかに、職員の給料関係で大体7億円ぐらひを払っていますので、この辺が毎月としては必要なお金というような形になります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） こちらの決算書を見ていますと、医業収益が年間310億円、それから企業債残高が293億円で、ほぼ医業収益の範囲内におさまっていれば健全経営ということになります。今後とも毎年20億円弱の企業債の償還が続くわけです。

ですから、今後も公立の病院というのは、自己資金全額でやるよりも企業債を借りてやったほうが22.5%、20億円規模の事業であれば、4.5億円得しますので、こんな健全経営の中で、くれぐれも全額自己資金でやるようなことはしないようにお願いします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 27ページの真ん中辺の雑損失ということで、22年度から23年度を比べまして、23年度は約5,900万円ほど改善されたんですけれども、その内容等が分かればご説明をお願いします。

○委員長（木内欽市） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 雑損失のほうですが、22年度までは、こちらの雑損失のほうで

診療報酬の査定減、こういったものをこの雑損失のほうで処理していました。それまでは入院収益、外来収益のほうで一たん計上して、実際には収入が入ってこなかったものを雑損失で処理していたんですが、収入を見方によっては、ちょっと架空のような、収入が上がったようにもとられちゃうというのがありまして、今回、診療報酬の査定減を入院収益、外来収益から減という形でやっております。その分が減っているので、こちらのほうのが減っています。

あともう一つは、先ほど診療報酬の査定減の中で、こちらの2月から3月分というのが、これが24年度に特別損失という形で、実際には入っております。要は2か月遅れで確定するために、この23年度の2月、3月の分については特別損失でこれは処理しています。ですから、結果的に4月から1月までの部分を今回は処理をしているという形になります。入院収益、外来収益からやっています。

○委員長（木内欽市） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 今の説明ですと、特別何か改善された要因じゃなくて、1か月2,200万円ですか、その2か月分で約4,400万円ですね。これはよく分かりますけれども、私が聞いているのは、何かそのほかに要因があればということでお伺いします。

○委員長（木内欽市） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 特にそのほかの要因というのはございませんが、ただ未納関係の患者の督促については、総合患者相談室のほうで、電話督促とかそういった形でやっております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） じゃ、座ったままですみません。

議案第9号につきまして補足説明を申し上げます。

旭市国民宿舎「食彩の宿いいおか荘」につきましては、ご承知のように、東日本大震災で大きな被害を受け、平成23年度につきまして経営は一切行っておらず、昨年3月末をもって経営を閉じたものであります。

今回提案しました決算書の中の収入の主な内容、これにつきましては、売店収入が15万

6,579円、これは売店での物品につきまして、昨年4月以降、いいおか荘の職員等が購入したものでございます。また、送迎用のバスの売却による特別利益で、売却価格、税込みで263万6,550円であります。

いいおか荘につきましては、現在、行政財産から普通財産に変更しまして、一般会計に引き継ぎしております。この財産の取り扱いにつきましては、いいおか荘あり方懇談会におきまして、活用等につきまして、現在検討を進めているところでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(木内欽市) ここで財政課より、お手元に配付してあります財務諸表の説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) それでは、お手元にお配りしてございます旭市財務諸表、それから決算カードをご覧いただければと思います。

まず、財務諸表速報版でございますけれども、1ページをお開きください。

これは、総務省のほうで地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針、それに基づきまして、旭市におきましても平成20年度の決算から作成をしているものでございます。

対象とする会計の範囲ですけれども、旭市のすべての会計ということで、一般会計をはじめとする特別会計、それから企業会計でございます。

この種類ですが、右側の2ページになります。

一つ目は貸借対照表でいわゆるバランスシート、二つ目は行政コスト計算書、これは民間企業の損益計算書に相当するものです。三つ目が純資産変動計算書で自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにすると。四つ目は資金収支計算書で資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフロー、これを表すものであります。

この4表の相互関係ですけれども、4表の間で対応する項目、それぞれ矢印の線で結んであります。それと①、②、③の表示がしてあります。このあと説明する各表中に網かけとその丸付き番号を表示してありますので、ご確認いただければと思います。

では、3、4ページになります。

以下、各表ごとに左右見開きで作っております。左のページの上段には各表の借方貸方形式で、その合計等の表示をして、下段には資産の部、負債の部と項目名及び項目ごとの数値を表記してあります。右ページには市民1人当たりの金額、その概要を取りまとめてあります。

1の貸借対照表でございますが、借方の資産合計、これは1,820億4,259万円になります。貸方の負債の合計は727億5,001万円で、資産から負債を差し引きました純資産、これは網かけになっておりますけれども、1,092億9,258万円となりました。

純資産は前年度と比較して44億9,600万円ほどの増となっておりますが、これは中央病院、それから矢指小学校等の建設によるものでございます。

次に、5、6ページになります。

行政コストの計算書です。

借方の経常費用は679億7,954万円、貸方の経常収益は359億332万円で、経常費用から経常収益を差し引いた純経常費用、これは320億7,622万円となっております。この純経常費用は前年度と比較して37億6,300万円ほどの増となっておりますが、これは災害復旧関連経費や中央病院の減価償却費等の増があったことによるものです。

次に、7、8ページになります。

3の純資産変動計算書です。

上段の期首純資産残高、これは22年度末の現在高でございますが、1,047億9,689万円でありました。当期純資産変動のうち、財源の変動につきましては、市税や地方交付税などの財源の調達、純行政コストや固定資産形成などへの財源の措置額を上回りまして、7,011万円のプラスとなっております。

次の資産の変動につきましては、固定資産や長期金融資産の増加が減価償却などによる減少額を上回っておりまして、71億5,292万円のプラス。

その次のその他純資産の変動につきましては、開始時未分析残高の減価償却による減少によりまして、27億2,734万円ほどのマイナスとなっております。

これら3点の当期純資産変動額の合計は44億9,569万円で、下段の期末純資産残高は1,092億9,258万円となります。この期末純資産残高は、先ほど説明したバランスシートの純資産と突合することになります。

9ページ、10ページをお願いいたします。

4の資金収支計算書です。

上段の期首資金残高、これは22年度末の現在高ですが、99億4,321万円でありました。当期資金収支額のうち、経常的収支につきましては、市税や地方交付税、それから業務収益などの経常的な収入が人件費や物件費など経常的支出を上回りまして、114億6,757万円のプラス。

次の資本的収支につきましては、資産形成に伴う資本的支出が資産売却などの資本的収入を上回って、106億1,707万円のマイナスになっております。

次の市債などの借り入れや返済状況を表した財務的収支につきましては、資産形成に伴う市債の借り入れ等が市債などの返済額を上回りまして、6億2,125万円ほどのプラスとなっております。

これら3点の当期資金収支額の合計は14億7,175万円で、下段の期末資金残高は114億1,496万円となります。この期末資金残高は、先ほど説明したバランスシートの金融資産の資金と突合しております。

以上が本年度の財務4表の簡単な説明となります。作成したデータはホームページ等を通じて公表いたしまして、市民の皆様にも市の財政状況、それから財政の健全化につきましてご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

続いて、お手元に平成23年度の決算状況、これは速報版でございますが、これをお配りしております。これは毎年度総務省に報告する地方財政状況調査に基づき作成されているもので、全国の地方公共団体の決算状況を統一的に比較するため、共通した計算方法によって作成されております。

よって、歳入歳出総額等は決算書の数値と若干異なっていることをご理解いただきまして、内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で平成23年度決算に基づく財務4表及び決算カードについての説明を終了いたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 順調に決算状況として内容はよくなっていると思います。大変、市役所の方、よく頑張っているなというふうに思うんですけども、23年度において、本来借り入れができるというような事業の中で、あえて全額自己資金でやった事業がありましたら教えてくださいいただけますか。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 23年度、借りられるものはできるだけ借りていって、交付税措置のあるもの、それを中心に借りるという方針がございました。特に災害関係は、当初予算の中

で、例えば災害対策債等、多額に見ていたんですけれども、これが特別交付税に振り替わるという通知がまいりましたので、これらは借りませんでした。すべて減額していると。その特別交付税で交付されたもの、これは基本的に一般財源になりますから、それは一般財源で措置されたという形に表面上はなろうかと思います。そういうものが主であると思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 木 内 欽 市

建設経済常任委員会

平成24年9月20日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成24年9月20日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第12号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について

議案第14号 旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 平野 忠 作

副委員長 宮澤 芳 雄

委員 嶋田 茂 樹

委員 日下 昭 治

委員 嶋田 哲 純

委員 滑川 公 英

委員 林 七 巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊 介

説明のため出席した者（17名）

副市長 増田 雅 男

財政課長 加瀬 正 彦

商工観光課長 堀江 隆 夫

農水産課長 大久保 孝 治

建設課長 北村 豪 輔

都市整備課長 伊藤 恒 男

下水道課長 加瀬 喜 久

水道課長 新行内 弘

農業委員会
事務局 加瀬 恭 史

その他担当員 8名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

昔より、暑さ寒さも彼岸までという例えがありますがけれども、最近はなかなか暑さのほうも低くなりません。委員の皆様方におかれましては、まだまだ今月いっぱい暑さが続く模様でございますので、健康管理のほうには十分留意をされますようよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には、暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました一般会計補正予算を含む3議案について審議をいただくものでございます。どうぞ慎重なる審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

では、平野委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、議案第10号、平成24年度一般会計補正予算、議案第12号の24年度農業集落排水事業特別会計補正予算、それと議案第14号の長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例改正の3議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努

めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、農水産課にかかわります一般会計補正予算について、追加して補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書15ページをご覧ください。

下段のほうにございますが、6款1項2目農業総務費、説明欄1番、自家消費作物等放射性物質簡易検査事業301万2,000円でございますが、市民の方々が自家消費を目的とした農水産物についての放射性物質簡易検査委託料でございます。検査に係る容器等、これは消耗品類ですが、それらの初期費用といたしまして49万2,000円、検査料は1件当たり税込みで6,300円でございますが、これを400件見込み、計上いたしました。なお、市民の皆様より検査にかかる手数料はいただかないこととしてございます。

次の欄で、6款1項3目農業振興費でございます。説明欄1番、地域農業経営再開復興支援事業621万円でございますが、一般的には、人・農地プランと呼ばれているものでございますが、東日本大震災による被災地におきましては、経営再開マスタープランと読み替えら

れたものでございます。

内容といたしましては、食料自給率向上を目的に本年度より施行されました新たな制度でございまして、その地域における高齢化や後継者がいないなどの理由により、やむを得ず離農することによる耕作放棄地や遊休農地を作らないため、農地利用集積を適用し、経営規模拡大を目指す担い手にその耕作をゆだねることとするものでございます。

大前提といたしましては、地域の合意形成を要することとしております。ここで言う地域でございしますが、小さくは集落単位から可能としておりますが、旭市におきましては、市内全域を対象として考えてございます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

計画策定支援業務委託料600万円の内容でございしますが、農地を貸したい、借りたいとの意向確認等を目的としたアンケート調査による個別意見の集約・分析業務で170万円、当該農地の位置確認等、集積を目的とする利用図の作成で430万円と予定するものでございます。

続きまして、6款1項5目農地費、説明欄1番、農業水利施設改修事業854万1,000円でございますが、昨年の災害復旧事業として採択されませんでした農業用排水路に係る復旧工事に対する補助金で、大利根土地改良区へ交付しようとするものでございます。

続きまして、説明欄2番、農地・水保全管理事業33万3,000円を追加するものでございますが、事業内容といたしましては、地域による農地、農業用施設等の資源保全を目的とした活動に対する交付金といたしまして、それぞれの地域へ交付するものでございまして、当初見込みました面積が対象地域の入れ替え等によりまして増加したことにより、追加をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄3番、農業集落排水事業特別会計繰出金5,086万8,000円でございますが、議案第12号で上程いたしました平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の財源として、一般会計から繰り出そうとするものでございます。

続きまして、6款2項1目林業総務費でございます。説明欄1番、保安林植栽事業310万5,000円でございますが、松くい虫被害を受けて枯れてしまいました保安林へ新たな植栽を行おうとするものでございまして、場所は中谷里地先を予定してございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしたいと思います。

少し戻りまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

下のほうになりますが、14款2項4目農林水産業費県補助金600万円でございますが、歳出でご説明いたしました地域農業経営再開復興支援事業、いわゆる経営再開マスタープラン

策定への県補助金でございます。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

一番下でございますが、19款5項3目雑入310万円でございますが、歳出でご説明いたしました保安林植栽事業へ充当するものでございまして、緑の募金より東日本大震災復興事業として交付されるものでございます。

農水産課に係る補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課所管の補足説明をさせていただきます。

ページは17ページをご覧くださいと思います。

17ページ、7款1項2目商工振興費を説明させていただきます。説明欄のところをご覧くださいと思います。

旭市特産品開発事業231万8,000円でございます。本年度から新規事業としまして、市内の事業者等、新たな特産品づくりの取り組みを行う、そういう際に、事業費の2分の1、上限が50万円、そういうことで支援をする事業を立ち上げてございます。当初予算としまして100万円を計上させていただきました。今回、取り組みが多いというようなことで、新たに231万8,000円を補正させていただくものでございます。

なお、既に4件取り組みを行っております。主な内容としましては、飯岡地区のお菓子の製造業者、この方々がチームを組みまして、新たな商品開発を行う。あるいは水産加工者がイワシの加工品に組み込む。あるいはモツカレーのレトルト化の商品化に組み込む。あるいは地元で栽培されましたお米を使って日本酒の商品化に組み込む。というような取り組みを現在行っております。

今回、新たに補正をさせていただきまして、新たな取り組みを募集をさせていただいて、特産品づくりに活用させていただきたい、そういうふうに考えております。

説明は以上で終わります。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課ですけれども、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費です。橋梁新設改良事業で1億2,000万円を計上したものです。千葉県東部図書館西側、仁玉川にかかる橋の架け替え工事です。契約方法が一般競争入札になりますので、契約事務に一定の日数が必要になり、年度内の完成が見込めないため、あらかじめ

め予算の繰り越しをお願いするものです。

建設課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 1つお願い申し上げます。

大利根土地改良区、今600万円と説明がありましたが……

○委員長（平野忠作） ページ数をまず。

○委員（嶋田哲純） ページ数は16ページ。

それと、干潟土地改良区があるわけでございますが、これは配分はなかったですか。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） これは、いわゆる液状化による被災地区ということで、干潟土地改良区の中にはございませんでした。大利根にまだ散在するものでございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 本会議におきまして、補足説明並びに議案質疑等でご回答申し上げたとおりでございますので、特に追加して説明するものはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 管渠を入れるということなんですけれども、大正道路に大体800メートルぐらいですか。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 場所は、排水処理場、袋の溜のところから県道へ出まして、その北側の農協の出荷場がございます。その間までの800メートルを予定してございます。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 質疑の中で、あまり原因が分からないと言ったけれども、実際に20年ぐらい前なんですけれども、普通であると、交通量が多くなれば必ず地盤沈下が起こって、共和土地改良区のほうで、そのときに幹線道路がほとんどパンクしたんですよ。だから、これもそういう影響が考えられると思うんですけれども、ただあまり古いことだから、今の時代には責任がないということです。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 農林水産省の補助金でございまして、県道に布設したのは歩道の下なんです。ですから、当時は荷重がかからない部分で、いわゆる塩ビ管ではなく、もっと安いものを使用しろということで、いわゆる陶製のセラミック管と言いますが、セラミック管にしたと思われます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今回、これを補正されたのは繰出金、この科目で、第12号においては繰入金になるんですけれども、そのみの補正だと思うんですけれども、昨年度の残金があると思うんですよ。これだと補正、当初で500万円の繰越金を見込んでいたわけなんですけれども、これは500万円ぴったりではなかったと思うんですけれども、ちょっと決算のほうを忘れましたけれども、そういうようなものはなかったのかどうか、その辺をちょっと伺いたいですけれども。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 確かに繰越金ということで金額がございます。ただ今回は、これは議案質疑のところでもご説明したんですが、財源を災害復興交付金ということで、これは該当するということでしたので、そちらの財源を優先して使わせていただくようにしております。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そういうことではなくて、使うのではなくして、繰越金をこの補正に、500万円以上あれば、500万円以上のものはここに入れるべきじゃないのかなと思うんですけれども、これは今回入っていないと思うんですよ、昨年度の繰越金。決算が終わらないけれども、ほかのやつは全部すべて入ると思うんですよ。見込みではもう既に、出納閉鎖しているわけですから。

今回、9月の中で入ってこないんだけど、それは12月辺りで、今度はその繰越金とし

て、これは入れることになるのかな。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） この辺は、復興交付金のほうの財源を特に入れておりまして、その部分で……

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 申し訳ございません。繰越金につきましては、一応様子見という形で、当初予算ではもう500万円を見込んでございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 一応、この先補修が……

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 申し訳ございませんが、3月までの間で突発的な部分に対する財源として今回は留保しております。

といいますのも、この4月からその異常水の発生で、途中のポンプが24時間フル稼働等してまして、補修が結構ございましたので……

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） あのね、23年度繰越金は出たんですよ。六百何万円出ていると思うんですね。それがなぜここで500万円の当初予算のみであって、補正で、これであれば500万円見込んでいたんですから、百何十万は繰り越して入ると思うんですよ、もう決算が終わっているんですから。決算の認定は終わっていないなくても、出納年度が終わっているんですから。そうすると、百数十万は本来ならば、ここの補正で入れるべきじゃないんでしょうかということなんですよ。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 確かに決算で670万円ほど出ておりますが、残りの170万円については、今、再三申し上げますが、3月までの留保資金ということでまだ計上してございません。この先、その施設の老朽部分等ございますので、突発的な部分に対応するための財源として、申し訳ありませんが、いわゆるへそくりとして、まだ留保させていただいております。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） へそくりとか何とかじゃなく、何かちょっと意味が分からないですけれ

ども、個人でやるならへそくりでいいですよ。だって、行政で繰越金が出ていれば、24年度に入れて、24年度から支出できるものだと思うんですね、24年度に事業を起こすわけですから。23年度に明許費で繰り越ししてあるんだったら、そういった財源があるということは当然だと思いますけれども、23年度はもうすべて終わったんですよ。であれば、24年度に繰越金として入れて、それで24年度で事業を起こすのが普通じゃないんですか。それを何かへそくりというような話なんだけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 実は、一般会計からの繰入金、当初予算でも3,013万2,000円ほど見込んでございます。この辺は財政との協議の中で、繰越金を満額、今、入れるのではなく、あくまでも留保財源として調整をなさいということでしたので、あえて全額入れておりません。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、170万幾らちょっとあるお金は、一般会計のほうへ戻すことも含めてあるということですか、留保資金という、全くこの農業集落排水のほうの繰越金でなくして。そういう理解をしちゃっていいんですか。

いわば580万円、今回繰り入れをするんですけれども、そのうちの相殺して400万円ぐらい。400万円ぴったりじゃないですよ、400万円ぐらいが入って、あとは一般会計にまた返すということですか。それとも12月に一たんもう一回入れるんですか、これ。本来ならば、9月だから入れるべきだと思っていたんですけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今回の補正を入れまして、繰入金は8,100万円ほどございます。これにつきましては……

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） いや、繰入金と繰越金のご関係でございます。繰越金については、160万円ほどまだ留保しております。最終的に年度末、3月で精算という形で、一般会計からの繰入金並びに23年度の繰越金等の調整をいたしまして、3月で最後、歳入歳出のほうの調整をいたしたいと思います。今現在はその160万円ほどは、あくまでもそこへ持っていくまでの留保財源ということで、ご認識をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そういうことは理解するとかしないとかではなくて、やはり全くこれは会計が違うと思うんですよ。市だから、これは市全体で同じものを、特別会計だからいいんですけれども、これが1つの、例えば個人だったら、こういうことは絶対あり得ないと思うんですね、年度末になるまで持っていかなければ分からないということは。

それは市だから、一般会計から繰り出したり繰り入れたりするから、まあそういうことで調整できると思うんですけれども、例えば、余ったら年度末で入れてもいいと思うんですよ。一般会計に繰り戻しというのかな。そういう形でいいと思うんですけれども、本来なら繰越金であるから、当然この会計のものとしてやるべきものがあつたんじゃないかなということで、実は聞いたんですけれども、それはそれで、最終的には年度末に。そうしますと、最終的には来年度にならなきゃ分からなくなるということですよ、これが、要するに170万円の行方というのは。そういうことになりますよね。

だから、一たんはここへ入れておいて、そのときに繰り戻し金という形で一般会計へやるということはあると思うんですけれども、全くこれは宙に浮いちゃっているんですよ、このままだと170万円くらい。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 今の日下委員の質問ですけれども、じゃ、財政法上のことがあるので、財政課長を出席させて答弁させますから、それでご了解願います。

ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（平野忠作） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、休憩前の議論ということでお伺いいたしましたけれども、決算

で670万円ほどの剰余が出ていると。これが繰越金になっている。そのうち予算では、農業集落排水では500万円しか見ていない。残りの170万円ほどは、どうするのかということだったと思います。

まず、予算の大原則なんですけれども、1つ、収支の均衡というのがあります。収入で見るときには、それに対応する支出が必要になるということがございます。

それと、あと一般会計は企業会計と違いまして、出入りをすべてその中で明らかにして、収入が多くて支出が少ない、要するに企業会計であれば、それが利益という形で、その時点での補正後の数字が出るんですけれども、一般会計、これは特別会計ですけれども、それはございません。ということで、一般会計も同じなんですけれども、これらについては留保、いわゆる、まだもう半年ありますから、このときに、何かが起こったときに、出すべきお金がなければ対応できないだろうということで、持っているのが一般的です。

一般会計も同じなんですけれども、例えば、普通交付税が82億円で決定されていますけれども、予算上は78億円しか見ていないと。そうすると、4億8,000万円ほど留保財源を現実に持っています。それはそういうことが、今後、例えば一般会計の中で補正すべき事業、そういったものが出てきたときに、余裕のお金がなければ、その歳入を見込めないという形になってしまいますので、一般財源として手当てできるもの、これは確保しておくというのが財政一般の考え方でございます。

だから、農業集落排水におきましても170万円、額はそれほど大きくはないんですけれども、それらは今後何かあったためのために留保しておくということで、今回この補正予算を編成しているという状況でございます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 留保というのは、今、話をして、先ほどもその話だと思うんですね。

しかし、例えば、170万円の繰り越しがない、今現状としてはなくなっちゃうわけですよ。今、ありますよ、現実はあるんですよ、分かりますよ、それは。しかし、ここの会計の中にはないわけですよ。その金が入れておいて出るんだったらいいんですけれども、入れないものが、これから出るということになるとおかしいと思うんですね。だから、私は入れておいて、多分その繰り戻しであるかどうか分かりませんが、そういうこともできないのかなということを思ったんですよ。

それと今、財政課長、収支の均衡と、そのとおりだと思うんですよ。であるから、昨年度の決算の話も一言やらせていただきましたけれども、均衡、大幅にずれているんです、あれ

がね、本当のことを言って。均衡は、本来なら、編成は間違っているということを私は言いますけれども、本来ならば、収支の均衡バランスを、ととてもとらなきゃならない編成なんですよ。

であるから、そういう監査委員の指摘も受けませんでしたかということを言いましたけれども、本来ならば受けるべきなんですよ、あれは。ああいうことがあったら、おかしいんですから、均衡バランスが崩れているんですから。

そういうことで、分かりました。それは今回170万円はありますよということで、ただ、ここには計上されないけれども、ありますよということで、いつか入ってくるということもあるということですね、この170万円。このままもし必要となくなれば、170万円は最後の補正、3月あたりの補正でどういう処理をするか、今後されるということでよろしいですか。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、歳入なんですけれども、予算を措置します。それで歳入については、例えば、今回500万円という繰り越しの予算を組んであります。だけれども、現実には670万円出ましたと。そうすると、調定票は670万円で切ります。ですから伝票上はもう既にお金が余分に入ってきている状況になります。歳入はそれが認められます。

ただ、歳出については、予算措置をしていないものは出せない、それ以上の伝票は切れないという、だから、歳入と歳出のこの性質の違いというものもあるということで、そのところはご理解いただきたいと思います。

その部分を今回、このような議論になっておりますから、最終的に入れて、全部収支を合わせて、例えば一般会計からの繰り出しがありますから、その部分を戻していただくとか、そういう措置は最終的に必要になるかどうかは、またどれだけのお金が残っているかで議論したいと思います。それについては、また繰り越しにする可能性もあります。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ご承知のように、長熊釣堀センター、これは江戸時代の椿の海と呼ばれていたこの湖を干拓した際に造られました13のため池、その中の一つということで理解をしております。

昭和63年に開業しまして、平成20年に大幅なリニューアルの工事を実施いたしました。年間利用者、昨年のデータからしますと、1万9,000人を超えているということでございます。ただ中身的には、実は市内の方、市外の方を分けますと、市内の方が4分の1、市外の方が4分の3、そういうパーセントになっているかと思います。特に、子ども・女性の方の利用が少ないというようなことで、この辺を将来的には、子ども・女性の方の入場者の確保、そういうことが必要かというふうに我々は考えております。

そんなことで、今回、長熊釣堀センターにつきましては、指定管理者制度の導入、これに伴います所要の改正をさせていただくものでございます。この指定管理者の導入につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、これに基づきまして、我々は公募をしたい、そういうふうに考えております。公募という制度で、来年4月からスタートをさせたい、そういうふうに考えております。

そんなことで、この後に本条例案を可決いただきましたらば、指定管理者の候補者選定委員会等を立ち上げまして、その中で、最終的には議会におきまして、指定管理者の指定を議決いただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、指定管理者でございますが、これは年齢制限はどのくらい、上と下でどのくらいの年齢で、指定管理者のあれを決めるわけでございますか。それを教えていただきたいと思います。

それから、もし指定管理者になった場合には、もしフナとかそういうものが事故で全滅した場合には、どのような対処をするのか、お願いしたいと思います。その2点でございます。

○委員長（平野忠作） 嶋田哲純委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回の指定管理者の導入につきましては、人を指名することじゃなくて、そこを管理していただく団体、そういうことで我々は考えております。で

すから、個人にそこを任せるということじゃなくて、組織・団体ということでございます。
今、認められているのはNPOとか、企業も認められておりますけれども、そういう組織に対して指定管理者制度を導入させていただきたい。

また、そこの中の働いていただく方の年齢等につきましては、その組織の中で十分、ということで、年齢制限につきましては、そういうことでございます。

それと、フナの全滅等につきましては、管理協定の中で、指定管理者が落ち度があるのかという部分、その辺の部分については、これからちょっと議論をして、その辺につきましても協定の中で、協定していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかに。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今、嶋田委員がヘラブナが浮き上がった場合というのを言いましたけれども、これは実際に20年に改修したときに、5,000万円くらい浮いているんですよ。それで、逆転層が6.5メートルぐらいあるから、それを地下から上まで上げるというようなことを、設備をしろということになって、設計もできたのに実際にはやらなかったんですよ。

それで、もしそういうことになって、今、哲純委員が言ったようなことになった場合にはどうするのか。実際には、今、ただ上のほうだけ、少しだけ動かしていると思うんですよ。一番深いところは6.5メートルぐらいあるので、多分、上と下では水の温度がべらぼうに違っているので、それをミックスするために、下から上げるというのだけをやらなかったんですよ、当時の課長が。そこだけ抜いて、相当な予算を余らしたんですよ。そのときにも委員会でも言ったんですけども、確実な答えは出ていないんですよ。これから、もしそういうことだったら、最初の設計どおりにやる気があるのかなのか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうからありましたように、長熊の釣堀センター、深さ的には1メートル80から5メートル60、こういうことで我々も理解しております。

今の水の浄化の部分につきましては、ちょっとまた勉強しますけれども、その中も、協定の中にちょっと書き込んで、その部分で、もし事故があれば管理者の責任ではないのかな、責任でないとい問われないのかなと、そういうことで、きょう言った、ご質問いただいた部分

はちょっと勉強させていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） もともともう逆転層があるというのを想定してやってもらわないことには、多分駄目だと思うんですよね。本当に上と下が水温も違うのに、それをミックスさせる装置がついていないんですよ。ただ浄化装置はついてますよね。でもミックスさせる装置というのは、手抜きでやっていないんですよ。

だから、その辺を了承して、例えば公募でもした場合に、じゃ、どっちの責任かということになったら、今までは全然なっていませんけれども、最初にやったときには、多分投入したものの3分の2は死んでいますよね、5月に。行政はやってはいますがね。

そういうこともなきにしもあらずなもので、その辺のことをちゃんと対応できるようなことで、この指定管理者にそれも言っていたかないと、設備がどうのこうのと言われたら、結局行政側の責任になっちゃうと思うんですよね。その辺も考慮して、地元であろうと市外であろうと、そういう企業ないし団体が来た場合には、その辺の説明責任というものが絶対必要ではないかと思うんですが。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、ご指導いただいた件につきましては、十分、課の中で検討しながら、指定管理の手続きの中で議論していきたいと思います。本当にありがとうございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 何点か聞きたいということよりも、今までの現状というのは、委託費で賃金を支払い、それで管理の委託をして、賃金を払っていたと思うんですね。

それで、毎年ではなかったのかな、ヘラブナの放流というのは。現在までの経緯が、なぜこういうことが出たのかを含め、ありますので、その辺をちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の現状ですと、平成23年の場合、過去最高の方々、震災にもかかわらず入っていただいたということで、大きな修繕等がなければ、その使用料の中で施

設の維持管理等はできる、これは人件費も含めましてですね。その中に、維持管理の中で大きなものはヘラブナの導入でございます。毎年6トンから7トン、こういうヘラブナを入れております。

ただ、これはどうしても今、管理している管理人さん方にいろいろ聞きますと、やはり釣れないと人は来ないと。そんなことで、このヘラブナの導入、これは欠かせない経費かなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、今後これが通りますと、当然、指定管理者の選定をされるわけですね。それで指定管理者に、今後の協定がいろいろあると思うんですけれども、例えば、ヘラブナの放流は、当然そういった、釣れなければしょうがないということですから、放流はあり得ると。

あるいは、指定管理者の委託費という形で、今度、出るのか、あるいはその範囲の中でやるのか。その辺が、これは将来的にはどういうことが想定される、考えられるということになるのか、そういうことが考えられるのか。

あるいは、当然、市からまた繰り出さなければならないような、プラス補助金みたいな形で出さなきゃならないのか、全くそういうことを考える必要がないのか。そういうことを考える必要があるというならば、今のままやるべきものだと思うし、そういうことの想定がなければ、当然負担はすべてそっちで全部管理してやっていただくということになれば、そういうことも、またその選定の一つになろうと思うんですけれども、その辺はどう考えられているのか。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ちょっとこれは個人的な考えですけれども、1つ懸念されることは、ヘラブナの放流が大きく挙げられると思います。

例えば、放流する量を協定の中で、年度協定もしかるべきだと思いますけれども、その中で協定していかないと、自由に管理ということになってきますと、例えば、3年間の協定ですと、3年目には全然入れないで、最後もうけるだけ、そういうことはないですけれども、収入だけ得ちゃって、そのまま次の年は、我々は指定管理を受けませんよと、実はそういう事例も他のところであつたというふうに聞いております。

そういうことで、今回のこの指定管理の導入につきましては、ヘラブナの量等につきましては、職員の立ち会いのもと、年間放流する量、これは協定の中で定めていきたい、そういうふうを考えております。

それと、何でこの時期に、この指定管理者の制度を導入するかということでございます。現在、本当に23年度が、過去から比べますと、一番いい形で人が入ってきていただいています。そんなことで、これはやはり釣りの好きな人たち、特にあそこは好きな人たちが集まって、きょうも実はお休みの日なんですけれども、自分たちの座る、すのこを来場者がみんなで直そうよという、そういうボランティアも今、動いております。

そういうことで、やはりその道にたけた団体、そこにひとつ、今のうちにその指定管理者の制度を導入しながら、民の活力、これを導入したい、そういうふうを考えて、今回上程させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今まででも委員会の中で、ヘラブナの購入については、いろいろ質問されているんですよね。それで、1者で六・七トンも集まるのかとか、そういうこともやっているんで、これヘラブナについては行政側で対処して、あと指定管理者は、ただ労務管理と、それから収支の管理だけをするという、そういうことなんですか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ちょっと私の説明が悪くて申し訳ありません。

ヘラブナに導入については行政が行うということじゃなくて、例えば、6トン、7トン入れましたということが、やはり受けていただく指定管理者が自分たちで言われても、対市民に対して、本当に入れたんですか、水を入れていなかったという、その何トンというのはどういうふうにはかったんですかとか、そういうことも問われるかと思います。

今までやってきたように、水槽をあらかじめ指定して、その中に何匹入っているか、そういうようなことで市民にも説明できるような、入れた量の確認は、これは市のほうで必要なのかなとそういうふう考えて、先ほどちょっと説明させていただきました。

ただ、この入れるものにつきましては、やはり指定管理者制度の中で、指定管理人のほうがりーダーシップを持ってやっていただく、そういうことで我々は考えています。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英）　　ということは、ヘラブナの投入からすべてのことについて、指定管理者が全部やっていただくと。それで、収支につきましては、プラスになる、赤字になることもあると思うんですけども、それについて指定管理料を払っていくということなんですか。最初から決めるわけですね、指定管理料というのは。

○委員長（平野忠作）　滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今いただきましたご質問につきましては、これから協定作業、指定管理の公募に際します要項等の中で検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作）　滑川公英委員。

○委員（滑川公英）　23年度の決算というのは、実際にやってみたら、トータルした場合に、どれくらいの黒字になっているのか。

○委員長（平野忠作）　滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　23年度の部分につきましては、差し引き2万521円の赤字ということで、ほぼ入場料収入で維持管理等がされています。ただ、23年は管理棟の大きな修繕もあったということでございます。

また、料金等の関係につきましては、精算等で、黒字の場合には市の収入も考えてございます。赤の場合につきましては、例えば、大きな工事があったとか、そういう部分については市のほうでやりますけれども、赤の部分については、場合によっては管理料として市の支出、これもこれから検討させていただきたいなというふうに考えております。

ただ、現状の23年度の入場者数がそのまま推移していただければ、この施設は、十分収入で大きな工事以外は賄えるのかなと、そういうふうに考えています。

○委員長（平野忠作）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作）　特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 可否同数。

可否同数であります。

よって、旭市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第14号について、委員長は可決と裁決いたします。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「委員長」の声あり）

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今、第14号については可否同数、委員長裁決であると、その辺を報告していただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 報告といたしますか、私はそれに賛成ということでございます。

○委員（日下昭治） そういう経緯を報告していただければ、そういった状態でありましたと。

○委員長（平野忠作） そうですね。同数でありまして、委員長が賛成ということで可決されたということで、それでよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） それでは、確認いたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野忠作） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課の所管事項につきまして、3点ほどご説明等させていただきます。

ちょっと資料がなくてすみません、口頭でご報告を申し上げます。

1つ目は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金、通称グループ補助金というものがございます。ご承知のように、一般会計を通さないで、国が2分の1、県が4分の1、合わせまして4分の3の事業費補助金を交付をするものでございます。

既にこれにつきましては、現在まで5次認定ということで、いろんな形で支援が始まっております。本市につきましては、3次認定で水産加工、この加工のグループ等、旭市の事業所では15事業所がございます。補助金的には約8億4,000万円ほど認定をいただいております。これが昨年の11月30日に認定をいただいた分。

それと、5次認定につきまして手を挙げまして、旭市につきましては53の事業者、これが6月27日に実は認定を受けております。認定を受けました金額は、補助金的には国・県の補助金を合わせまして、約6億6,000万円ほどでございます。

ただ、今回、先ほどの水産加工業者が15、観光に携わる方々が53ということでありましてけれども、まだまだ実は、ここのグループ補助金、手を挙げたいんだけど、なかなか国からの支援がいただけない、そういう事業者も数多くいます。

そんなことで、今回、国あるいは県に対しまして、6次募集をぜひやっていただきたい、そこに旭市も手を挙げたい、そういうことで、今、運動しております。国等の中では、先般総理大臣が6次募集に向かって補正予算を組みたい、そういうことも聞いております。

そんなことで、6次募集につきましては、まだまだ復興できていない、そういう事業者へのこの事業につきまして、商工会と一緒にしながら支援をしていきたい、そういうふうに考えております。このグループ補助金につきましては、現在そういうことで動いています。

それと、実は10月14日、第2日曜日になりますか、いいおかユートピアセンター、ここで午前10時から復興フェスタ in 九十九里ということで、これは市の主催ではなくて、実は九十九里観光振興協議会、ここが今、この補助金等を使いまして、復興を目指しているグループ、銚子市あるいは山武市も一緒になりまして、63の事業所がすべて参加しまして、自分たちの持っているいろんな物品等、これをPRしようということで、復興フェスタ in 九十九里ということで、10月14日、10時から2時まで、実は開催する予定で今、進んでおります。

ぜひ時間等ありましたらば、復興を目指しているグループの姿を見ていただければと思います。

それと、2点目としましては、夏の観光でございます。夏期観光、いろいろ取り組みをいたしました。特に、海水浴場の入場入り込み数につきましては、いろいろ各観光協会等の努力をいただきましたけれども、23年は開設してありませんので、22年に比べますと、矢指で79.7%ということで、大分落ち込んでいると。飯岡地区につきましては、海の家等がありませんでした。そういうことで、45.4%ということで半分に満たなかった。そんな形で、海水浴につきましては、2年前の姿にはなかなか戻っていない、そんな状況でございます。

それと、食彩の宿いいおか荘につきましては、政務報告あるいは一般質問等で申し上げましたように、いいおか荘あり方懇談会、ここで現在議論をさせていただいております。

当面、予定としましては、10月15日にあり方懇談会を開催させていただきまして、ここで第4回目ということで、当初からの予定であります4回を終わって、その中で、懇談会での

意見の集約を市長のほうに報告をさせていただいて、一応懇談会につきましては、そこで解散、そんなことで、10月15日を最終の予定で現在進めているところでございます。

以上で商工観光課の報告等終了いたします。

以上です。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から1点、報告をさせていただきます。資料はございません。

報告内容は、文化の杜公園の使用についてでございます。

今般、旭一中と旭二中の両校長から、サッカー部の部活動の練習場所として、文化の杜公園内の多目的広場を使用させていただきたい、こういった趣旨で、市と教育委員会あてに要望書が提出をされました。

市といたしましては、この要望書と併せて教育委員会からの内申もありましたので、庁内で検討した結果、サッカー部の部活動の実態を踏まえまして、一定のルールのもとに使用を認めたいと、このように考えてございます。

都市公園の多目的広場につきましては、基本的には公園条例に基づく公の施設として、市民への開放が大前提となりますが、一定のルールとして、独占的な利用とならないよう市民の利用に配慮すること、あくまで都市公園の多目的広場であり、サッカー専用の広場ではないという認識のもとで適切に使用すること、芝生の状態を見ながら練習場所を替えるなど、芝生の保護に努めること、こういったことが主なものでございます。

なお、使用開始につきましては、来週9月24日ごろから、現地におきまして立ち会いのもとで進めたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 下水道課からは、工事の執行状況についてご報告いたします。

今年度予定しておりました口の新田地先、主要地方道旭小見川線、西宮橋の西側でJR総武本線北側と仁玉川に囲われました周辺3.3ヘクタールの面整備工事、管渠建設工事を8月に発注いたしました。

工事に当たっては、交通規制や騒音などで大変ご迷惑をおかけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、工事のほうを進めてまいります。

下水道課からは以上でございます。

○委員長（平野忠作） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことが

ありましたらお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 商工観光課長にお聞きしたいんですけれども、いいおか荘、過日の一般質問のときも時間がなくて、ちょっと詳しくはする機会がなかったんですけれども、これからのあり方懇談会のほうは、10月15日で最終の取りまとめだということなんですけれども、例えば、復興交付金、それに該当するような方向としては動きが、動きといっても、その方向になるのかな、その辺をちょっとお聞きしたい。

それと、いろんな今、国の復興交付金の問題、19兆円ですか、あの予算。その中で、被災地以外でも復興交付金を使われていると、沖縄のほうでも使われていると、そっちでも使われると。そういう現状で、復興交付金の枠があって、それだけのものがあるわけですので、その辺が、どの方向に進まれているのか、参考にお聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今のご質問の復興交付金の関係につきまして、現時点での情報の提供ということでお聞き取りいただきたいと思います。

懇談会の中でも、国等に対しての支援を求めたらという、そういう意見もいただきました。そんなことを踏まえまして、市長と協議した中で、復興庁のほうへ先般、担当者とともにども実は出向きまして、旭市の状況等を説明させていただきました。

1つは、冒頭、今、民間が一生懸命、その復興に目がけて施設が立ち直っていきつつあると。ただ、市の施設である旧食彩の宿いいおか荘、閉じたままということで、これはしのびがたいという話をしたわけなんですけれども、逆にですね、復興庁の職員からは、民間が第一だよということで、民間がやはり先に復興して、その後、市の施設と、そういうことでご理解くださいと。

そこが入り口で、旭市のほうからは、1つ提案としまして、屋上を避難所として活用したい。その中で、例えば安全防止柵とか、あるいは外階段、そういうところにつきましては、復興庁のほうで支援いただけますかという問いに対して、向こうからは、人の命を守るということで、それは行けそうだなという、断言はできませんけれども、その筋道はよく理解していると。ただ、ちょっと傾いたところを基礎から上げる、その部分までについて、復興庁で出せよというのは、それはどうなのですかということでありました。

それと、もう一つは、1階の崩れたところということではありませんけれども、1階の部

分について、震災を後世に忘れないように伝える、そのようなことで、資料館的な祈念館、そういう部屋を一つ設けながら、施設を活用したいんだと、そこに復興のお金は使えますかという、そういう問いに対しましては、考えは理解はできると、出せないというわけじゃないけれども、ただ現時点では、被災者、例えば仮設住宅にいる方々の生活再建が第一でしょうと、その次にひとつ議論しましょうと。

具体的には、今、市でやっていますまちづくり計画、この中にちゃんと書き込んで、市民の方が必要ということであれば、そこの中に書き込んできた、その計画は来年の1月ころをめどに今、作っておりますけれども、その中で十分議論をしてこい。そのときに、その話をひとつテーブルに上げましょうというところで聞いております。

それと、じゃ、ついでにその2階、3階、あるいは食堂の部分等についても、国の支援はいただけませんかという問いに対しては、国のほうからは、それは復興庁の復興交付金という制度はどうなんですかねということで、ご承知のように、復興庁の補助金は9分の8が国から出る、あとの残りについても交付税措置ということで、復興庁の職員は100%補助ですよと。

そういうことで、この100%補助については、先ほどの屋上あるいは復興の祈念館、その部分についての、そこはきょうは承りましょうと。あとの部分については、関係する省、例えば観光の部分とか、そういうところについて、補助金があるかどうか、ともに探しましょうという、そういうことで、復興庁との打ち合わせは終わりました。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） ぜひ、その辺は担当課のほうで、いろんなものを把握してもらって、まあ、勉強してというより、皆さん勉強しているから、そういうことは必要ないと思いますけれども、いろんなものをやってもらって、取り組んでもらって、やはり市民のサービスですね、その辺ね。

昨日の、今いろいろ代表選をやっていますよね、民主党、あるいは自民党の総裁選。そういった中で、総理が答えていたのに、それらについていろいろあったと思うんですよ。沖縄のほうで、そういった復興交付金を使っている、そのほか向こうの、それがなぜそういうことになったかということは、今後いろんなものが想定されると。南海トラフ、そういったものの、今後のものを含めてであると。阪神・淡路からそういうものがあったということらしいですよ、阪神・淡路大震災以降ね。

それであって、今回も出ていますけれども、公営住宅、あれも既に阪神・淡路からそういったものを取り組まれていたもので、8分の7の補助金があるものが、それで、初めて今回、旭市は出てきたんですけれども。しかし、かなり前からあって、もう既に何回も国交省からそういった通達が来ている、出しているということなんですよ。そういうことであるから、いろんなものを調べてもらって、有利なものにぜひ取り組んでいただきたいと。

そういった、単純に復興予算だ、復興予算だという話をしているけれども、現状はそうではないよということを、総理そのものが発言しているわけですので、ぜひそういう件をお願いしたいと思います。それについてはもういいです。

○委員長（平野忠作） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今のいいおか荘のことなんですけれども、説明の中で、あれは全部、今の東から西まで全館を使って屋上を避難所にとすると、資料館にとすると、そういう意味なんですか。それとも、どこかで切っちゃうとか、その辺をちょっと説明願いたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） まだその辺は詰めてございませんけれども、我々が復興庁へ持っていったのは、屋上は、広さ的には、面積的に約567平米ぐらいあるのかなと。その中で、平米当たり2人としますと、1,000人を超える収容が可能と。

それで、屋上をそういう避難所にした場合のメリットとしまして、例えば、いろんな発電機だとか、いろんな非常食とか、そういうものを屋上に備蓄することによって、1階に置いておくというのは、ちょっとこれは今回津波の被害であまり好ましくないと、そういうようなことで、屋上にとということで、そこは復興庁が理解してくれました。想定としては、すべてのところということで説明をしたと。

あと1階の部分については、いろいろ今、課の中でも議論していますけれども、崩れた食堂の部分の、あとから造ったところ、あそこをもう取っちゃったほうが早いのかなと、そんなことも含めて、復興庁と意見交換をしたということは記憶しております。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 2 1 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 9 月 2 1 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 0 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 1 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 1 3 号 平成 2 4 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第 1 6 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

《付託陳情》

陳情第 3 号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情

出席委員（8名）

委 員 長 景 山 岩三郎

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 林 一 哉

委 員 林 正一郎

委 員 林 俊 介

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 向 後 悦 世

委 員 島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（7名）

議 員 木 内 欽 市

議 員 柴 田 徹 也

議 員 滑 川 公 英

議 員 林 七 巳

議 員 平 野 忠 作

議 員 飯 嶋 正 利

議 員 大 塚 祐 司

説明のため出席した者（28名）

教 育 長	多 田 哲 雄
環 境 課 長	大 木 多可志
健康管理課長	高 山 重 幸
子 育 て 支 援 課 長	佐久間 隆
病院事務部長	菅 谷 敏之史
学校教育課長	菅 谷 充 雅
体育振興課長	野 口 國 男
病院経理課長	鈴 木 清 武
そ の 他 担 当 職 員	1 2 名

税 務 課 長	佐 藤 一 則
保 険 年 金 課 主 幹	渡 邊 満
社会福祉課長	渡 辺 輝 明
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
庶 務 課 長	横 山 秀 喜
生涯学習課長	高 野 晃 雄
病 院 企 画 監	柏 木 嶺
病院契約室長	鏑 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋
主 査	榎 澤 茂

事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
-----------	---------

開会 午前 9時30分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、一言ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日付託されました議案は、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご審議をいただくことになります。執行部より提案の4議案、慎重審議の上、いずれも可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての4議案であります。

ここでおはかりいたします。ただいまから本委員会に付託されました議案の審査に入るわけですが、初めに付託議案に関係します現地視察を行い、その後に議案の審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、そのようにしたいと思います。

それでは、付託議案に関係します現地視察のため、午前11時まで休憩をいたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前11時 0分

○委員長(景山岩三郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、木内欽市議員、柴田徹也議員、滑川公英議員、林七巳議員、平野忠作議員、飯嶋正利議員、大塚祐司議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前11時 1分

○委員長(景山岩三郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、障害児通所施設の整備につきまして補足説明を申し上げます。

これまでの経緯、あるいは通所施設の概要を含めまして、ご説明を申し上げます。

本市におきましては、未就学児の療育を受ける通所施設がございませんで、子育てサークルの一環として、第三保育所を利用いたしまして、イルカサークルを週4回開催し支援してまいりました。そのほかには、近隣市町の施設に通所していたのが現状でございます。

このような状況下で、幅広い子育て支援に対応するため、これまでと同様に、障害児等を対象とするイルカサークルを週4回開催することが難しくなる一方、発達障害などの支援を必要とする児童が増加していること。それから、本年度策定いたしました第2次旭市障害者計画において、療育を行う通所施設の設置要望等を考慮いたしまして、療育を行う通所施設を計画いたしました。

予定している通所施設の概要でございますが、未就学児を対象とした定員10名の通所施設でございます。設置場所は、海上保健センターの一部を借用して設置したいというふうに考えております。

運営のほうでございますが、公設民営方式として、具体的には障害者の福祉事業を幅広く展開しております、また専門的なノウハウを有する社会福祉法人ロザリオの聖母会に施設の運営を委託したいというふうに考えておりまして、来年4月1日からの開始を予定しております。

それでは、予算書の13ページのほうをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、説明欄1障害者福祉事務費、15節工事請負費、障害児通所施設整備工事244万7,000円でございます。この施設の改修の内容でございますが、海上保健センターの西側の部分、具体的に申し上げますと、事務室等で使っているところでございますが、こちらの事務室、あるいはお便所等を改修いたしまして、指導訓練室や備品倉庫として整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案書の19ページの、10款教育費の放課後児童クラ

ブ室建設事業についてご説明申し上げます。

旭市の学童クラブにつきましては、新市合併時7校から始まりまして、全小学校に開設することを目標として取り組んでまいりました。平成22年4月に萬歳小学校の児童クラブが開設されまして、その目標が達成されるとともに、現在、15の小学校18クラブが設置されているところでございます。

旭市の小学校においては、児童数の減少傾向が確かに見られますが、国・県の施策によりまして、学級編制基準が、昔は古くは50人だったものが45人、40人と推移してまいりました。さらに現在では、県の弾力的運用を加えまして、1・2年生は35人学級、3年生から6年生が38人学級となっております。また、特別支援学級等につきましても、障害の種別によって学級を分けるようになりましたので、児童減少数の割には、空き教室がなかなか発生しないという状況でございます。

そのような中で、今年度に整備を実施いたします共和小学校放課後児童クラブに続きまして、来年度に嚶鳴小学校放課後児童クラブの専用室建設を計画し、その設計費の補正をお願いしたいという次第でございます。

お手元のA4用紙でお配りいたしました学校教育課資料の放課後児童クラブ室建設事業の概要をご覧いただきたいと思います。

内容のほうでございますが、（仮称）嚶鳴小学校第1児童クラブ及び第2児童クラブでございます。建設工事の内容といたしましては、構造が木造平屋建て、屋根材はガルバ鋼板かわら棒ぶき、外壁につきましてはALCの外壁を予定しております。あとそれ以外に、身障者対応型のバリアフリーの設置、あるいは単独合併浄化槽でございます。その他の工事といたしましては、杉林の抜根整地工事、あるいは駐車場工事を予定しております。

2枚目の平面図をお願いいたします。

北側に学童1とありますのが第1児童クラブ用の生活室、南側に学童2とありますのが第2児童クラブ用の生活室となります。その中間にカウンターを配置いたしまして、それぞれの事務のスペースと児童の受け入れ、保護者への受け渡しをするホールとなっております。この部分が配置されることによりまして、2つの学童クラブを創設ということで、2クラブ分の県の補助金を予定しております。その他、水回りの部分につきましては、共用面積といたしておりますので、2つのクラブを別棟で建設するよりも費用が抑えられるところでございます。

建物の全体的な大きさは、約12メートル掛ける20メートル、69.58坪、230平方メートル程

度で予定しております。生活室の広さは、第1児童クラブ用生活室が81.98平方メートル、第2児童クラブ用生活室が79.49平方メートルほどでございます。

3枚目の配置予定図をお願いいたします。

建設予定地につきましては、嚶鳴小学校の東側正門の南側の現在杉林がある部分を予定しております。本補正予算が成立いたしましたら、設計委託の入札、設計、建築確認を経まして、来年度、平成25年度の当初予算で建築工事の計上を予定し、建設工事の入札、5月中の着工を予定したいと考えております。

学童クラブのより良い環境整備に向け取り組んでまいりますので、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは続きまして、子育て支援課に関する事項についてご説明申し上げます。

予算書の13ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費の説明欄1番、子ども医療費助成事業789万1,000円の補正は、子ども医療費の助成対象年齢の上限を、入院のみ既存の小学3年生から中学3年生まで拡大するものです。対象年齢の拡大は、県補助要綱の改正に準じて、12月診療分から助成対象とするものです。また、本年度当初に、市の単独で廃止しました所得制限についても、なお従前のおりとするものです。

9ページをお開きください。

この事業に充当する特定財源は、14款2項1目3節の説明欄1番、子ども医療費対策事業費補助金344万5,000円を見込んでおります。

戻りまして、また13ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費の説明欄2番、児童扶養手当給付事業1,500万円の補正は、母子・父子世帯等の新規受給者数が資格喪失者数を上回り増加したことにより、扶助費を増額するものです。

9ページをお開きください。

この事業に充当する特定財源は、13款1項1目2節の説明欄1番、児童扶養手当負担金500万円を見込んでおります。

14ページをお開きください。

3款3項4目保育所費の説明欄1番、保育所施設改修事業2,501万6,000円の補正は、私立の保育所であるサンライズベビーホームと鶴巻保育園が実施する保育所施設の改修工事について助成するものです。助成額は、県の安心こども基金による補助要綱により認められた対象経費の4分の3を助成するものです。

9ページをお開きください。

この事業に充当する特定財源は、14款2項1目3節の説明欄2番、子育て安心応援事業費補助金1,667万8,000円を見込んでおります。補助対象経費の2分の1を県が市に助成するものです。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、健康管理課所管の衛生費の補正につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の説明欄1番、海上健康増進センター管理費120万6,000円の補正は、海上健康増進センターの老朽化した温水プールへの熱交換器の修繕を行うものであります。

続きまして、説明欄2番、飯岡保健センター管理費315万円の補正は、飯岡保健センターの多目的ホールとエントランスホールの老朽化した空調設備を更新するため、設計業務委託を行うものであります。

次に、4款1項2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業1,487万円の補正は、予防接種実施規則の改正により、生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変更されたことにより追加をするものであります。今までは、生ポリオワクチンを2回、口から接種していましたが、不活化ポリオワクチンは、4回の注射による接種となりました。これまでは保健センターで行っていましたが、接種回数が増えたことにより集団接種で行うことが困難なことから、乳児及び保護者の過密な予防接種スケジュールの負担軽減のため、個別接種で行うものであります。また、接種間隔が同じ三種混合ワクチンの予防接種は、同時接種が可能であるため、併せて個別接種に移行するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） まず、13ページの民生費の障害者福祉事務費の中の障害児通所施設整備工事について伺いますけれども、先ほどの説明で、定員は10名だというようなお話でございましたけれども、どの程度の方々がここを利用されるか、まだ未定だということだと思いますけれども、10名の定員をオーバーする方が応募された場合にはどういうふうに対応するのか、その辺について伺います。

それから15ページ、衛生費の中の公害対策費、その中の説明の1番の住宅用太陽光発電システム設置助成事業ですけれども、200万円の補正ということでもありますけれども、今現在、設置の応募をされてきた方がどのくらいいるのか、その辺について伺いしたいと思います。

じゃ、2点お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、障害児通所施設の定員の関係についてお答えいたします。

今現在、旭市におきまして、療育施設のほうに通所している方、月によって違いますので、19名前後がしております。それで既に、ご存じかと思いますが、銚子市、匝瑳市、香取市、そういう施設に通所している方がいらっしゃいますので、旭市で仮に10名といっても、今までの通所施設にしている方が、旭市に変更する方もいらっしゃいますけれども、それほど多くないのではないかとということで、取りあえず10名で当面大丈夫なのかなというふうに、私どもでは考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、太陽光発電のほうの受け付けの状況を申し上げます。

今現在、ここに補正を提案してございますけれども、今の受け付け状況につきましては、この補正をしてある金額を見込みまして、もう既に受け付け状況については、75件程度の受け付けをしております。そういったことで、これからの受け付け等については、もう補正後についても対応ができないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） まず、障害児通所施設のほうですけれども、10名程度ということを考え

ているということでありますけれども、10名以上はもう受け入れはできないというような施設ということでしょうか。10名以上でも応募者があれば対応は可能ということかどうか、その辺ですけれども。恐らくもっと希望者があるんじゃないかなというような予想がされると思うんですけれども。

それから、太陽光のほうですけれども、既にもう75件の受け付けで終了しているということですが、まだ24年度が始まって約半分たった段階で、予算上締め切ってしまうということだろうと思いますけれども、今こういう時代ですので、再生可能エネルギーを旭市においても増やしていくといったような考えをしていただきまして、さらなる補正をできればお願いしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 障害児の通所施設の定員の関係でございますが、当初は定員10名で行う予定でおります。それで、委員ご指摘のように、10名以上の場合ということでございますけれども、これにつきましては、児童発達支援事業所の指定申請、これは県のほうに申請しなければなりません。当初は10名ということで、仮に15名とか、あるいは増えた場合には、そちらのほうは検討したいというふうに考えております。増員ということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今、委員おっしゃっておりますように、半年の中でその枠が終了してしまうということなんですけれども、この事業につきましても、今、委員おっしゃっているような今の状況というのは、理解はできる状況なんですけれども。歳入につきましても、これは財源として、市として受け入れている状況の中で、県のほうにも要望した中で、今回140万円という追加の補助の枠が来まして、そこへ一般財源を60万円ということで、それで200万円を補正させていただきました。

今後、委員おっしゃっているような中で、さらにということになると、市の一般財源で全額投入をせざるを得ないという状況がございます。そういったことで今年度につきましては、そういったことでご理解を願いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ご理解を願いますと言われましたけれども、できれば、今こういう買い

取り制度が始まったばかりで、皆さん、そういった太陽光発電をやろうといった意識が今、強まっているときだろうと思いますので、この時期を逃さないで、市もそれを応援するという事で、この機を逃しちゃいますと、またいろんな方向が変わってくるというようなことも考えられますので、私、3月でしたか6月でしたか、一般質問でも言いましたが、全部の要請に対してできれば対応していただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 内部で十分検討させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） それでは、議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足してご説明申し上げます。

震災に係る保険税の減免及び一部負担金の免除であります。今回の補正では、平成24年9月30日まで延長した分の影響額でありまして、これにつきまして、全額調整交付金にて財政支援されるものであります。

なお、定例会冒頭で市長の政務報告において申し上げました、平成25年3月31日までの一部負担金の免除の再延長に係る影響額は、今回の補正には見込んでありませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第13号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算

(第1号)について、再度の補足説明を申し上げます。

議案の中身として、2つございます。

1つは、放射線治療室準備工事であります。本館の放射線科の一部を改修する工事であります。呼吸により動く臓器の中で、健康な部分には放射線が当たらないようにし、悪い部分のみを照射させる最新の機器を導入し、少しでも患者様のお役に立ちたいと考えております。本館に設置予定ですが、今回導入予定の医療機器は、ビーム照射をするために必要なドーナツ状の装置を設置するため、床を掘り下げた状態で十分な遮へいを行う必要があるため、今回準備工事を実施するものです。

現在の放射線治療機器の状況ですが、平成23年11月にライナックが廃止され、現在ではリニアックが1台稼働している状態です。

旭中央病院では、がん拠点病院として最新の医療を提供しなければならないんですが、病状によっては、当院で治療できないケースも現在ございます。日本放射線腫瘍学会で定めている基準、1台当たり1年間400人に対し、当院では1台当たり1年間で536人となっており、放射線治療室の増設は緊急の課題であり、一刻も早く稼働したいと考えております。

工事に当たって、入院・外来患者様及び救急科の近くであるため、最善の注意をした上で、工事を実施する必要があると考えております。そのため、工事期間は半年程度必要と考えております。

なお、放射線治療機器本体については、千葉県からの補助金の打診があり、地域医療再生基金の中から、総額の2分の1程度の補助が見込まれるものであります。

2つ目としまして、医師宿舎の建設です。本年6月議会にて、前年に比べ医師が減となった理由について、医師からの聞き取り調査の結果、居住環境に対する不満が挙げられておりました。病院としては、自らできることから実施するため、急遽、医師宿舎建設に向け動き出したものです。

病院として、宿舎の問題については、以前から中長期的な検討をまいりました。しかしながら、結論に至る前に、医師がやめた原因の一つとして宿舎の問題が挙げられ、医師確保対策として、9月議会の補正に間に合うように進めたものです。

9月議会にて、医師宿舎の補正を早急に実施しなければならない要因としまして、1つ目、現在働いている医師に対しても居住環境のアンケート調査を実施しており、今、働いている医師の要望を酌み取り、病院も努力しているとの姿勢を見せ、定着化に取り組む必要があるということ。2つ目、外部からの医師招聘に当たって、医師宿舎建設中は大きなPRになる

こと。3つ目、病院は医師宿舎、看護師宿舎、看護学生寮等の改修工事は、できるところは行っておりますが、3月末に退職し4月1日に新しい医師が着任という形になりますと、例年、この時期だけで100人程度の人が引っ越しを行うことになります。4つ目、平成27年3月に完成させ、4月に着任する医師の居住に間に合わせるためには、2年間程度の工事期間が必要であり、9月議会に補正をお願いすることが最善と考えておりました。

最後に、資金面について申し上げます。平成24年8月31日現在、普通預金で72億8,400万円、国債残高として、これは24年、25年中にいずれも償還が来る金額ですが、20億円、合計約92億円の直ちに使用可能な資金を有しております。また、監査委員事務局に毎月報告している24年度資金繰り表によれば、来年3月末の預金残高としましては、72億8,700万円を予定しております。25年度に償還する国債5億円を有し、総額77億円余りを見込んでおります。ここに、毎月診療報酬が26億円前後入金となり、25、26年度にかけて支出予定の医師宿舎建設費を自己資金で支払っても、資金繰り上は懸念ないと考えております。

以上、審議のほう、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 委員長より許可が出ましたので、何点か質問させていただきます。

最初に、ちょっと長くなりますが、きょうは特別出演で柏木企画監がおいででございますので、今回の医師マンションが、私なりの感じでは、足元から鳥がたったような感触を受けましたので、特別、柏木企画監に対して、敬意を表する意味で、まぐらの言葉をちょっとつくりましたので、これを読んでまいりますので、この中で恐らく柏木企画監も納得のいく点があるかと思うので、よろしくお願いいたします。

このたび、医師マンション建設の事業について、病院当局のあまりにも変わり身の早い対応及び事業計画・事業内容には、戸惑いを感じるころであります。私が今さら申すまでもなく、9月12日、高橋利彦議員の一般質問の答弁では、8階建て、そして財源は自己資金で20億円で宿舎建設をしたいと答弁しておりましたが、本来、役所の基本は、計画3年、ぼちぼち5年、検討7年、10年経過したら廃案になるものが、通常の役所に対する用語であると言われておりますが、その裏を返せば、役所というところは、それだけ堅実に行政運営する、まさに石橋をたたいて渡ると、名言のとおりだと思います。

それに引きかえ、病院当局においては、その言動はあまりにもずさんな計画・事業内容と

しか言えません。それがゆえに私は、すぐやる課が新設されたのかなと疑いを持たざるを得ません。

そこで、せっかくの機会でございますので、大きく大別して7点ほど、その他答弁次第では何点か再質問をさせていただきたいので、分かりやすく答弁をお願いをしたいと。

この本件のまぐらの言葉には、柏木企画監は答弁はいりません。頭の中に入れておいてほしい。

以上です。

それで、本日、名医の大塚祐司先生、また市議員でも同僚議員でもあります。私のふるさとの英雄、飯岡助五郎と同じで、二足のわらじを履いて、きりっとした男でございますが、きょうお見えでございますので、8月27日の文教福祉常任委員会委員協議会において医師マンション建設事業について説明がありました。そこで、各議員から貴重な意見がいろいろ出ましたが、私個人としては、病院経理課長の医師マンション建設は、当初の説明は12階建てで、120戸建設すると説明を受けましたが、3か年計画事業であると。

そこで私は、消防はしご車が8階建てまでと事務局より説明を受けたので、旭市は土地単価が安いので、都市部と違い、4階分横に広く建設すれば、8階建てでも120戸は確保できるのではと。なぜならば、第一義的に言えるのは、将来にわたってメンテナンスを考えるときに経済的であると助言はしましたが、強制はいたしておりません。大塚祐司議員のブログに書いてありましたから、強制ということを書いてありましたから、私があえてこの意見を申し述べるわけでございます。しっかりと頭の中に入れておいてください。

それでは、本題に入って、質問に入ります。

第1点、医師マンション建設事業について。

(1) 年度別計画の事業内容、事業箇所、配置図。

先ほど学校教育課長が、たった2,000万円の予算でさえ、簡単な配置図を作成しております。しかしながら今回は、26億円の予算で宿舍をやるのに、配置図もなければ、どこに建てるか分からない。私は頭の上に建てるのかなと、こう勘違いしたわけでございます。それがゆえに、事業費について説明及び資料の提出を求めます。当初計画予算は、たしか26億2,500万円と聞いております。

(2) ですが、先ほどマンションを見てまいりました。私は、総論で言えば、費用は、第8医師マンションと同じにリフォームを1戸当たり500万円かければ、立派な近代的なバリアフリーで、すばらしい、質がさま変わりすると、このように思います。そこで、既存マン

ションの定期的なリニューアル実施の有無について、また管理についてお尋ねいたします。そして、イとして実施していない場合、その理由はと。また、空き室のある理由はと。44室空き室があります。

(3) で、明け渡しの原状回復義務等、これはたしか国家公務員宿舎法で係ると思います。我々民間と違って、借地借家法は適用されないと思いますので、そうしますと、法第16条第3項についてお尋ねいたします。それと公務員宿舎法に基づいて、負担割合を請求して原状回復をしてきたのか、説明を求めます。

それと第2点、今回医師マンション建設事業について、事前に市当局、市長と協議を行ったか。イとして協議報告を行わなかった場合、それでロとしてその理由。ちなみに市長は、8月8日、報告及び説明をと答弁をいたしております。

第3点として、地方公営企業法全部適用で、事業管理者のもとで運営していても、最終の責任は設置者である市当局です。市長にある。これに対して、病院としてどのように受け止めているか、ご所見をお伺いいたします。

第4点として、病院事業会計補正予算案について、8月27日、文教福祉常任委員会委員協議会において、病院宿舎事業費26億2,500万円の予算の報告がなされました。財源は、20億円を、企業債を併用すると説明されました。20億円のうち22.5%に当たる交付税措置額、約6億1,000万円見込まれますが、しかし、9月5日の議会開会日の病院事業会計補正予算案の説明の中で、宿舎事業費は20億円で全額自己資金で支払うと、病院経理課長より説明がありました。しかし私は、現状の病院の流動資産等と財務内容を見ますと、起債を起こすことが最も最良と思いますが、いかなるお考えか、お尋ねいたします。

5点目、ちなみに起債を起こせば、交付税措置額6億1,000万円の交付措置額が見込まれますが、起債借り入れシステムが、据置期間5年、元利均等払い30年償還で、利率が、中央病院の場合は課長のお話ですと、1.9%で支払い。そうしますと、利息は7億1,000万円かかりますが、やはり先ほど申したとおり、起債を起こさないと資金繰りが苦しくなると思いますので、起債をして宿舎建設に着手することが最も安全策だと思いますので、これは助言をいたします。答弁いりません。

第6点として、再整備事業の件も、これ共通事項ですので、中央病院再整備事業についてお尋ねいたします。

(1) 当初計画した年度別の事業内容、事業箇所、本館配置図、事業費、当初は200億円、補正予算30億円と記憶しています。ちなみに総工事費、入札価格187億円について、説明及

び資料の提出を求めます。先ほど資料が来ておりますから、これで分かります。

(2) として、再整備事業が始まってから、計画内容の変更はあったか。あった場合には、変更ごとに内容について説明及び資料の提出を求めます。

(3) 再整備事業の最終内容について。イ、年度別の事業内容、事業箇所、配置図、平面図も出せると思います。それと事業費について、説明及び資料の提出を求めます。

(4) として、再整備事業の最終の事業費は。また総事業費の補助金、起債、自己資金の内訳について、資料、また補助金の内容、金額及び起債の借り入れ先別の金額、利率、償還年数についての資料の提出及び説明を求めます。

第7点は、私個人のこれは総論でございますが、1回のこの質問の答弁が終えた後に、私なりの総論を述べさせていただきますから、総論はあとにします。

以上、答弁をお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院企画監。

(発言する人あり)

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） このマンションのことでございますが、マンションの中で、質問が落ちましたので追加させていただきます。

現在、医師がほかの賃貸住宅に入居している人数はどのくらいか。職員宿舎に入居すれば、家賃等が安く入れるのに、なぜほかの賃貸住宅に入居しているのか。これは、マンションに入っても、上司との関係で、やはり空き率が約20%近くあるのかなと、私はそのように感じ取っております。

それと例として、最高住居手当が、中央病院の場合には2万7,000円と聞いておりますが、現在の医師マンション最高家賃はお幾らかと。3LDKだと、私のところでもやっておりますが、もとは12万円であったのが、現在は私のところも10万円です。自己負担がやはり年間90万円くらいは助かるわけでございますので、ちなみに医師マンションは、最高1万1,500円でございますね。

3として、宿舎建設後、現在の宿舎を看護師に入居させるとのことだが、今後の看護師の入居者の推移等についてもお尋ねいたします。看護師を入居させる場合の家賃はどのくらいかと、これもお尋ねします。

以上です。

ゆっくりお答えしてください、あわてなくて結構ですから。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） まず、第1点目のご質問、新しい宿舎の配置場所ですけれども、これは、事務部長のほうからも答弁もあったと思いますが、今、古い病棟が建っています。そこを撤去した後に、どこがいいかというのを改めて検討して建てる方向になろうかと思います。イメージとしては今、旧6号館、あのあたりを壊した跡に建てるようなイメージかなというふうに思っています。まだイメージの段階で、ここに建てるというような具体的なスケジュールは、これから検討するということでございます。これは、基本設計の中で検討していくことになろうかと思います。

それから、総事業費の26億円ですけれども、これは、年度別の総事業費については、26億円については、回答させていただいたというふうに私は思っているんですけれども。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから何点かご質問にお答えしたいと思います。

まず、マンションのリフォームについてでございますが、きょう午前中、ご視察をいただきましてありがとうございます。やはり見ていただきましたとおり、古いのは、正直申し上げて、なかなかリフォームの点等もございまして、医師の方から、ここではなかなか入れない、入るのはなかなか、正直言ってここでは気に入らないと。ちょっと言葉はあれなんです、ここに入るのはちょっとやっぱり、特に妻帯者の方ですと、ここに入るのはちょっと私、無理だよということで、やはり見ていただいても、なかなかご要望にお応えできない状況になっているというのが事実でございます。

やはり私どもとしても、定期的な補修をしていきたいとは考えているんですが、きょう見ていただきましたけれども、例えばおふろ場なんかですと、やはり騒音とか出てしまいますので、大規模な補修ということになりますので、部分的な一部屋ごとの補修というのはなかなかできないかなというふうに考えております。やはり、1棟をまとめてとか、そういった感じでできる環境に、なかなか空き状況とかにならないということもありまして、今までリフォームが十分に至らなかった点はあるのかなというふうに私どもも思っております。

きょう見ていただきましたけれども、これまでも、第7医師マンションについては、そう

いう全棟が空きだという状況もございましたので、18年度に6,500万円ほどかけてやったという実績がございます。あと、出たあとですとか、個別のリフォームは少しずつやっているんですが……

(発言する人あり)

○病院事務部長（菅谷敏之史） はい、第7マンションです。そこが今まで大規模に1棟丸ごとやったという実績ではございます。ただ、ほかの棟に関しましては、こういう形では正直申し上げて、なかなか実施できなかったという状況でございます。あと、個別に小さい修繕とか、出たあとの清掃的なものに関してはやっているわけではございますが、なかなか要望に応える水準までのリフォームというのはなかなかできていない状況でございます。

ただ、今後の予定としまして、実は新しいマンションによって、移る方が出たときに、1棟空くのではないかとということで、1棟丸ごとのマンションの修繕も今後はできるのではないかとということも、今後の中では考えていきたいというふうに思っております。

それと、空いたときの対応でございますが、これにつきましては、委員ご指摘のような国家公務員の規定に準じまして、病院独自の規定も持っております、この規定に基づき、管理等をさせていただいております。その中で、当然のことではありますが、入居者の責に帰するような破損等があった場合は、当然その方に負担していただくと。あと、規定の中では、リフォームという形ではないんですが、清掃、クリーニングについては、一応出ていくときにやっていただきますよという規定になっております。ただし、状況によってはという形で、国と同じようなんですが、減免といいますか、そういう免除する規定もございます。そういった病院の規定の中で運用をさせていただいているところでございます。

(発言する人あり)

○病院事務部長（菅谷敏之史） それと、今回の補正予算についてどのような協議を行ってきたのかということでございますが、私どもも委員協議会の中で、もう少ししっかりと議論を尽くすべきではなかったのかというご指摘もいただきましたが、正直に申し上げまして、今回の補正予算につきましては、通常の財政課のヒアリングのスケジュール、それと市長へのヒアリング、この財政課のほうで設定しました通常のスケジュールにのっとって協議をさせていただきました。正直なところ、それ以上の協議とか相談というのはしていないというのが現状ですので、ご報告させていただきたいと思います。

それと、次の質問でございますが、地方公営企業法全部適用の病院であっても、市長との関係はどうかという認識の関係でございますが、やはり私どもは、市立病院でございまして、

開設者も市長でございます。当然その中で、法的な考え方はあるにしても、やはり市の執行当局と意思の疎通を図りながら事業を進めていかなくては当然できないという認識のもとに動いております。

ただし、今回の補正につきましては、私どもとしても至らなかった点があるなということで、今後の中では、しっかりと反省をして十分な連携をとっていきたいというふうに思っております。

それと、もう一つでございますが、家賃についてでございますが、家賃につきましては、私どもの規定の中で5,000円から1万1,500円、この中でいただいております。

あと、ほかにつきましては経理課長から。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから再整備事業計画の中の、起債のほうの借り入れ状況、この辺をちょっと説明させていただきます。

資料、お手元にあると思います。再整備事業全体計画というのがございまして、財源というのが、その表の一番下のほうに入っております。こちらのほうは、当初の計画では205億200万円、これを起債計画という形で、計画のスタート段階ではもうちょっとの借入金額、209億円というような数字になっていましたけれども、その後いろいろ変更等ありまして、最終的に議会のほうに今、提出しているのは、この205億200万円という数字になります。

平成18年度に起債等の借り入れがありますけれども、これは再整備事業じゃなくて、平成17年から18年にかけて、電子カルテの導入ということで借り入れを起こしています。この18年には9億円の借り入れがございます。財投資金と、あと銀行借り入れでやっております。

それから、実際の借り入れとしましては、これが平成20年度に2億5,200万円、これは財投資金で全額借り入れをしております。金利は1.9%で、やはり5年元金据え置き30年返済ということで、通算で30年です。

次の年が、これが37億5,000万円借りていますが、この内訳は、財投資金で26億3,100万円、それから地方公共団体金融機構で11億1,900万円ということで、合わせて37億5,000万円ですが、これはいずれも金利も借り入れ条件等も全く同じで、金利は2.1%、5年の元金据え置きで、通算で30年の返済で借りています。

それから22年度に、これが135億円の借り入れをしています。このときに、当初機器のほうで、計画ではもっと少なかったんですけれども、最終的に病院本体が新本館へ移るに当たって、やはり医療機器を計画よりも買わないといけないという部分が出てきまして、このと

きに17億円の医療機器の起債をお願いして、これは民間からの資金調達をしました。本体の建物のほうは118億円。これは全額財投資金で借入れを起こしました。金利については、財投資金の118億円が1.9%、5年据え置きの30年で借りました。下の民間金融機関の借入れについては、これは17億円で、1年据え置きの通算で5年返済ということで、金利が0.494%、これも固定になっております。

それから平成23年度、こちらのほうは、当初の予定では30億円の起債借入れを予定していましたが、実際の借入金額としては28億円を借入れをしました。これについては、金利は1.1%、据置期間が3年、借入期間が15年と。この資金は改修工事ということで、新規の建物を建てたわけじゃなくて、建物の2号館、1号館、それから前の救急棟、こういったところの改修工事としてやったものでございます。

こちらのほうの、いずれも再整備事業での資金調達をしたやつ延べの金利としましては、60億6,800万円ほどになります。ただ、再整備事業の当初の段階では、資金調達は民間で半分、それから国の資金で半分というような形でスタートしておりました。そのときよりも実際には、計画段階よりも8億2,600万円ほど安く資金調達ができております。

それからあと、委員から、いろんな各種の資料の提出の依頼がありましたので、これについては後ほどまた提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 答弁漏れがありました。申し訳ございません。

まず1点が、20億円を全額自己資金で行うことについての所見ということでございますが、これにつきましては、私どもの説明の中で、全額自己資金でという説明も一般質問の中でさせていただきましたが、今ご意見もいただきましたので、議会でご了解をいただいたあとですね、先ほど申し上げましたように、市の執行部ともしっかり協議をして、最終的な財源については考えていきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、アパートの関係、すみません、答弁漏れがございました。人数どのくらい入っているかということなんですが、正確な人数、申し訳ありません、資料が入ってなくて申し訳ありません。ちょっと今、分かりません。ただ、アパートにつきましては、先ほど見ていただきましたけれども、空いている部屋でも、正直言って、来ていただく先生に見ていただいて、この部屋ではやはり無理だよということになって、奥様の了解がいただけないとかということになってしまいますと、じゃ病院に来ること自体を取りやめるとかい

う話になってしまっただけですので、たまたまちょうどいい具合の部屋がない場合には、窮余の策として、じゃしばらく空くまではアパートにという形も、やはり医師を、来ていただくということを最優先に考えた場合、古い部屋で我慢してくれとはなかなか正直申し上げて私どものほうから言えないこともございまして、そういう対応をとらざるを得ない状況もございまして、ある程度の人数の方がいらっしゃるのも事実でございます。人数につきましては、後ほど調べてご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院契約室長。

○病院契約室長（鏑木友孝） 先ほどございました再整備事業で、変更のことを報告しろということでもありますので、ちょっと資料はございませんけれども、報告させていただきます。再整備事業の予算全体につきまして、その予備費とかも含めまして、節目ごとにご報告させていただきますと思います。

まず初めになんですが、計画自体の事業費、それから財源につきましては、平成19年9月ですけれども、新本館の基本計画時におきまして説明をさせていただいております。そのときの全体計画額ですけれども、億単位でいきますと317億円でございました。

それから、平成20年9月でありますけれども、資材の高騰から、当院でも階高などを下げまして減額調整を行ったんですけれども、それでも約22億円の増額の補正を行わせていただきました。このときの全体事業費でありますけれども、339億円でございました。

それから、平成21年3月であります。平成20年12月から行いました入札におきまして、各工事の計が予算額に比べまして約28億円下回りました。ですが、今後の予期せぬ事態の備えといたしまして、工事費のおよそ10%、約17億円を新本館の新築工事予算内に留保させていただきまして、そのときに11億円の減額補正をさせていただきました。

これで、全体計画額ですけれども、327億円になっております。

さらに、平成22年3月、こちらのほうは新本館工事中であったために、患者様への対応としましての、仮設バスの乗降口の風よけ対策でありますとか、近隣の住民への騒音対策としましての自家発電の仕様を見直しさせていただきまして、約2億円の設計変更を行いました。これで、予備費のほうですけれども、約15億円になっております。

平成22年9月ですけれども、新本館の建設工事の内容を精査いたしまして、予備費の一部を、購入を見合わせていました医療機器の予算に約7億円の費目替えを行いました。予備費の残は8億円になっております。

なお、全体計画のほうは、全体の金額ですね、そちらのほうは327億円で変わっておりません。

それから、平成23年3月ですけれども、法規制の変更に伴いまして、新本館のエレベーターでありますとか、足場の仕様が変わりました。その対応でありますとか、患者様へのベッドでの搬送の運用見直しを行いまして、建物の幅の変更、それから放射線機器でありますとか情報機器の見直しによります電気利用量の増がございまして、そのために、5億円の変更を行っております。こちらのほうで、予備費は3億円になっております。

それで、ちょっと分かりやすいかと思うんで、ちょっと説明させていただきますのに、きょうお配りしております……

○委員長（景山岩三郎） ちょっとよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、ちょっと分かりづらいですので、改めて資料の提出をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） だから、私が言っているのは、資料を提出しないと、これ聞いているだけで誰も分からないよ、はっきり言って、鐙木室長。あんただけは分かって、誰も分からないということになっちゃう。だから、うちのほうへ資料、ほんの、しゃべるものだったら、1%しか出さないで、それであんたがべらべら幾ら説明したって、誰も分かりませんよ、はっきり言って。だから執行部だって分からないと。監査も分からないと言う。監査も、聞いたら、分からないと言うんですよ。だから監査も、資料を出せと、代表監査が怒っているわけですよ。資料を出さなければ、誰も分からない、これ。そういうことなんですよ。駄目ですよ、こんなことやっていたら。

それはともかく、あとで出してもらえばそれで結構ですから。私は、あとマンションのことで、一・二、質問して終わりにしますよ、時間食いますから、昼過ぎていますからね。

マンションは、私、見た結果、30年もたっているのに、どうしてリフォームをやらなかったのかと、要するに。大体これ、公務員法を見れば分かるように、出ていくときは借りた人間が、軽微なものは、畳とか、クロスがかびていれば張りかえは自分が、借りた人間がやるわけですね。

しかしながら、我々の民間は借地借家法ですから、家主のほうがその分、家賃にかけてあるから、8万円、10万円とかけてあるから、家主が直すと。借りている人が直すんですよ。だから、かびが生えたぐらいは自分で直せばいいわけです、はっきり言って。

それでは医師が不満が出る。だから、バリアフリーでリフォームをして、ふろも要するにきれいにすると。システムキッチンも全部直すと。そうしていけば、これはまだまだ直せば十分使えると思います。

しかしながら、私は、どうしても建てたいとなれば、今327億円の起債を起こすということになったら、中央病院はこれ、利息を寄せると、毎年10億円ずつ払っていても、32年かかるわけですよ、元金だけで。そこに利息が2%でいった場合には6億5,000万円、32年払ったら幾ら、200億円も払わなきゃならない。300億円の借金だと思ったら、大きな間違いなんです。500億円借金しなきゃならない。だから私は、自己資金があれば、自己資金でやったほうがいいですよということを言っている。

しかしながら、あなたの今の中央病院の財務内容を調査したら、やはり無理だと。資金ショートしちゃうと。だから起債を起こしてやったらいかがですかと私は言っているわけです、はっきり言って。

それは何でかと言うと、分かりやすく言えば、民間企業であった場合には、いいですか、部長、300億円の売上げに300億円借金するばかりはないんです。また、銀行も貸さない。旭市立病院だから貸すんですよ。これが地方独立行政法人にしたら10円も貸しませんよ。言ったら失礼ですけども、1年間で払う運転資金、せいぜい5億円か10億円しか貸してくれませんよ。そこらもしっかりと頭に入れて、企画監、病院経営をやってください。

今の段階では、中央病院はまだ安全ですが、320億円から、これから26億円の起債だと、350億円にすると、自己資本比率が四十五・六に落ちこみます。297億円で51ですから。そうすると、パンクした場合には債務超過になっちゃうんだ、もう。

だから、要するに私が言っているのは、あなたの企業はコンサルをかけたらいかがですかというのを私は言っているんです。医療コンサルをかけたらいかがですかと言っているのが、私、そこなんです。お分かりですか。

それで、私の質問もこれ以上やるとしつこくなるから、私も肺がんで命を助けてもらったから、これ以上はあまりやらないで、ここでとめますが、一応、私の総論だけを、質問でございませぬから、頭の中に入れておいてもらえば、私の総論を述べさせていただきます。

第7点目で、私の総論としては、今回、医師確保対策の一環として、マンションの建設を

行うことは、一步前進の考え方であり、賛同することは言うに及ばず、事業そのものは大変重要であると。しかしながら、今議会の議案質疑、一般質問で指摘された内容を考えると、再考する余地はあると思います。

そこで私が、個人ではございますが、個人の意見として、マンションの設計費と、放射線の工事費だけとしたらいかがと助言をいたしまして、私のこれに対しては答弁はいりません。私は助言ですから。

以上です。私の質問を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 昼食のため、１時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 10 分

再開 午後 1 時 15 分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） では、１点だけお尋ねします。

医師マンションの管理等はどのように行っているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、医師マンションの住宅の周りに植え込み等ありますが、それも一対として考えているのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 管理につきましては、私のところに、事務部の中に、施設課という課がございまして、そちらのほうで修繕とかリフォーム等を担当しております。午前中、見ていただきましたけれども、なるべくできるところはやっているんですが、まだちょっと至らない点があるなというふうには思っておりますので、今後しっかりと管理をしていきたいと思っております。

それと、附属の植え込み等でございますが、ここもやはり同様の敷地内でございますので、一体的に私どものほうで管理をしております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分もきょう視察させていただきまして、部屋の中から外部のほうも見させていただきましたが、植え込みが枯れていたり、窓から見ると草ぼうぼうになっていたり、また、玄関の周辺、凹凸のある部分にほこりが大分たまっていて、風が吹いている日なんかは、あのほこりが舞って吸っちゃうんじゃないかなみたいな感じもしました。

第2医師マンション、これ34年たって、入居率も50%ということなんで、大分古くて解体もありきなかなみtainな部分も感じられますが、第2医師マンションは、かなりそういう玄関の周辺、ほこり等たまったりなんかして、ふだん日ごろの、新たに医師マンションを建てるといっても、しばらくは使用しなければいけないわけなんで、早急に何かもう少し対策を講じていただければよろしいかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） なかなか行き届かない点があるなというふうには思っておりますので、今後もう少ししっかりと管理のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 幾つかあるんですけども、きょう視察させていただきましてありがとうございました。

それで、第2医師マンションというのを最初に拝見したと思うんですけども、これが一番古いわけですね。それで、隣に清明寮というのが棟続きであったと思うんですけども。この34年というのは、第2医師マンションというのは、新棟ができた段階で壊すという話を聞いたような気がするんですが、8月27日の説明とそれから本会議場での説明が若干違うんですけども、その辺も含めまして、まず今の1点、これ名簿がありますけれども、まず最初、話を戻します。

8月27日に、120戸必要だと。26億円必要ですよ。本会議では、戸数は言わなかったかと思うんですけども、まずその確認です。120戸どうしても必要なんだ、その必要性と、26億円と、そのときの説明で、私、申し上げましたけれども、1戸当たり大体2,000万円くらいですよ。だから戸建を希望する先生があつたら戸建のほうがいいんじゃないですかというような話を申し上げたかと思うんですけども、まずその辺がちょっと、8月27日の説明と本会議での説明が食い違ってしますので。

それと、補正予算とも違うわけですね、予算書とも、本会議での説明が。その点を含めて、

そのときにこの古い3棟は解体する予定だというようなお話だったんで、まず、このいただいた、特に解体するマンションの簿価を教えてくださいと思います。まだあるかもしれません。取りあえず一回それで。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから何点かお答え申し上げます。

まず、開会前の委員協議会の中でご説明した部分と本会議の答弁が少し違うところがあるんじゃないかというところから、ご説明を申し上げます。

まず、私どものほうで、最初に委員協議会で、当初の私どもの病院の考え方として、戸数はまだ決まっていないけれども、おおむね120から140ぐらいの室数で、おおむね26億円程度という説明をさせていただいたと思っております。その席上、皆様方からたくさん貴重なご意見等もいただきましたので、私どものほうで内部で検討した結果を、本会議の答弁という形で補足説明を含めまして、高さを消防の範囲内、あるいは全額自己資金、総額、上限額として26億円は設定させていただきましたが、実際の事業費としては20億円以内におさめるという方向の答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） すみません、ただいま簿価が幾らあるかという質問がありまして、こちらにちょっと手元にその資料がありませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、第4医師マンションというのは、当時起債で1億7,900万円していて、まだ償還終わっていないんだろうと思うんですけれども、第2、第3は分かりません。ただ、壊すとなれば、簿価も多少気になるんで、この間、早期になるというような話だと特別損失額が出てくる可能性もあるんでしょうし、それでお伺いしたわけなんですけれども、清明寮との関係はどうなんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず、今後の全体の中ではどうなるんだというお話でございしますが、これは私、協議会の中でも少しご説明をさせていただいていると思うんですが、新

しい建物を建つことができました中で、もう一度、医師と看護師も含めて、総合的に直して使えるもの、いや、これはもう無理だよというものも、しっかりとやはり再整備でできるものと、やっぱりしっかり見極めていく必要があるかなというふうに考えております。

ですので、病院としてのこの新しいものをご了解いただいたあと、そういった病院としての、医師だけではなくて、きょう見ていただいたように併用しているところもありますので、看護師も含めた、やっぱり今後の宿舎をどうしていくんだという、その辺を病院でも考えた上で、執行部、あるいは議会の皆さんにも提示していただいて、そういったやはり全体像を明らかにしていく必要があるかなというふうに考えておりますので、そういった方向で、今後病院としてもしっかりと詰めていきたいというふうに考えております。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 確かに全体像として、大体平均5年ぐらいで新しいマンションを建ててきているわけですがけれども、今回6年空いていますですね。そういう意味では、当然50戸くらいの話が出てきても、ちょっと遅きにしましたかなというような感じはしますよね、これ見ますと。

ただ、なぜ120戸なのかと。120というとかかなり大きいですね。120を再来年までにどうしても欲しいんだと、必要なんだと。そういうその必要性、26億円が20億円に下がって、120戸できるのかな。まず戸数。今どうしても2年間で必要な戸数が、どうしてもこれだけ必要なんだと。その迫力が少し足りないですね。26億円でかかり過ぎだといって20億円に下げますとか。だから、ちょっとその辺なんですよ。必要なものならやるしかないし、必要性にそういう迫力が感じられないんですよ。その辺どうですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） その点、確かに申し訳ございません。私どものほうも、医師にいろいろ状況を聞いたりしているんですが、正直申し上げて、何戸、今の段階であればいいというはっきりした数字は、正直申し上げて、新しいのは欲しいという意見はたくさんあるんですが、その意見が今現在、きっちり何戸あれば間違いなく足りるとか、やっぱり入れ替えとかありますので、今時点で、やはり何戸あれば足りるかという明確な数字は持っておりません。

ただやはり、一つ私どもとして一番重要なのは、医師の入れ替えが、3月31日まで勤務していただいて、新しい場所に移るとか、新しい方は4月1日に入っていただくということで、

本当に3月末から4月にかけての短時間の中かなりの数が入れかわりありますので、例えば、今の時期に空いていても、一番多く入れかわる3月31日と4月1日、ここでほとんどの方がかなりの数入れかわりますので、このときにどうなのかというのが実は非常に重要でして、なかなかこのときの空き具合と年間を通しての空き具合が、ミスマッチを生じているというのが事実でして、この辺があとでなってみると、もうちょっと年間で見れば空いているんじゃないかと。ただやっぱり、来ていただいて入っていただく4月1日時点では、なかなか空きがないとか、そういった状況もございまして、申し訳ございませんが、明確な、これだけあれば絶対大丈夫とかという数字はちょっとお示しできませんので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そういう意味では、大変、確かに120戸の医師マンションを建てるんだという広告塔を建てれば、お医者さんも集まりやすいかもしれませんね。それは分かりますけれども、この流れでくると、当面、できるだけ早急に必要なんでしょうから、8月27日の説明会のときにも申し上げたかと思うんですけれども、半分くらいの規模で、数年単位でローテーションを組んでやってもらえるのが一番無難なのかなと。そうすれば、5年ごとに、絶えず新しいマンションに入れるわけですね、入る人は。やっぱり住む人の好みが出てくるわけですから、きょう拝見しましたけれども、そんなに住めないというようなところではないような気がするんですね、拝見しましたけれども。第2医師マンションを除けば。そうすると、やっぱりあと好みの問題が出てくるわけで、特にお医者さんの場合、5年ごとで、今どこでもそうでしょうけれども、5年ごとに絶えず新しいのができれば、これは50戸くらいずつできれば、それはそれでまた宣伝になると思うんですよ。そういう宣伝の仕方もあると思うんですよ。

あと気になるのが、本会議での説明と予算書の内容が違うわけです。病院側とすれば、この予算書で採決してほしい、認めてほしいという話になるわけですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 答弁を何回か一般質問でもさせていただきましたが、26億円と予算書に書いてありますが、あくまでこれは上限として私ども、予算書として提案をさせていただいたものでして、私どもとしては、答弁させていただいておりますように、今現在としては、総事業費20億円以内として、事業は実施していきたいというのが私どもの方針で

ございます。

提案をさせていただいておりますように、私ども病院として、また最終決定権者でございます市長から、この予算案として提案をさせていただいておりますので、そういう形で、今ご審議をいただいているところでございます。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこくて申し訳ないんですけども、予算書のほうは26億円ですよ、書類のほうは。ただ言葉では、20億円以内でおさめますよというようなお話。それから9ページですけども、これは企業債で19億円というお話になっていますけれども、これも自費でやるという話になると、9ページも若干矛盾するのかなというような気がするんですけども。

そういうちょっと矛盾した中で、この書類で、この補正予算書でイエス・オア・ノーを私たちに採決を求めるわけですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 繰り返しになって大変恐縮ですが、あくまで26億円は上限として私どもは提案をさせていただいておりますので、上限額ですので、これはあくまで執行はその範囲内でおさめたいということを説明をさせていただいているものでございます。

それと、こちらも恐縮でございますが、あくまで提案権者である市長からこの形で提案をさせていただいているものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今、佐久間委員のほうからもありましたけれども、本日いただきました資料ですけども、マンション、職員宿舍の建設について順次書かれているわけなんですけれども。これを見ますと、大体1年から5年間隔くらいで次々に宿舍が整備されてきたと、これまでは。今回急遽、急遽と申しますか、再整備もありましたので、間隔がちょっと空きましたけれども。

それにしましても、戸数的に言いますと、これまでには比較にならないような大規模な建設というようなお話が持ち上がったわけでありましてけれども、今までどおりの形での、ちょっと間隔があいた分を戸数を増やすというようなことであれば、それは今までどおりの計画どおりのあれかなというような感じもしますけれども、急に半分、ないし半分以上の戸数を

建て替えるというような話だったもので、驚いたわけなんですけれども。

今までどおりのペースでやるということについては、検討がされなかったのかどうか、その辺ですけれども。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 宿舎の建設につきましては、病院内部で事前に研究はしてまいりました。ただ、その検討の熟度がまだなかなか十分ではなかったという時期ではあったというふうに私ども思っております。

ただ、今年大きな医師の減少等ございまして、やはりこれは、早急にやるべきだということで、若干検討が不十分なまま補正という形になってしまったという面は否めないのかなということで、この点は私ども反省をしております。

そういった中で、戸数等につきましては、私どもの検討の中で、きょうご視察をいただきましたけれども、医師の入っているもので現在11棟あるということで、若干点在しているという面もございまして、小さいのが点在していると、なかなかやはり管理がしづらいとか、行き届かないという面もございまして、もう少しある程度のものをまとめたほうが、建設コスト、あるいは管理の面でもうまくいくのではないかということもあったもので、そういった案を考えたような次第でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田和雄） これまで、医師、看護師の宿舎については、全体像といったようなものがなかったという、先ほど事務部長のほうお話でしたけれども、それはまず一つ驚いたわけなんですけれども。順次、そういったものを整備していくに当たりまして、やはり全体的なこれまでの整備の状況を踏まえて、将来的にはこういうふうやっていくんだというようなそういったものは、計画といたしますか、病院の中でそういうようなもの、もう既に計画ができていて、その中で医師不足というようなこともありまして、それで、急遽大型の整備がされるというような話になったのかなというような話で思ったんですけれども。

その中で、若干聞きますけれども、この医師マンションが今回の案どおりに仮に実行された場合には、古いといいますか、必要なくなるマンションがあるわけですね。それは看護師の宿舎に使いたいといったようなこの間のお話でしたけれども。そうしますと、その計画の中では、どの部分が看護師の宿舎になるのか、その辺は考えているのかどうか、お伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 実は、今後その全体図を作りたいというのは、まさに今委員おっしゃっていただいた部分でして、私どもの中で、実は、きょう見ていただいた第2は古いのもう無理かなという感じはしているんですが、どこのものをつぶして、どこは看護師用に転用するかとか、そこが実はまだ、全体像として決まっていけないわけなんです。

ですので、今後、ここのマンションは幾ら何でもリフォームは無理だと、ここは医師ではなくて今後、看護師用に転用を図って再活用していこうとか、そういったものも、固有のここのマンションをどうするんだということも含めた全体像をしっかりと作っていききたいということでございます。ですので、今個別の何マンションはどうなんだということについては、まだ明確に決まっていけないという状況でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田和雄） その辺もやはり、全部計画を立てていただきまして、また案を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） それでは、何点か質問をさせていただきます。

午前中に4か所、医師マンションを視察させていただきまして、大変ありがとうございました。

私が一番感じたことは、第2医師マンションと第3、第4と、これは30年以上たっているわけです。トータルで26戸あるわけですが。今回の医師宿舎の建設については、私も賛成ではありますけれども、この26戸の、これは昭和58年からの耐震の基準で、補強工事をやらなければならないということが、もうはっきりしているわけですね。これは現在まで補強工事はやっていないわけです。今、南海トラフですか、何かそういう地震の関係が来たら、恐らくここに入っている先生方も、恐らく不安でならないのかなというふうに思っているわけですので、このまず第2、第3、第4のマンションについて、新しい医師宿舎建設に、これが取り壊しして、ここへ新マンションに入るようなことまでちゃんと想定しているかどうか、まずお尋ねをいたします。

○委員長（景山岩三郎） 林一哉委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 先ほどから申し上げておりますが、はっきりとは決まってい

ませんが、私どもの想定の中では、やはり2、3、4、この辺の方をやはりまず優先的に新しいのに入っていたかなくてはならないと、そういう考え方でやはり検討は進めております。ただ、決定ではないんですけれども、そういう考え方のもとに今計画を考えなくてはいけないというふうに思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 計画のもとによって、耐震不適で本来は補強工事をやらなきゃならないんですよ、これ。そっちのほうが大事なのに。だから、もう入れますというようにはっきり、これはもう具体的に、新しい医師マンションを建てて、そっちへもう移りますという、強硬にやってもらわないと困りますよ。その点ひとつよろしく願いいたします。

それと、一番の問題は、もう一つは、12階建てが今度8階建てになりましたね、一応はしご車の届く範囲と。そうすると、8階建てで、実際何戸のマンションを今計画しているんですか。确实なところをお答えいただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林一哉委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） これにつきましても、明確なお答えがなくて申し訳ございません。私ども、12階につきましては、少し検討が不十分であったと、深く反省をしております。8階にすることによりまして、横に増やすこともある程度はできるかと思いますが、正式な計算ではありませんが、100戸、3LDKとか、世帯用を何戸にするのかということと、単身用を何戸にするかという、その比率によって総戸数が変わってきてしまうので、一概には言えないんですが、単身用がある程度増えれば、最大で120ぐらいまではいけるのかなと。ですので、3LDKとか広い面積のが多ければ、80とか90という場合もあるかなということで、100にプラス、マイナスで前後にいくかなというのが私どもで想定しているレベルでございます。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 一哉） じゃ、今一番の話は、100か120なるか、それはこれからのあれ。

ただ今回は、基本設計ということで、まだ何にもできていないで、100にするか、120にするか。こういう、26億円から20億円の範囲内でって、とにかくこういう、もうちょっと具体性が出てきて初めて議案を提出するんじゃないですか。そう思いませんか。基本設計も何にも出てきていなくて、戸数も決まらない、それで、12階が今度8階建てになる。こんないいかげんな予算ありませんよ。だから、これ私も、先ほど林正一郎委員が言ったとおり、ひと

つ再考を願います。

○委員長（景山岩三郎） 林一哉委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 具体的な部分がまだ不十分だという点に関しましては、私ども深くおわびを申し上げたいと思います。

私ども、今回の補正につきましては、まだ不十分な点があるというのはある程度分かっておったんですが、やはり今年の医師の減少に伴いまして、やはりどうしても早急に着手したいと。着手したいというそういう姿勢を示すことが、現在いるお医者さん、あるいは来年春私どものほうで招聘したいお医者さん、そういったことにやはり現実として着手していると、やはりそういう事実が欲しいということで、今回、ある程度まだ不十分な点はあったんですが、提案をさせていただいた次第です。中身が不十分であったということに関しましては、私どもとしても深く反省したいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 一哉） 最後に、不十分であったと今認めたわけですから、不十分なものを何で提案してくるんですか。今回、この20億円、26億円、来年のあれでしょう、急いで基本設計をやって、来年の当初でも間に合うでしょう。設計のほうがまず基本じゃないんですか。ですから私は、再考を願います。

終わります。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課主幹。

○保険年金課主幹（渡邊 満） 議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

今回改正する規約につきましては、広域連合に納付する負担金のうち、共通経費の算出基礎となります高齢者人口割及び人口割に使用します外国人登録者について、法改正によりまして住民基本台帳に登録されるということでもありますので、各市町村の共通経費の額に実質的な影響はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成24年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成者なし。

改めて採決をいたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第13号は否決と決しました。

議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協

議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で本員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課のほうから報告させていただきます。

資料のほうの、右上に「庶務課」と入っている富浦小学校の用地拡張事業についてという資料をご覧ください。

まず1番目の事業の目的ですが、ご案内のとおり、運動場用地が狭あいというようなことから、用地を拡張して機能拡充を図るというものです。

2番目の事業の経緯でございます。

県営富浦地区土地改良事業の創設非農用地を取得したいというようなことから、合併前の平成13年11月、学校用地拡張の申し出を教育委員会のほうからしてございます。このことから始まりまして、下の2行ですが、平成24年4月、換地計画書が確定をし、平成24年11月、この秋に換地処分の公告、換地の清算ができる見込みとなったものでございます。

3番目の用地取得についてということで、用地の状況ですが、表記載のとおり、筆数につきましては2筆、面積は合計で5,323平方メートル、精算金ですが、2,608万2,700円ということで、予算書と同額となります。

2枚目の位置図を添付してございます。

色のつけたグレーの部分、これが2筆になります。現在ある黄色の道路、これを廃止をしまして、ちょっと茶っぽく塗った部分です、これをつけかえ予定の道路ということになります。

事業計画については、以上でございます。

この本用地取得につきましては、土地改良法第53条の3の2の規定により、換地計画で定められた公用又は公共用に供することとされた土地について、換地計画においてその所有権を市町村が取得することとされた場合においては、地方自治法第96条第1項第8号の規定による議会の議決は不要であることを申し添えます。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、先ほど議案第10号のほうで、障害児通所施設の補正予算のほうの関係、今後、可決、承認いただきましたあとの整備スケジュールでございますが、10月以降に、運営を委託する予定の社会福祉法人ロザリオの聖母会と職員の確保あるいは委託料の交渉を行いまして、25年度予算に予算措置を行います。12月にこの新しいセンターへのお子さんの遊具等の備品のほうを計上したいというふうに考えております。年が明けまして、2月に県のほうへ児童発達支援事業所の指定の申請を行い、4月から障害児通所施設の事業をスタートさせると、このような事業で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課所管の事務についてご報告申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する介護保険サービス利用料等の減免期間の延長についてご報告申し上げます。

介護サービスの利用者の減免につきましては、平成23年度に続き、本年9月30日まで減免期間を延長してきたところでございますが、この減免期間をさらに平成25年3月31日まで延長することといたしました。この周知につきましては、減免の対象となる方々につきまして、新しい減免認定証を交付いたしますとともに、9月15日の広報において減免期間の延長についてお知らせをしたところでございます。

ご報告は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 学校教育課のほうから、2点につきまして報告をさせていただきます。

特に資料はございません。

1つは、学校いきいきプランでございますが、学校いきいきプランにつきましては、市内の小・中学校の校長が裁量権を生かして主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりに生きる力をはぐくむことを目的に、平成22年より実施している事業でございます。

昨年、平成23年度の実施状況について報告させていただきます。

一番多いのは、文化的な行事の開催でした。具体的には、プロの音楽家による音楽鑑賞会、落語の鑑賞会、プロマジシャンによるマジックショー、銚子跳ね太鼓の実演、南極越冬隊員による科学講演会、演劇鑑賞会、児童参加型のミュージカル公演、幕張総合高校シンフォニックオーケストラ部の演奏会。また、参加事業といたしまして、陶芸教室、児童による草花栽培と地域への配布活動、市民農園でのサツマイモの栽培、米づくり体験、もちつき大会。キャリア教育の一環といたしましての中学生の千葉大学への訪問、老人クラブとのグラウンドゴルフ大会、地域の清掃美化活動。さらに、体育関係行事といたしまして、車いすバスケットボールのデモンストレーション、バレーボール全日本メンバーによる講演会、陸上競技専門家による実技指導、以上のような事業を実施しております。

こうした取り組みですけれども、学校の自由な発想で計画、実施しておりまして、どの学校からも、とても有意義で教育活動に役立ったとの高い評価を得ているところでございます。また、児童・生徒等の感想等からも、楽しかった、感動した、あるいは自分もやってみたい、進路を考える上で役に立った、ボランティアの大切さが分かったと、非常に喜んでくれるとの報告を得ております。

続きまして、文化の杜公園の使用について報告をさせていただきます。

こちらのほうも、資料は特にございません。

過日、旭一中、旭二中の両校長から、サッカー部の活動の練習場所といたしまして、文化の杜公園の芝生広場を使用させていただきたいという趣旨で、市と教育委員会あてに要望書が提出されました。

学校教育課といたしましては、現在の両中学校の部活動の実態から、学校の要望に応え、

使用をできるように主管課にお願いしたところでございます。

都市整備課より、基本的には両中学校の実態を踏まえ、一定のルールのもとに、使用を認めたいとの連絡を受けております。

ルールにつきましては、まず最初に、独占的な使用とならないよう、市民の利用に配慮すること。2点目といたしまして、あくまで都市公園の多目的広場であり、サッカー専用の広場ではないという認識のもとで適切に使用すること。3点目といたしまして、芝生の状態を見ながら練習場所を変えるなど、芝生の保護に努めること、などが主なものであります。

使用開始の時期につきましては、本会議終了後を目途に、現地において両校立ち会いのもとで、改めてルールを確認すると、こういう予定になっております。

2点、報告させていただきました。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、お手元の配付資料の中で、「旭中央病院中期計画について、職員の皆さんへ」と、裏側が「旭中央病院中期計画（2011～2015）」という資料がございます。こちらをご覧ください。

こちらは、旭中央病院中期計画なんですけど、これは地域医療の崩壊が叫ばれる中、5年後、10年後にも、健全な状態で地域医療を提供し、住民のニーズに適切にこたえられる病院づくりを目指すことを目的に、平成23年度に策定したもので、平成23年度から5年間の計画になっております。

計画は、4つのビジョンからなっております。

ビジョン1では、「地域住民に信頼される病院」として、医療の質を高める組織づくりや、院内・院外に対する情報発信力の向上を掲げております。

ビジョン2では、「地域医療の全国モデルとなれる病院」として、地域医療再生のモデルづくりや、旭中央病院を核にした地域活性化を掲げております。

また、ビジョン3では、「やりがいと働きがいのある病院」として、人材育成及び努力した人が報われるしくみづくり、それから労働及び住環境の整備などを掲げております。

ビジョン4では、「財政基盤の安定した病院」として、財務体質の改善と情報公開などを掲げております。

こちらは、昨年5月に職員向けに配布された資料であります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） すみません、私のほうから、最後なんですが、その1枚前の再整備事業全体計画の一番最後をご覧になっていただければと思います。

その紙の一番最後に、今後の予定というのがございまして、そこをご説明をさせていただきたいと思います。

下の2行でございまして、今後、病院の事業、どんなことを考えているかということ、最後にご説明をさせていただきます。

今後の予定としまして、今年予定しております、連絡通路及び職員食堂の事業につきましては、現在工事が順調に進んでおりまして、10月10日に予定どおり竣工の予定でございまして、これが竣工することによりまして解体工事に着手することができますので、竣工後解体工事に向かっていきたいと。

ただ、解体工事に当たりましては、周辺が通学路になっているということもございまして、安全性に十分配慮しながら、もう一度きっちり計画をよく精査して、安全性に支障がないかどうか、そこを十分確認した上で発注の手続きに入りたいと思っております。もし、その過程で何か変更等が生じた場合には、また改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

一応このような形で本年度事業を進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつご支援のほどよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、体育振興課のほうから、所管いたします事業におけます復興支援につきまして、お願いと説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほうはございません。

今年度後半に予定しておりますスポーツ振興事業につきまして、市民に勇気と元気を与え、旭市の復興を支援するため、旭市災害復興基金を活用させていただき実施したいと考えております。

この事業につきましては、スポーツを通じて旭市の復興に寄与するため実施するものであります。対象とする事業ですが、11月開催の第3回旭市民体育祭、12月開催の第8回旭市民駅伝大会、来年2月開催の第24回旭市飯岡しおさいマラソン大会を予定しております。

基金の使用の内容ですけれども、優勝旗、応援旗、復興祈念カップのほか、市民ボランティア用のスタッフジャンパー、そして地元産品の提供等でございます。

これらの予算措置につきましては、12月補正を予定しておりますが、先行して実施いたします旭市民体育祭、旭市民駅伝大会につきましては、実施後の予算措置となってしまいますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きたいことがありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の市民体育祭の運営の中で、復興基金からお金を使うという話で、それは12月補正で出すより前に実施するという話ですよ。金額はお幾らですか。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） 現在、市民体育祭につきましては、131万円程度を予定しております。また、市民駅伝大会につきましては25万2,000円程度、そして、しおさいマラソン大会につきましては、これは12月補正のほうになるかと思ひますけれども、262万円程度を予定しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） しおさいマラソンで262万円も使うということですね。

ちょっと今、現場からのほうで、例えば今、市に義援金が2億円以上、前回配った以上にたまっていますよね。早く配れという話があるんですよ。復興支援で来たお金はみんな基金に入っているわけですね。

従来、今まで市民体育祭は市のお金、自前でやっていたわけですよ。しおさいだっけでしょう。復興基金から使わなきゃならないんですか。あまりいい話じゃないと思うんです、市民にとって、この話が出れば。このくらいのお金、市から出してもいいんじゃないんですかね。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） この復興基金につきましては、ご承知のとおりでありますけれども、「がんばろう！千葉」の復興基金を使うもので、100%税金からではなくて、「がんばろう！千葉」の復興基金のほうから出るものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そうするとまず、これどういう話か分からないんですけども、12月の補正で出るという前にお金を使うわけですから、市長専決ですか。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） この予算の先行の使用につきましては、予備費で当面充当というようなことで考えております。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） ちょっと学校教育課長にお願い、というよりも、先般の決算審査特別委員会で、いきいきプランの件につきまして、たしか平野副委員長から、各学校でいきいきプランでやっている項目について、口頭じゃなくして、自分たち学校ではどのようにそれを利用しているのかということで、できれば、雑駁でもいいから何か文章にして議長名あてで報告するようにお願いできませんかということで、私、当日確かに学校教育課長にお願いしたと思いますので、きょうはまた報告だけで、口頭だけですよね。ですから、先般には、ありますと言ったんです、私にね。ですから、それを後ほどいいですから各議員さんに、簡単なメモでいいですから、それを提出していただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、陳情の審査を行います。

子育て支援課以外は退席してください。

ここで、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時20分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第3号、「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第3号の審査に入ります。

子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情について、本市の保育所の現状について、参考意見を述べさせていただきます。

保育所施設の最低基準は、施設設備として、乳児室、ほふく室、保育室、または遊戯室、屋外遊戯場、調理室及びトイレを設けることとされ、乳児室は1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室は1人につき3.3平方メートル以上、保育室または遊戯室は1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場は1人につき3.3平方メートル以上と規定されています。

県指針では、国基準のうち乳児室、ほふく室及び保育室について、面積が広くとられており、乳児室、ほふく室については4.95平方メートル以上、保育室が3.0平方メートル以上と規定されております。

当市では、保育所ごとに定員を定めておりますが、年齢ごとには定員を定めておりませんので、特定の年齢の児童の入所が多い6保育所、公立保育所3、私立の保育園3園で県指針を満たせない状況となっております。ただし、県基準に満たせていないといっても、限りなく県基準に近いという数字でございます。一応6保育所が満たせない状況になっておりますので、以上で、参考意見を述べさせていただきました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一哉） ただいま子育て支援課長から説明があったわけでございますけれども、ただ、県基準には近いということですが、6保育所が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 6 保育所ですけれども、一応、県基準を満たしておりませんが、ひかり保育園、サンライズベビーホーム、中央第三保育所、それから、おうめい保育園、ゆたか保育所、干潟保育所の 6 保育所でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、ここで執行部は退席してください。

ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時 2 6 分

再開 午後 2 時 3 0 分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第 3 号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 確かに、保育所の設備をよくするということは、大事なことだと思います。できるだけ早くそうなってほしいとは思いますが、今、執行部のほうの説明で、市内でも 6 か所ほどそれに追従できない、対応できないというところがあるようですので、しばらくの間は見合わせて、その間にこの 6 保育所でそれなりの努力をしていただくと。それが整った段階で、この陳情に沿えるようにしたいなと思いますので、当面は、今回は見送るということで私は考えます。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任をさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎

総務常任委員会

平成24年9月24日（月曜日）

総務常任委員会

平成24年9月24日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第15号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 木内 欽市
委員 高橋 利彦
委員 太田 將範
委員 大塚 祐司

副委員長 伊藤 保
委員 柴田 徹也
委員 飯嶋 正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊介

説明のため出席した者（20名）

副市長 増田 雅男
行政改革推進課長 林 清明
企画政策課長兼被災者支援室長 米本 壽一
税務課長 佐藤 一則
会計管理者 宮應 孝行
監査委員兼事務局長 馬淵 一弘

秘書広報課長 伊藤 浩
総務課長 加瀬 寿一
財政課長 加瀬 正彦
市民生活課長 斉藤 馨
消防長 佐藤 清和
その他担当員 9名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆さん方には、暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案第10号と第15号の2議案であります。審査していただきたいと思います。なお、午後からは視察もあるようでございますけれども、委員の皆様方には、付託された議案を慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代える次第でございます。

では、木内委員長、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、議案第10号、平成24年度一般会計補正予算、それと議案第15号、旭市火災予防条例の一部改正の2議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げておりますけれども、今回の補正額20億4,500万円を加えたあとの予算規模は、289億5,300万円で、前年度の同時期と比較いたしますと10%の減となります。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

中ほどの18款繰越金について申し上げます。

平成23年度決算に基づく繰越金、実質収支額でございますが、決算認定で申し上げましたとおり、21億5,521万2,000円となっております。今回の予算計上額は、12億921万2,000円を計上したところでありまして、当初予算で4億円、それから6月の補正で3,824万1,000円を

見ておりましたので、補正後の予算額は16億4,745万3,000円でございます。

23年度の繰越金21億5,521万2,000円から補正後の予算額16億4,745万3,000円を差し引きまして、5億775万9,000円を今後の補正財源として留保しておるものでございます。

次に、もう一点の留保財源ということで、普通交付税について申し上げます。

普通交付税につきましては、今回、補正を行っておりません。ただ、去る7月24日に今年度の額、これが決定されまして、交付決定額は82億8,734万1,000円でございます。前年度と比べまして、2,810万3,000円の減となっておりますが、当初予算計上額の78億円に対してましては、4億8,734万1,000円の増となっております。これも今後の補正予算の財源として留保しておることをお伝えしておきたいと思います。

以上で議案第10号の補足説明を終了させていただきます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 12ページの広報活動費ですか、この需用費611万7,000円についてお尋ねします。

これは被災地あさひの震災記録誌ですか。ということで、この補正予算611万7,000円を組んであるわけですが、目での若干の行ったり来たりは、これはできるということを私も存じておりますが、ただこれだけの金額を、なぜ補正を組まないで記録誌を作ったのか、その辺をまずお尋ねいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） お答えいたします。

6月の総務委員会ของときにもお話ししたんですが、やはり作ってみて、非常にいいものができたということもございまして、早いうちに各戸配布をしたいという意向がありました。そんなことがありまして、この前回の委員会の席上で、現計予算を充当させていただきたいというお話をさせていただいて、配布したいということのご了解を得たということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） たしか6月に、現行予算において2万5,000部ですか、追加発注を予定しておりますと、こういうことを説明しております。

そうしますと、こういうことであれば、何でもできちゃうと思うんですね、最初に説明すれば。当然これは補正を組んでやるべきであるし、それとともに、これは、皆さん方は、我々は震災でこれだけ努力したという、これだけ被害を受けたけれども、それが現状はこうなった、それは確かにみんなに知ってもらいたいと思いますけれども、反面また、こういうむごいものをあまり見たくないという人もいるわけですよ。これは立場が変われば物の見方、考え方、まるっきり変わりますからね。むしろこんな金をかけるのなら、被災者にそれだけ救援してやれば、救済してやればという話もあるわけですよ。

ですから、こういうことを予算、何で流用できるの。これは600万円も700万円も流用できたら、これから何でもできちゃう。例えば、建設課だって橋の予算と言いました。今度は道路に回せるわけですよ。

そういう中で、またもう一点ちょっとお尋ねしたいのは、この流用というのは金額的にどのくらいできるのかお尋ねいたします。こんな大きな金額が流用になるのかどうか。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 金額がどのくらいというようなことでございますが、流用という表現が妥当なのかどうかというのは、確かに広報紙を作る予算があって、今回は震災の記録誌ということで、その中では違ったものに流用したという言い方になるのかもしれませんが。

ただ、現計予算がある中で、一たんこの予算を出すということで、それについては一時その予算、執行科目の中での立て替えという形になるんですね。これはあとで予算措置をして、それを補うということ、これ自体は、従来の予算執行の中で認められている、実務提要の中でもそのような記述がございます。

あと、金額的なものは、その本当に必要なものはどれだけあるかによって決まってくると思いますので、金額の制限というのは、幾らというのはここではちょっと言えないのかなと思っております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この記録誌ですか、全戸に配ったから、皆さん方は広報だと言うかもしれませんが、一般には、これは広報と見る人はいないと思うんですよね。本当の記録誌でしょう。

それから、ですから今、流用云々の問題がありましたけれども、やはりこれだけの予算を補正で組むんですから、当然、予算を組んでから、これを執行するのが当たり前のことだと思うんですね。それで、案外好評であったということですが、それなら何で、6月に補正を

組めばよかったんじゃないかと思うんですよ。その辺はいかがですかね。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 6月にきちんと補正を組んで、早期に出すなら、お配りするなら、やればよかったのではないかということでございます。

6月の段階で、実際には、事業を繰り越しして、ちょうどでき上がってきたころだったと思います。ですから、そのでき上がったものを見て、これは実際に、じゃ、配る時点というのが、タイミングというのがあるかと思うんです。

例えば、今回、9月に防災訓練を実施しています。そうすると、防災のために、この災害を忘れない、いつときも早く避難するための記録誌、そのような形で、できれば早期に配って、意識を高めていきたいということであると、9月の補正でやって、そのあと12月に配るということであっては、少し遅いのかなというところもございまして、これは早期に配ることもやむを得ないのではないかと、そのような形で、今回うちのほうも話を聞いた上で、ここにこういう形でお出しさせていただいたということになっております。

この物自体も、県からの「がんばろう！千葉」ですか、その災害のためのソフト事業の交付金を充ててございますので、そういったものは当然こういったところで、県と協議しながらこういうものをやりたい、よろしいんじゃないかというような話をしながら詰めていっているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） お尋ねをいたします。

12ページ、企画費の中の1番、企画事務費、報償費で19万2,000円、これは中央病院の検討委員会の報償費だそうでございますが、今回、中央病院の予算の中で26億2,500万円、補正で組まれておりますけれども、その大事な中央病院を今後どうしていくかという、そういった会議のための予算が19万2,000円、片や病院の医師宿舎の建設が26億2,500万円ということで、これは大事な話だと思うんですね。この19万2,000円で大丈夫なのかどうなのか。いい会議ができるのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 19万2,000円でいい会議ができるのかというご質問でございますけれども、これはあくまでも市の委員会の報償費が、大体1人6,000円

という金額からはじき出しておりますので、会議の内容と必ずしも一致しないということで、これは本当に申し訳ございません、ご理解をいただきたいと思います。6,000円掛ける人数掛ける4回分を予定してまして、ここに計上したということで、会議の内容とは別物ですよということで、どうかこの辺はご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 分かりました。金額の高ではないということですね。

しかしながら、片や2年先以上にオープンする宿舎に26億2,500万円、ぼんとかけるわけですよ、補正でね。その割には、意気込みの問題でございまして、19万2,000円というのはちょっと心もとないなと感じる次第でございます。

それは、やっぱり旭市にとって中央病院というのは大事な存在ですので、これが経営がどうにかなっちゃうと、これは大変なことになると、市民がみんな危惧しているわけございまして、どうぞその辺をご理解いただいて、当初19万2,000円でしょうけれども、かかることに金をかけるのは仕方がないと思うんですね。

無駄なところにかけるから、みんなが心配するわけで、ですから、必要などころには思い切ってそれは予算を分配して、市民の幸せのためにぜひよろしくをお願いしたいと思います。一言申し上げます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 本会議におきまして、ご説明差し上げましたとおりでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課から2点、ご報告、ご説明させていただきます。

最初に、お配りいたしました第2次旭市行政改革アクションプラン、平成23年度の進捗状況をご覧いただきたいと思います。

2ページをお開きください。

23年度分の実績について評価した評価の方法について記載されております。実は、22年度はこの評価の方法をA、B、C、D、プラス星のマークということで、記号で分けたいしました。分かりにくいというお話が若干ありましたので、それに変わって、分かりやすいように、完了ですとか、順調ですとか、ちゃんとした日本語で評価したということでもあります。

それに加えて、今回、2ページの表の一番下ですが、実施困難という項目を新たに加えました。これは実際にやるつもりでプランに盛り込んだんですが、いろいろ検討した中で、費用対効果が合わないですとか、実施が難しいと、時期が早いと、そういったものもあって、やらないと決めたものが幾つか出てまいりましたので、新たな区分けとして整理をいたしました。

3ページをお開きください。表をご覧くださいと思います。

評価項目数、いろんな区分けがあるんですが、評価項目数の一番下で合計66、これは実は、アクションプランの取り組み項目は60ございます。ただ、それぞれの取り組み項目の中で、複数の課にまたがるものがありました。それについては、それぞれの課から評価の結果をいただきましたので、評価の項目としては66になったということでもあります。

完了から実施困難まで、そこに合計の数が入っておりますが、結果としてこういうものになったということで、完了と順調、おおむね順調、合わせますと、ほぼ79%ということで、79ではだめだろうというお話もあろうかと思いますが、平成23年度はご存じのとおり、3.11の大震災があった中で、新たな取り組みが出てしまったりして、進まなかったものがあるということでもあります。

この冊子の中には、それぞれ完了ですとか、順調ですとか、あるいは未実施、停滞の主なものがそれぞれ説明されておりますので、ご覧いただきたいと思います。きょうは幾つかその中でご説明いたします。

5ページをお開きください。

本会議一般質問でも何回かご説明しておりますが、職員数の推移ということで、職員数の削減に向けた取り組みについてであります。中段の表を見ていただきたいんですが、目標が対前年ということで上に入っております。23年は8人減らそうということ、22年度に8人減らして、23年は8減で迎えようと、それから24年度は、さらに8人減らして迎えようというものでしたが、それぞれ16人、17人の減ということで、24年当初まで、4月1日まで16人減らそうという計画でしたが、現実には33人減らせたということでもあります。

その下に人件費がどうなったということで、23年の減分については、24年が終わらないの

でまだはっきりしませんが、22年の減分については、6,900万円の実際減が出たということであります。これは災害対応の時間外があつたりですとか、共済の関係でちょっと増が出たということで6,900万円ということですが、それらを除きますと1億円ぐらいの減にはなるというように報告を受けております。

次に、右の6ページです。

職員の人材育成ということで、各課にナンバー9の1というのがございます。組織目標の明確化ということで、新たに各課で、その課でやる、取り組むべき事務について目標をしっかりと立てろということで実施しております。年度末にはその結果の報告を受け、それを課長の考課の一部にするということであります。

続きまして、ちょっと飛んでいただいて、11ページをご覧ください。

これも本会議の席上で、若干ご説明いたしました市税徴収率の向上ということで、順調という評価であります。右のページ、12ページにそれぞれ表に数字が入っております。市税現年分については、目標が95.79%の徴収率を目指すということだったんですが、23年度は96.02%ということで、目標よりさらに0.23ポイント上回ることができたということであります。

12ページ下、滞納処分の強化。一方で、23年度震災があつたということの中で、差し押さえ、それからインターネット公売等については、少しできなかった部分があるということで、停滞という評価になっております。

次に、16ページをお開きください。

補助金・交付金等の見直し、これが停滞となっております。23年度から補助金見直しの考え方ということで、予算編成時に各課に財政課のほうからお示しし、それに基づいて補助金を見直してくれということで進めてまいりました。

24年の予算編成につきましても、例えば、各補助団体の繰越金が市の補助金より多いような団体、それについては、1年休むなり減額するなりして、少し考えてくださいということの方針をお示しし、各課にお願いしたんですが、各団体とのその話し合いの中で、なかなか思うに任せなかったということで停滞となっております。

それから、18ページをお開きください。

ナンバー42、新庁舎建設の検討、これも停滞となっております。これにつきましても震災対応をしていく中で、庁舎について考えるいとまがなかったということで、停滞ということであります。

ただ、本年第1回の定例会の施政方針においてもご説明いたしましたとおり、今後のその災害対応なども考えたときに、しっかりとした耐震の庁舎が必要だということも含めまして、30年度に向けて検討を急ごうということでもあります。

以上、アクションプランの進捗状況の概要の説明です。

もう一点、徴収対策室の取り組み状況についてご報告させていただきます。

すみません、これは資料はございません。

6月に開きました第2回定例会でご説明いたしましたとおり、市では、市民サービスを提供する財源の確保、それから、誠実に納めていただいている方との負担の公平性、これらを確保するために、税をはじめとした各種の市債権について、法律に従って徴収の強化を図るということで、対策室を設置したものであります。

さらに、その7月には、その徴収対策室の取り組みに実効力を持たせるため、副市長と債権所管課の課長で組織する徴収対策会議を設置いたしました。この会議を中心に、徴収強化に係る共通認識を持つとともに、毎月の取り組み目標等を設定し、庁内一丸となって徴収の強化を進めようとするものであります。

現在、重点的に取り組む項目や目標を設定いたしまして、毎月の進捗管理を行うとともに、各債権の滞納者の名寄せ作業を進めております。今後は、この結果を有効活用いたしまして、滞納者の状況にも配慮した効率的な徴収を行っていきたいと考えております。

また、徴収対策の先進団体、これを調査・検討する中で、新たに議会でご議論いただき、議決いただくべき案件が生じてまいりましたので、事前にご報告させていただきます。

1つは、市長の専決処分事項の指定についてでありまして、現在も1つ指定はあるんですが、さらにもう1項目指定していただきたいということでもあります。

市の債権のうち、民民の契約と同等の、いわゆる私債権と呼ばれる学校給食費、それから放課後児童健全育成事業受託料、市営住宅の家賃、水道料金、これらについては、市が自ら滞納処分を行うことはできません。司法の力、いわゆる裁判所の力が必要になるというものであります。この司法、裁判所による滞納処分といいますのは、裁判所に訴えを起こすということが必要になりますので、地方自治法第96条、これによりまして、本来、議会の議決が必要となるものであります。

ただ、少額な訴訟について、その都度、議会の議決をいただくことは効率性に欠けるとともに、時期を逸してしまう可能性があるということで、ある一定金額以下の提訴のような簡易なケースについては、機動的に対応するため、自治法第180条に基づいて、首長の専決処

分事項に指定していただきたいと考えております。

もう一点、私債権については、時効による債権放棄の問題をはじめ、民法などの法律では、市として十分な対応ができない場合がありますので、債権管理を効率よく行うため、私債権等の管理、取り扱いを定める条例を制定する必要があるだろうと考えております。

これらの2点につきまして、次回、第4回定例会でご議論いただけるよう、現在、準備を進めています。議会の皆様のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、5点ほど報告をさせていただきたいと思います。そのうち2件は資料を配布してございます。

初めに、中央病院検討委員会設置要綱をご覧いただきたいと思います。設置要綱と委員の名簿を一緒にしてつづつてあると思います。ご覧いただきたいと思います。

設置要綱第2条、これは高橋委員に、何度ももう少し細かく目的を言えと言われたところなんですけれども、このように1号から4号まで、課題とか対策、そして経営形態について検討していきますよということを述べております。

この要綱の後ろには、委員の名簿がございます。これがお答えした13人の名簿でございます。構成メンバーにつきまして、改めて申し上げることはありませんけれども、このメンバーで10月2日午後3時30分から、第1回の委員会をこの場で行います。もちろん公開で行うということにしてあります。ただ、第1回は、中央病院の現状についてということで、いろんな資料を提出しまして説明したいと、このように考えております。

続きまして、第2点目は、この名簿の後ろに、東日本大震災に伴う国・県の支援金の支給状況という横長の資料があるかと思います。この表をご覧になっていただきたいと思います。

これは毎回報告しているものでありますが、この表の一番下から3行目のところに合計欄がございます。ここに合計の数字が入っています。被害件数は3,723世帯です。次にあるのは、798という数字があらうかと思います。これは国の支援金、被害程度に応じて支援金が支払われる、基礎支援金が798世帯であります。

その右をずっといきまして、ちょっと分かりにくいと思いますが、582という数字がございます。582というのは、住宅の復旧状況、再建状況に応じて支援金が支払われる加算支援金の数字が582ということで、これは約72%と下に数字が入っていますけれども、72%の方に支払われましたと、合計12億5,725万円が支払われましたという数字でございます。

その右側にいきますと、これは国の支援金に対しまして県の支援金です。液状化等の被害を受けた方の支援でございまして、234世帯で1億1,882万1,000円が支払われましたという、こんな数字の報告でございます。

資料を提出しました報告は以上ですけれども、もう3点報告させていただきたいと思えます。

まず1点目は、第4次の国の復興交付金の申請であります。これは今回の補正で提出しました、計上いたしました復興公営住宅についてであります。復興公営住宅につきましては、10月の半ばに国は申請を持って来いということで、今、協議が進んでいるところであります。そういったことで確実にそれは決定されると思えます。そういった状況であることをまず報告申し上げたいと思えます。

それから、2点目であります、道の駅の建設準備委員会の経過であります。これは7月20日、議会全員協議会で、場所を今、決めているところで、中央病院の東側に決定するという、その状況の資料を提出して説明させていただきました。

そのあと、8月2日に第4回建設準備委員会で、まさにそのとおり、中央病院東側の中央病院アクセス道東西線の1キロの範囲の南側か北側に決定させていただきまして、今、各地権者のところをずっと歩いているところであります。歩いているというのは、絶対におれは協力しないよというところだとか、大丈夫だよというところの、その大まかな状況をつかみたくて歩いているよということであります。この辺も報告させていただきたいと思えます。

このあと、9月、今月は、また27日に第6回の委員会を開く予定であります。その委員会では、どんな品物をどの程度、どの程度というのは何%ぐらい販売するか。具体的にいえば、野菜がどのくらい、畜産物がどのくらい、水産物がどのくらいを販売できるんだろうということを話し合う。話し合うことによって面積が決まっていく。建物の面積ですけれども、そういったことを進めていく会議にしたいと思っております。

最後に、今、旭市では、イメージアップキャラクターの公募をしております。9月、今月3日から来月の15日まで公募しております。小学校以上の市民の方に、市内在住、在勤、在学の方に応募してくださいと、1人3点以内ですよということですが、そういったことでイメージアップキャラクターを公募しているということを報告させていただきます。

以上、5点についてでございました。

○委員長（木内欽市） 所管課の報告は終わりました。

所管事項の報告で何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 中央病院の検討委員会というのは、初日から、議員、市民は傍聴できるのかどうか教えていただけますか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そのとおりでございます。第1回から公開という形でこの場で行います。ただ、この場所に限りがありますので、人数は少なくとも制限しようかなというふうに、今、そんなふうに考えております。

○委員長（木内欽市） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（木内欽市） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市